

令和7年第2回定例会

# むかわ町議会会議録

令和7年 6月19日 開会

令和7年 6月20日 閉会

むかわ町議会

## 令和7年第2回むかわ町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

### 第 1 号 (6月19日)

議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
事務局職員出席者	5
開会及び開議	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	8
町長行政報告及び提出事件の大要説明、教育長行政報告	8
一般質問	14
大 松 紀美子 議員	14
栗 原 健 一 議員	28
古 内 みゆき 議員	33
東 千 吉 議員	47
奥 野 恵美子 議員	53
北 村 修 議員	65
散 会	82

### 第 2 号 (6月20日)

議事日程	83
本日の会議に付した事件	84

出席議員	8 4
欠席議員	8 4
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	8 4
事務局職員出席者	8 6
開 議	8 7
議事日程の報告	8 7
報告第 2 号の上程、説明、質疑	8 7
報告第 3 号の上程、説明、質疑	8 8
承認第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 3
承認第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 6
諮問第 1 号及び諮問第 2 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	9 8
議案第 3 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 0
議案第 3 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 2
議案第 4 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 3
議案第 4 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 5
議案第 4 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 8
議案第 4 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 0
議案第 4 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 3
議案第 4 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 4
議案第 4 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 7
議案第 4 7 号から議案第 4 8 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 8
意見書案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 0
意見書案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 3
所管事務調査報告の件	1 4 4
閉会中の特定事件等調査の件	1 4 5
議員の派遣に関する件	1 4 5
閉議及び閉会	1 4 6
署名議員	1 4 7

むかわ町告示第26号

令和7年第2回むかわ町議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年6月9日

むかわ町長 竹 中 喜 之

1 日 時 令和7年6月19日（木）午前10時

2 場 所 むかわ町産業会館 第1研修室（3階）

○応招・不応招議員

応招議員（13名）

1番	栗原健一	議員	2番	伊藤恵美	議員
3番	古内みゆき	議員	4番	奥野恵美子	議員
5番	東千吉	議員	6番	佐藤守	議員
7番	中島勲	議員	8番	大松紀美子	議員
9番	三上純一	議員	10番	小坂利政	議員
11番	北村修	議員	12番	津川篤	議員
13番	野田省一	議員			

不応招議員（なし）

## 令和7年第2回むかわ町議会定例会

### 議事日程（第1号）

令和7年6月19日（木）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
  - 第 2 会期の決定
  - 第 3 諸般の報告
  - 第 4 町長行政報告及び提出事件の概要説明  
教育長行政報告
  - 第 5 一般質問
- 

### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

### 出席議員（12名）

1番	栗原健一	議員	3番	古内みゆき	議員
4番	奥野恵美子	議員	5番	東千吉	議員
6番	佐藤守	議員	7番	中島勲	議員
8番	大松紀美子	議員	9番	三上純一	議員
10番	小坂利政	議員	11番	北村修	議員
12番	津川篤	議員	13番	野田省一	議員

### 欠席議員（1名）

2番 伊藤恵美 議員

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	竹中喜之	副町長	成田忠則
支所長	吉田直司	会計管理者	今井巧

総務財政課長	佐々木 義 弘	総務財政課幹主	伏 木 允 一
総務財政課幹主	三 上 祐	広報防災対策室長	関 根 徹
総合政策課長	栃 丸 直 士	総合政策課幹主	澤 田 健
D X推進室長	大 塚 治 樹	町民生活課長	柴 田 巨 樹
町民生活課参事	小 坂 僚 介	町民生活課幹主	佐々木 智 晴
保健介護課長	梅 津 晶	保健介護課幹主	加 藤 こずえ
保健介護課幹主	今 莊 由 香	保健介護課幹主	柴 田 美由紀
福祉・子育て課長	熊 谷 伸 一	福祉・子育て課幹主	矢 野 優 子
福祉・子育て課幹主	谷 川 功 一	農林水産課長	東 和 博
農林水産課参事	藤 野 真 稔	農林水産課幹主	飛 岡 雅 幸
農林水産課幹主	宮 村 敦 嗣	経済建設課長	江 後 秀 也
経済建設課参事	菊 池 功	経済建設課参事	佐 藤 琢
経済建設課参事	西 村 和 将	企画町民課長	菅 原 光 博
企画町民課幹主	中 上 紀 文	企画町民課幹主	高 橋 佳 香
経済戦略室長	長谷山 一 樹	経済戦略室幹主	櫻 井 和 彦
経済戦略室幹主	太 田 耕 司	国民健康保険 穂別診療所 事務長	横 山 貴 仁
教 育 長	長谷川 孝 雄	生涯学習課長	西 幸 宏
生涯学習課 教育指導参事	池 田 佳	生涯学習課参事	高 木 龍一郎
生涯学習課幹主	菊 池 恵 美	生涯学習課幹主	山 木 美 幸
選挙管理委員会 会事務局長	佐々木 義 弘	農業委員会 事務局長	藤 田 浩 樹

農業委員  
支局 會長

宮 村 敦 嗣

監 査 委 員

数 矢 伸 二

---

事務局職員出席者

事 務 局 長

松 本 洋

主

査

酒 卷 早 苗

---

### ◎開会及び開議の宣告

○議長（野田省一君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第2回むかわ町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

開会 午前10時00分

---

### ◎議事日程の報告

○議長（野田省一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

また、室内の気温が上昇するものと思われま。上着の着用は自由とします。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（野田省一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番、中島 勲議員、8番、大松紀美子議員を指名します。

---

### ◎会期の決定

○議長（野田省一君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

さきに議会運営委員会委員長から、6月13日開催の第4回議会運営委員会での本定例会の運営に関わる協議の経過と結果について報告の申出がありましたので、これを許します。

佐藤議会運営委員長。

〔佐藤 守議会運営委員長 登壇〕

○議会運営委員長（佐藤 守君） 皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、6月13日に開催しました第4回議会運営委員会の経過と結果について報告いたします。

委員会での協議は、第2回定例会の運営に関する件であります。

まず、副町長及び議長から、町長及び議員等から提出を予定している審議案件の概要説明がありました。

今期定例会に町長から提出される審議案件は17件で、その内訳は、報告2件、承認2件、

諮問2件、議案11件であります。

提出審議案件の取扱いについては、協議の結果、会議規則第37条の規定により、一括して議題とする案件は、諮問第1号から諮問第2号までの2件、議案第47号から議案第48号までの2件で、会期日程表に記載のとおりであります。

次に、議員等から提出を予定している審議案件は5件で、その内訳は、意見書案2件、その他3件であります。

まず、意見書案についてであります。議員提出の意見書案については1件であり、6月9日に開催された所管の常任委員会協議会で協議の結果、受理番号4番は、提出者が所定の賛成者をつけて意見書案第4号として提出されております。

また、陳情文書表の取扱いについては、令和7年3月定例会締切日以降に受け付けたもので、お手元に配付の陳情文書表に記載のとおりであります。

受理番号7番、8番は内容が同一であるため、意見書案第5号として所管の委員会構成員で提出され、受理番号4番、5番、6番の3件については、全議員へ印刷配付することとされております。

所管事務調査報告は、総務厚生常任委員会及び経済文教常任委員会、復興拠点施設等整備事業調査特別委員会から調査継続、または調査終了に伴う調査報告書が提出されております。

次に、一般質問については、大松紀美子議員ほか6名から13項目の通告があり、その取扱いとは通告どおりといたします。

なお、質問項目が重複または類似する質問をされる方は、内容が重複しないよう配慮願います。

以上の審議案件数とその取扱いから、本定例会の会期については、お手元に配付の会期日程表のとおり、本日から20日までの2日間としたところであります。

質疑される方は質疑と意見を混同せず、また議題外にわたることなく、要領よく簡潔に質問され、答弁される方は簡潔明瞭に答弁をいただき、規律ある会議運営の点からも、私語などは厳に慎まれるようお願い申し上げます。

また、換気のため、休憩及び必要最低限の説明員の自由な出入りは、議長の議事整理権において判断させていただきます。

本議会の服装については、年間を通じた省エネ、節電の観点から、ナチュラル・ビズ・スタイルを町で取り組んでいることから、ネクタイの着用は自由とし、上着については、その日の議長判断により自由とさせていただきます。

また、熱中症予防の観点から、議員の水の持込みを可としたことから、説明員についても同様としておりますので、御了承願います。

最後に、議会中継であります。情報公開を推進するため、本定例会におきましても、四季の館道の駅付近ロビーと穂別町民センターロビー及び穂別診療所待合ロビーで放映しますので、お知らせいたします。

以上を申し上げ、令和7年第4回議会運営委員会の報告といたします。

○議長（野田省一君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のとおり、本日から20日までの2日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 御異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から20日までの2日間に決定いたしました。

また、議会運営委員長からの報告のとおり、感染症防止対策として、定期的な換気などの対策を講じることといたします。

なお、説明員の出入りも、議長権限で必要最低限において自由とさせていただきますので、御理解願います。

なお、円滑な議会運営のため質疑及び答弁は簡潔明瞭に行うようお願いをいたします。

---

### ◎諸般の報告

○議長（野田省一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に印刷配付しております諸般の報告及び議会だより第151号のとおりですので、御了承願います。

---

### ◎町長行政報告及び提出事件の概要説明、教育長行政報告

○議長（野田省一君） 日程第4、町長行政報告及び提出事件の概要説明、教育長行政報告を行います。

町長から行政報告及び提出事件の概要説明の申出がありましたので、これを許します。

竹中町長。

〔竹中喜之町長 登壇〕

○町長（竹中喜之君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、令和7年第2回むかわ町議会定例会を開催するに当たりまして、議員の皆さんには御出席をいただき、ありがとうございます。

提出事件の概要説明に入ります前に、私のほうから10点、行政報告を申し上げます。

1点目は、ほべつ歯科の閉院と今後の再開見込みについてでございます。

令和6年3月、ほべつ歯科クリニック、小橋院長より、持病の治療に専念するため、令和7年5月末で閉院する意向が示されました。同歯科クリニックは、穂別地区唯一の歯科医療機関であり、町としても存続に向けて関係機関、本町出身の歯科医師等に情報を共有の上、再開協議を進めてきたところ、苫小牧市内でうのデンタルクリニックを開業しております本町出身の鵜野慶治院長より、開業の意思決定をいただきました。

町といたしましては、本定例会において穂別歯科診療所における歯科医療機関開設費用の一部を助成する補正予算を計上しております。開業時期が決定した際には、町民の皆さんにもお知らせをいたします。

2点目は、東胆振定住自立圏共生ビジョンの策定についてでございます。

東胆振定住自立圏共生ビジョンは、東胆振1市4町での協議を経て、圏域の将来像、協定に基づき、関係市町で連携し推進していく具体的な取組を記載したものでございます。令和2年度に策定された共生ビジョンの計画期間が終了することを受け、圏域住民で構成する定住自立圏共生ビジョン懇談会、パブリックコメント、これらを経て、令和7年度から11年度までの5か年を計画期間とする東胆振定住自立圏共生ビジョンが策定されましたので、御報告をいたします。

なお、新たに策定された共生ビジョンには、下水汚泥・し尿処理の広域化・共同化を定住自立圏の取組として位置づけしております。引き続き、共生ビジョンに基づき、東胆振1市4町による連携を図りながら、取り組んでまいります。

3点目は、今定例会で補正予算の提案の際に詳しく説明がありますが、自立分散型組織、DAOという新たな仕組みを活用し、町の地域資源、観光資源、これらを高付加価値的なデ

デジタルコンテンツ、唯一無二というんでしょうか、非代替性トークン、NFTとして、国内外に発信、販売するオンラインのプラットフォームを構築していくものでございます。

今回、本町におきましては、共通する課題を有する自治体と広域的な連携を図りながら、新しい地域経済・生活環境創生交付金、これを活用して、恐竜関連のコンテンツだとか、むかわにある自然風景、特産品、地域イベントなどを題材としたNFTを製作し、国内外に向けて発信、販売をしていくとともに、地域おこし協力隊とデジタルコミュニティというのを融合させながら、地域経済の活性化、さらに関係人口の拡大などの地域課題の解決を目指してまいります。

4点目は、地域資源を通じた新たな国際交流に関しまして、台湾の台南市左鎮区との友好交流協定の締結についてでございます。

既に新聞報道等でも発表されておりますが、6月10日、主要産業であります農業などの産業面、互いに古生物化石が産出するなどの共通点を通じて、相互理解と協力関係を深めることを目的に、友好交流協定を締結しております。

具体的な交流の在り方などにつきましては、古生物化石や特産品をはじめとした地域資源の活用による新たな価値の創出、次世代を担っていく青少年の交流、段階的な展開を探って取り組んでいきたいと考えております。

5点目として、本町の指定金融機関であります苫小牧信用金庫の法令違反等の業務に対し、北海道財務局から業務改善命令が出された件でございます。

5月21日に元理事長が来庁され、経過説明と謝罪がされております。今回の法令違反は遺憾ではありますが、本町との取引業務において直接的な影響がないこと、また、本町に対しましても業務改善計画が提出されていることから、今後の経営を注視しつつ、これまでどおりの取引業務を継続いたします。当金庫におかれましては、言わずもがなでございますけれども、今後ガバナンスを強化し、コンプライアンスの徹底を図り、信頼回復を願うものでございます。

6点目は、今年度のししゃも漁についてでございます。

ししゃも漁につきましては、近年、海水温の上昇が要因とされる資源の減少により、令和5年度以降、操業の見合せが続いております。令和7年度の操業につきましては、えりも以西及び胆振管内ししゃも漁業協議会におきまして、令和5年度の遡上の状況、夏場の海水温、令和6年春の稚魚調査なども基に、慎重な協議を進めてまいりました。その結果、資源は回復傾向にあるものの、依然として数値は低水準にとどまっており、持続可能な資源回復に向

けた最大限の対応が必要との判断から、令和7年度におきましても、休漁とする決定がなされ、町としてもその判断を尊重したいと考えております。

これで3年連続の休漁となりますが、町内の加工業者の皆さんは優れた加工技術により、道内産のししゃもを販売しているところは御存じのところでございます。引き続き、試験研究機関等による資源再生調査研究会の活動の促進とともに、町民の皆さんをはじめとした機運醸成を高める「未来につなぐ鵒川ししゃもプロジェクト」の展開を図り、この町の歴史と伝統に深く根差している鵒川産ししゃもの復活に向け、取組を進めてまいりますので、皆様の御理解と御協力をお願いを申し上げます。

なお、先月の定例会で議決をいただいております11月1日のむかわ町ししゃもの日につきましては、一般社団法人の日本記念日協会より、記念日として正式に登録されたことをここで御報告を申し上げます。

7点目は、これも新聞報道にございますが、北海道テレコム懇談会会長賞受賞についてでございます。

6月1日の電波の日にちなみ、電波利用の仕方、情報通信の発展に貢献した団体として、むかわ町が北海道テレコム懇談会会長賞を受賞いたしました。北海道胆振東部地震以降、本町が進めた防災を軸としたこのまちづくりとして、放送メディアと情報通信システム活用の取組により、表彰がされたものでございます。

今後とも関係機関、そして関係者の皆さんと連携しながら、防災に関する情報伝達及び情報共有に努めてまいります。

8点目は、かねてから懸案事項でございました主要道道穂別鵒川線米原地区における道路改良事業化についてでございます。

これまで、本町の重点要望として、主要道道穂別鵒川線米原地区の道路改良要望をしてきたところでございますが、このたび、当該箇所の事業化により排水溝整備、用地測量を実施する旨、先般、北海道より連絡を受けているところでございます。

今後、早期完成に向け、国・北海道に引き続き改良要望を続けてまいります。

9点目でございます。

連日、報道されておりますヒグマの関係でございます。

6月に入り、目撃情報が多くなっております。4月以降、穂別地区で7件、鵒川地区で1件の目撃情報があり、そのうち1頭は穂別長和で捕獲をしております。

今後とも、住民の皆さんが安全に過ごせるよう、注意喚起と併せ、猟友会や警察とも連携し

ながら、対応に努めてまいります。

最後に、ほべつメロン初競りについてでございます。

本日早朝、ほべつメロン初競りが札幌市中央卸売市場で行われ、昨年と同額の秀5玉15万円の値がつかまりましたので、御報告いたします。

以上、第2回定例会に当たりましての行政報告とさせていただきます。

続いて、本定例会で御審議いただく事件でございます。

報告2件、承認2件、諮問2件、議案11件でございます。

報告第2号 専決処分報告に関する件は、損害賠償の額の決定に関する件でございます、地方自治法第180条第2項の規定により報告をするものでございます。

報告第3号は、令和6年度歳出予算のうち、当該年度に支出が終わらない経費について翌年度に繰り越したため、一般会計繰越明許費繰越計算書を報告するものでございます。

承認第1号 専決処分につき承認を求める件は、令和6年度むかわ町一般会計補正予算(第10号)を令和7年3月31日に専決処分しましたので、これを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

承認第2号 専決処分につき承認を求める件は、地方税法等の改正に伴い、むかわ町税条例の一部を改正する条例を令和7年4月1日に専決処分しましたので、これを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

諮問第1号及び第2号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求める件につきましては、任期満了に伴う人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めるものでございます。

議案第38号は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、花岡辺地及び穂別富内辺地、穂別豊田辺地に関わる公共的施設の総合整備計画における事業費及び辺地対策事業債の予定額を変更しようとするものでございます。

議案第39号から第42号は、いずれも工事請負契約の締結に関する件で、予定価格5,000万円以上の工事請負契約締結について、議会の議決を求めるものでございます。

議案第43号は、動産の買入契約の締結に関する件で、予定価格2,000万円以上の動産買入契約締結について、議会の議決を求めるものでございます。

議案第44号 むかわ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案は、国家公務員におけるこの年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充に準じて、本町の条例についても所要の改正を行うものでございます。

議案第45号 むかわ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案は、地方公

務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、育児に係る部分休業制度が拡大されることから、所要の改正を行うものでございます。

議案第46号 むかわ町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第47号 令和7年度むかわ町一般会計補正予算（第1号）、議案第48号 令和7年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、事業の必要性から所要の補正を行うものでございます。

以上につきまして、後ほど、説明員から御説明を申し上げますので、よろしく御審議、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（野田省一君） 町長行政報告及び提出事件の主要説明が終わりました。

次に、教育長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

長谷川教育長。

〔長谷川孝雄教育長 登壇〕

○教育長（長谷川孝雄君） おはようございます。

令和7年第2回むかわ町議会定例会に当たりまして、教育委員会から、町内小学校におけるUSBメモリーの紛失事故の発生について御報告申し上げます。

事故の内容としましては、令和7年4月28日、教室設置の教師用タブレットに個人情報が入ったままの私物USBメモリーを使用して作業を行い、その後USBメモリーの所在が不明となり、校内及び自宅を探しましたが発見できず、5月1日に教頭へ報告、翌5月2日に教頭より校長へ報告があり、事故の発覚に至ったものであります。警察署へは遺失届を提出しており、現時点で個人情報の流出は確認されておりません。

また、5月12日に対象児童と保護者へ概要の説明と謝罪を実施しております。

当該校においては、全教職員を対象に個人情報の取扱いについて改めて注意喚起を行うとともに、個人情報の取扱いに関する作業は全て校内で終了させることとして、いかなる媒体での持ち出しをしないことを徹底します。

教育委員会におきましては、5月8日に臨時校長教頭会議を行い、学校における個人情報の管理について定めた情報管理指針の遵守を指示し、情報管理の一層の徹底を図り、再発防止に努めるよう指示を行っております。

以上、教育行政報告とさせていただきます。

○議長（野田省一君） 教育長行政報告が終わりました。

これで、町長行政報告及び提出事件の概要説明、教育長行政報告を終わります。

---

◎一般質問

○議長（野田省一君） 日程第5、一般質問を行います。

順に発言を許します。

---

◇ 大 松 紀美子 議員

○議長（野田省一君） まず、8番、大松紀美子議員。

[8番 大松紀美子議員 登壇]

○8番（大松紀美子君） 一般質問をさせていただきます。

まず1つ目に、ごみ収集運搬手数料についてです。

来年度からのごみ収集運搬手数料の引上げを検討していると聞いています。物価高や光熱費の高騰など、町民の暮らしは困難が続いています。手数料の引上げは容認できないと思っています。町の見解を伺います。

また、資源ごみの手数料は無料に戻すべきと考えますが、見解を伺います。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） むかわ町のごみ処理につきましては、御承知のとおり、一部事務組合で平取町外2町衛生施設組合が、関係の規定に基づいて行っているところでございます。

本件につきましては、その当該組合から、組合のこれまでの議員全員協議会というんですか、それだとか、衛生担当課長会議の中で、収集運搬処理手数料及び直接搬入処理手数料について、令和8年4月から改定したいという旨、説明があったものです。

改定案の内容について、収集運搬手数料のうち、燃えるごみの受益者負担を現行の2倍とするほか、直接搬入手数料についても、収集運搬処理手数料との不公平感、こういったところを生じないように応分の負担を求めるものと、そのときは説明を受けております。

改定案の説明を受けて、町として、これまでの町としての意見書求められていますから、町としての意見どうなのということ、これまでの経過というのを踏まえた基本的な考え方だとか提案する内容、その根拠、それと将来に向けた、ごみ処理等に関する課題の全体での共有化、そして組合としてそれらについて、これ主なものですがけれども、明確にしていく必要があるのではないかと。料金あるいは受益者負担の設定等については、時代背景の少子高

齢化だとか、あるいは人口減少、そして経済情勢の変化等々取り巻くもの、こういったものに十分配慮をしながら、丁寧な議論というのを踏まえた上で、組合にて決定するものとして、組合のほうに参考意見として、町の考え方をお伝えしたところでございます。

2点目の資源ごみの手数料の無料化につきましても、先ほどお答えした町の考え方と同じでございますので、御理解を願いたいかと思えます。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） 一部事務組合で行っていることというのは分かっております。私も12年間派遣されて行っていましたから、よく分かっているんですが、これは既に組合議会の中に全員協議会ですけれども、提案されているというところで、私が思うに、こういうことを提案する前に、さっき町長もおっしゃいましたけれども、担当の会議、担当者の方の構成町会議というのをやっていると思いますけれども、その中で当然話が出てきますよね。組合が勝手に決めるんじゃなくて、必ず3町で、3町に対してどうなんだということから始まることだと思うんですよ。でも、もう全員協議会で提案されているということは、町もそのことは、引き上げられるのはやむを得ないよというふうに考えているということなんですか。

○議長（野田省一君） 柴田町民生活課長。

○町民生活課長（柴田巨樹君） ただいまの御質問についてでございますが、構成町の担当課長会議の中では、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、改定をしたい旨の説明は受けました。私も参加、出席した中では、これは決定してそのまま周知をされるというところは、それは当然、受益者の部分もありますので、そこは十分議論をする必要があるんじゃないでしょうか。私ども、いきなりこの内容を知らされたものですから、ここはやっぱり最終的に組合が決定するとしても、その構成町を含め、住民の方も納得できるようなものというものは十分検討していただきたいということで、発言はしてございます。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） ごみ収集カレンダーが元に戻りましたよね、前々年度に。あのときも、私はむかわ町の担当者の方は、こんなふうに変更されるのは知らなかったのかなと思いましたよ。一般質問で取り上げて戻りましたよね、元に。大変喜ばれたんですけども、確かに一部事務組合をつくっていて、やっているの知っていますよ。だけれども、一部事務組合というのは結局、集めたごみを焼却するとかリサイクルするとか、じゃその場所をどこに設置しますかとか、そういうことを議論していく場所だと私は思っておりますし、結局、住

民が出すごみをどんなふうにしていくかという基本的な考え方というものを、町はちゃんとしっかり持つべきものだというふうに思っているんですね。

だから、今やり取り聞いていて、じゃ町はこの引上げを認めるのか認めないのかというところがはっきりしませんでしょう。組合は確かに、私もいろいろ資料をもらって見ましたけれども、負担割合云々とかというのもありましたよね、資料の中に。でも、そのことを今こういう経済状況の中で、例えば8年度からにしても、今この負担を認めていくのか、いかならないのかということ、町としてどうなのかということ、私を聞いていますよ。

町としては様々な意見は申し上げていますとはいっていますけれども、決めるのは平取の一部事務組合が決めるんだというふうに聞こえるんです、私は。そうじゃなくて、私が今、聞いているのは、そういう提案はされているけれども、町としてしっかりと認められないというふうに言っていくべきだということ、申し上げているんですけれども、もうちょっとはっきりというか、分かりやすい御答弁ありませんか。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） これは一部事務組合、ここに限らず、特別公共団体としての一つの人格を持っているところなんです。その関係規定というにもしっかり整理されて、その規定をつくる段階において、どういうふうな手続があったのかというところで、そこは御理解いただきたい。

それと、先ほど改定に向けて、この改定どうでしょうかといったところを我が町にも照会されました。関係する日高町にも照会されている。平取町にもそれぞれ照会して、構成する3町に照会している。我が町としては4点出しています。もう一回いきますか、4点詳しく。

1つは、先ほどと重複しますが、これまで経過を踏まえた受益者の負担に対する基本的な考え方がありますよねということが1つ。それと、今回提案に至った根拠等、改めて。それと、将来的な受益者負担、これまでどんな議論されてきたのかな、どういうところをロードマップに描いてきたのかなといったところも含めての在り方と、今言った今後に向けたロードマップ。さらには、4点目は組合と、今言われていますね、議会と構成町、さらには受益者によるごみ処理手数料等に関する課題の、取り巻く課題も含めた共有について、組合として人格ありますから、明確にさせていただく必要があると。そして、受益者負担の課題等については、先ほど言ったとおりの背景というの踏まえた中で、より丁寧な議論というのが求められるんじゃないでしょうかということ、申し上げてきております。

そして、まだまとめじゃないですけども、一昨日、組合のほうから日高であり、あるい

は平取であり、むかわ町であり、こういったところの今言ったような意見照会を取りまとめた結果、重複しますけれども、取り巻く背景、情勢等を踏まえた中で、将来をしっかりと見据えた施設整備だとか、あるいは受益者負担と行政、担当との考え方、今もありましたけれども、そういったところも含めた根拠提案、こういったところをもう少し提案することを大事にしながら、より十分な調査、それと議論、検討、こういった時間が組合として必要と判断したということから、戻します。一昨日ですけれども、来年4月からの改定は見送ることと予定とされているということを受けております。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） 分かりました。

結局ごみ問題というのは、むかわ町でもゼロカーボンシティの実現というようなことで、いろんな事業も取り組んでいますよね。結局その2050年までに二酸化炭素の実質排出量ゼロ、これは日本が世界に向けて約束したこととなっていますけれども、執行方針の中にもありましたけれども、そういうものとして、確かに、ごみ処理のことは一部事務組合でやっています。だけれども、やはり町が今、進めているその事業との関わりから見ても、このごみ問題というのをやっぱり一つの町が、そこに住む住民と一緒にどんなふうに解決していくかということを議論する内容だと思うんです。

だから、ただ単に一部事務組合でやっているから、議論ができるとかできないとかそういうことではなくて、やはりこの少子高齢化、ごみの量も減っていきだろうと、しかし焼却施設も老朽化していくと。今、町長が御答弁されたように、いろんな課題が待ち受けていると思うんですけれども、ぜひそのごみ問題、住民が力を合わせて、ここを解決していくためにはどうするかということも含めて、町として議論を住民にも投げかけていっていただきたいというふうに思っています。

一応、見合わせるということになりましたから、よかったなとは思いますが、必ずこれまた後で出てくる問題ですので、その辺、十分見据えながら議論もしていきたいと思っています。町長何か御答弁ありますか。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 答弁につきましては、先ほど基本的な事柄は申し上げたとおりでございます。繰り返しますけれども、ごみ収集運搬手数料の値上げ、こういったところについてもですけれども、住民生活、ここに直接影響するというのは、これは言わずもがなのことともされておりますので、所管する一部事務組合として、透明性の高い情報の公開というので

しょうか、それと住民からの意見というのを丁寧に聞き取って、プロセスというのを大事にしながら、理解と納得感のある改定案の策定、改定する場合ですね。必要と考えているところでございます。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） ありがとうございます。

次の質問に入ります。

放課後子ども教室についてです。

この子ども教室については、これまでも委員会の所管事務調査や他議員の一般質問などで町の見解を伺ってきたところです。今回、町が実施したアンケート結果から見える課題について伺います。

子育て支援施設利用者アンケートのコメントの中には、安心・安全面での不安を感じている保護者のコメントがあります。事業をこれからも進めていくためにも、保護者の不安を取り除くことが必要と考えています。

今後、安心・安全に事業を進め、保護者の不安を取り除くための町の対策について伺います。

○議長（野田省一君） 矢野福祉・子育て課主幹。

○福祉・子育て課主幹（矢野優子君） 御質問の要旨に沿い、お答えいたします。

放課後子ども教室については、職員2名もしくは職員1名に地域先生等がスタッフとなり、常時2名以上の体制で実施しております。

令和6年度の平均参加人数は鵜川地区18.5名、穂別地区11.4名となっており、安全面は保たれているものと考えます。

事業の実施に当たっては、委託事業者より実施計画書の提出を求め、実施後もSNS等で取組状況や写真を発信しております。

今後につきましても、利用者アンケートを公表していくとともに、内容は委託事業者にも情報共有し、満足度が高まるよう活動に反映させながら、子どもたちが安全に過ごせる居場所づくりに向けて努めてまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） これまで委員会、それから一般質問等で、この安心・安全対策について、具体的にどんなことをされてきましたかということをお聞きしたと思うんですけども、そういったこれまでの経過の中で、具体的にどんなことをされてきたのか伺います。

○議長（野田省一君） 熊谷福祉・子育て課長。

○福祉・子育て課長（熊谷伸一君） これまで、委員会等の御指摘を受けまして、改善に向けた取組といたしまして4点ございます。

1つ目は、放課後教室の安全な運営を確認するため、町担当者による月4回、週に1回です。安全を確認するため、現地に確認に行っております。

2つ目は、先ほどの答弁でも申し上げましたが、利用者児童の保護者を対象に今、行われている放課後教室が安心して利用しているのか確認するため、利用者アンケートを実施いたしました。先ほども申し上げましたが、今後このアンケートの結果については、保護者、委託事業者と内容を共有し、改善に向けて進めていく予定となっております。

3つ目です。これも先ほどと内容が重複しますが、委託事業者より、事業をやる事前に役場担当に対しまして事業の計画書を提出してもらいまして、その計画の内容を確認し、事業の妥当性、安全性を町が確認した上で実施するように今現在、進めているところでございます。

最後、4点目ですが、委託事業者との御指摘を受けたことに対します内容を、面談により、指摘事項につきまして改善に向けた協議、あと注意喚起を進めているところでございます。

以上です。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） 委託事業者の正規職員というのは2名で、あと地域おこし協力隊の方が契約社員で1名いらっしゃるということをお聞きしています。

保護者が心配しているのは、子ども教室、これいろいろ資料も出していただいて見ましたが、少ないときで5人の子どもさんの参加、多いときでボール投げなんかでは38人のお子さんが参加されているということで、これ心配されているのは多いときだと思っただけです。特に体を動かしたり、走り回ったりしなきゃならないときに心配をされているというふうに私は思っているんです。

ですから、そういうときに、じゃ例えばそこに入る方が、その責任を持てる方々と言えるのかどうか。地域先生であったり高校生の方だったりというときがあると思うんです。それで、当然その職員の方々も安心・安全という点では、非常に気を遣ってやっつけらっしゃることは分かるんですけども、じゃ、この地域先生とか高校生の方が入ったときに、その安全・安心対策として、どんなふうな事業者として取組をしているのかということがあれば、ちょっと伺いたいです。

○議長（野田省一君） 熊谷福祉・子育て課長。

○福祉・子育て課長（熊谷伸一君） 放課後教室に先ほど、これまでも定義については、子どもの居場所づくりの場所であるということは申し上げてきたところなんです、子ども何人に対して何人のスタッフという明確なルールというのは実はございませんで、ただ、学校の授業、例えば40人に1人の教師で進めていたり、次の質問にもあるんですが、児童クラブについては児童40名について2名の支援員、そういったルールがございます。

先ほど実績報告及び先ほども説明したように、事業を始める前に事業の内容、僕らもチェックして、安全が確認できるかというところは確認しながら進めているところではあります、必ず社員が1名入る体制は必ず取っているというところは確認しておりますので、そういったところで、事前に確認しているというところで御理解いただきたいと思います。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） じゃ特に、例えば地域先生だとか高校生の方に対して、特別な指導みたいなことはしているということではないんですね。職員の方が1人入って、十分、目行き届かせた中で、最高で38人、去年1年間で、教室のところを見ましたら一番多くて38人なんですよね。そうすると、動き回中で、その2人の方々が本当に安心・安全というところで十分なのかということも感じているんじゃないかなと思うんです、保護者の方にしてみたらね。

だからやっぱり、そういうところで当然その地域先生という方がたくさん参加されている教室もありますし、その教室の内容によってバラバラですよね。

だから、なかなか難しいところはあるのかもしれないんですけども、やはりそのアンケートの結果から、まだまだ不安な面があるというようなことが書かれていますから、やはりさっき課長がおっしゃったように、いろんなことで本当に、物を相手にするわけじゃなくて人間を相手にすることだから、なおこういう問題が起きるんだと思うんですけども、何かが起こるわけがない、起こっては困るということで始めていると思うんですけども、なかなかそれが1年生から6年生までもという、本当に年代も違う、動き方も違うようなお子さんたちを預かって事業を進めるわけですから、なかなか100%保護者の方が安心してというふうにはならないかもしれないけれども、やっぱりできるだけそれに近づけていくということが求められていくと思うんですけどもね。

そう思ってお伝えしているんですけども、それで、この2つ目の利用者、保護者へのアンケート結果を返していくというふうなこと、さっきおっしゃっていましたが、これ

は既にやられているんですか。

○議長（野田省一君） 熊谷福祉・子育て課長。

○福祉・子育て課長（熊谷伸一君） 先ほど答弁と、私も説明いたしました。既に実施したアンケートの結果については、今後の取組ということでよろしくをお願いします。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） この問題について、長い時間かかって、様々な角度から御意見もいただきながら申し上げてきたんですけれども、先ほども申し上げましたけれども、何よりも何かが起こってしまってからでは遅いわけですから、やはり万全な、もう100%と言えるぐらいのそういう安全対策ということを行いながら、事業を進めていっていただけたらと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に入ります。

今の2つ目の質問に関わりがあることですが、放課後子どもセンターという事業をやっていますよね。児童クラブの登録数、鷓川が121人、穂別58人というふうに聞いています。

現在の職員の方の数なんですが、穂別と鷓川と、7人7人、お休みの代替の方を入れると、これにプラス3人ずつになるということなんですけれども、子どもの数に対して非常に差があるというふうになっているんですよ。

鷓川地区は職員の方が不足しているということで、アンケート結果からも、施設と保護者の信頼関係を築く上での弊害になっているのではないかなというふうに感じています。これについての見解と対策についても伺いたしたいと思います。

また、子どもセンターと子ども教室のすみ分けはどのようになっているのか、子ども教室の事業委託を始めるに当たって、職員の方々との協議はどのように行われてきたのかについても伺いたしたいと思います。

○議長（野田省一君） 矢野福祉・子育て課主幹。

○福祉・子育て課主幹（矢野優子君） 御質問の要旨に沿い、お答えいたします。

放課後児童クラブの職員配置は国の運営指針で定められており、40人以下の支援の単位につき、2名以上の放課後児童支援員等を置かなければいけないとされております。

鷓川地区は支援の単位が3のため職員が6名以上、穂別地区は2単位のため職員は4名以上配置が必要で、いずれも法定基準を満たしております。

なお、手厚い職員配置を目的に、鷓川地区は9名、穂別地区は7名と基準を上回る職員配

置としております。

鶴川地区については、指導員が欠員状態でしたが、7月1日より雇用する手続を進めているところです。

また、子どもセンターと子ども教室のすみ分けについては、子どもセンターは留守家庭の子どもが健全に育つための福祉的な目的の事業、子ども教室は子どもの居場所を用意する事業となっています。

従来、子どもが児童クラブを利用しながら、時間が来たら子ども教室に参加するという流れは確立されていたところです。

事業委託となる際も、子どもセンター職員と職員会議にて参加方法について改めて確認し、安心・安全な実施に努めておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） 職員の確保という点では7月1日からということで、めどがついたのかなと思うんですけども、先日、放課後センターにお邪魔をしてきました。もう何と云うたらいいんでしょう、騒音がひどくて、あの放課後センター、建てたときから私たち見学にも行きましたけれども、ワンフロアなんですよね。ワンフロアの中に、穂別はちょっと私行っていませんので、鶴川のことしか分かりませんが、121人の子どもたちが、全員来ていないとは思いますが、その行った当日は97人の子どもさんたちが参加していました。騒音だらけでした。もうワンフロアですから、もうあちこちでゲームをしたり、それから高学年はタブレットで宿題やったり、図書コーナーではもう子どもたちが絵本とか本を読んでいるんですけども、ともかく物すごい騒音で、先生と指導員の方とお話するのも、もう近くに行かないと話ができないという、そういう状況でした。

それで、職員数の確保は何とかなりますよと。ただ、この施設の改善という点で、そのときもちょっと聞きましたけれども、できるできない、やはりこんな騒音だらけのところ、その日によって長い時間過ごすとか、そうじゃない子もいるかもしれませんが、子どもの発達にとって、これどうなんだろうと思いました。心も何も休まらない。

放課後センターというのは言ってみれば、さっき子どもの居場所と言いましたけれども、学校終わって家に帰っても誰もいない、安心・安全という点でも、親たちが帰ってくるまでそこで過ごすという場所ですよ。だから、心地よい場所じゃなきゃならないと思うんですけども、あの騒音の中では心地よく感じているのか、もう慣れちゃったのか分かりませんが、施設の改善という点で、やはり区切ることが、ワンフロアじゃなくてちょっとど

こか区切るということができれば、もっと居心地のいい場所になるんじゃないかなと思って見てきたんですけども、そういう施設の改善という点ではできないんですか。

○議長（野田省一君） 熊谷福祉・子育て課長。

○福祉・子育て課長（熊谷伸一君） ただいまの質問にお答えします。

議員がセンター、視察に来られたときは午後の2時ぐらいに待ち合わせして、私も立会いましたんですが、あの時間帯、子どもが下校したてで一番集中する時間帯を議員見られたと思っています。あの時間帯から、先ほど話題になった放課後子ども教室、あと、さらにはむーブの授業、あと各種習い事、壁の写真撮られていたと思うんですが、あれから子どもたちが分散する時間帯に入っていきます。

また、そういう習い事をしないお子様方もセンターに残っている場合は、こういう晴れた日は横の森林の公園だとか、グラウンドで外遊びもするといったような工夫をして、集中しないような事業の進め方をしております。

また、施設を区切るといったことに関しましては、あそこの建物、建設に当たってのコンセプトとして、壁がないオープンな空間で子どもたちの見守りがしやすいといった目的を持って建てられたと聞いております。子どもを預かる上で一番大事な安心・安全、目が届くといったところのメリットもあるということもありますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） 全国的に今この放課後センターというの、名前多少違ってもあるんですけども、そこのやっぱり大規模化というかな、子どもたちは、共働きするというのはもう普通のことになっていきますから、そこに来る子どもたちたくさんいるんですね。どこも大規模化になっていて、そこで一番問題になっているのはやっぱり騒音だそうです、騒音。

今まで、教室は40人なら40人入るところにいて、静かにお勉強するわけですから。でも、放課後子どもセンターに来てワンフロアで、本当にそれは一番子どもがたくさんいるときに行ったのかもしれないけれども、それにしてもすごかったですよね。そういう中で、子どもたちもそうですけれども、指導する先生たちも私すごい大変だと思いますよ。

そして、今、課長言いましたように、ECCジュニアだとかむーブだとか子ども教室だとか、鶴川地区でいえば20を超える習い事あるんですから。そこへ、壁に本当に時間と名前と貼ってありましたけれども、一人一人違うわけでしょう、どこに行くか。A君はECCに行くけれども、B君は子ども教室とかと、そのもちろん時間帯も違うでしょう。それを確かめて、壁に書いてあるんですから、確かめて送り出して、その子は家に帰るんじゃないんです

よ。また放課後センターに帰ってくるんですよ。その時間の管理。

それから、バスで帰る子もいるんですよ。バスの時間は、誰が行くのとか、その管理、その当日97人と書いてありました。今日の参加は97人と書いてありましたけれども、97人の子を、その常勤しているのが7人なのか6人なのか分かりませんが、その担当を決めてやっているんですけども、もう本当に気が休まらないと言っていました。気が休まらない。

だから、国の基準よりは多く支援員、指導員配置しているといいますが、それが十分かといったら、現場見たらそうじゃないですよ。もう本当によくやっつけらっしゃるなと思いました。

だから、アンケートの中にもありますけれども、職員の方の名前が分からないと。お迎えのときも職員の方が出てくる様子もなく、子どもがどう過ごしているか分からないと。預かっていただく身としては、誰がどんな先生がいるのかとか、保護者と職員の方の交流もないということですよ。だから、分からないから不安だとかね。この1年、職員の方と話した内容は、挨拶と連絡事項しかない。入学当初は戸惑ったと。子どもにとっては下校後、長い時間過ごす場であると。子どもの様子も教えていただけたらありがたいとか、書いてくれているんです。だから、本当にあの状況では保護者とゆっくり話すだとか、そんなことはできないと思いました。その辺は何か気づいていらっしゃいませんか。

○議長（野田省一君） 熊谷福祉・子育て課長。

○福祉・子育て課長（熊谷伸一君） 私もアンケートの結果については目はもちろん通しておりますので、そういった意見があるというのは把握してございます。

職員との触れ合いといいますか、そういう場面はやっぱりコロナ禍だったときの名残がございまして、対面しないような、コロナの状況のときには、対面しないように、車が止まったらそこに子どもが行くというような対応を取っておりまして、その対応に今ちょっと慣れてしまっているという状況あります。

ただ、職員会議の中では、こういったアンケートの声があるので、実はもう保護者の方、入ってきて担当スタッフの方と話をするのは、もう自由な場所でもございますので、そういった今、議員が御指摘あった支援員と保護者との面談ができる、対面してお話ができる、子どもの様子を伺えるような状況というのは、つくっていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） ちょっと質問が行ったり来たりするかもしれないですけども、御

勘弁ください。

もう一つ、保護者がどんなふうにセンターのことを見ているかという中に、問題が起きないために見張りをしているようにしか思えないと。子どももそう思っているというのもあるんです。結局、保護者とのコミュニケーションもなかなか取れていると思っていないんだと思うんです、この方はね。だからこういうものが出てくると思うんです。

じゃ、それが職員の方が悪いかといったらそうじゃなくて、先ほども言いましたけれども、その日93人か97だと思わすけれども、来ていた子どもたちが、どこにも習い事に行かないでそこにいる子もいますよね。でも、習い事に行く子も、もうマイクで勝手に言っているんですよ、何々君どこどこ行きます時間ですとかと言っているんです。そんな、そういう、本来は家庭の中で保護者がしなきゃならないことを、その97人来ている子どもたちをだよ、7人なりの指導員が目配りして、言ってみたら代わりしているんですよね、そういう場ですから。それはどんなに大変なことかということも、やっぱり考えていただきたいと。

やっぱり、事業費も出ていますけれども、言ってみれば穂別と鶴川とそんなに変わらない、2,500万と2,200万ぐらいの職員の報酬ですよ。だから、本当にお金のかけ方、町長は政策として、子育て支援は一丁目一番地ということをおっしゃっていますし、今年度の執行方針の中でも、放課後の子どもの居場所づくりの充実に努めて、子育てしやすい環境づくりを進めてまいりますと述べているんです。そうですよね。

いろんなことで取組んでいるの分かっています。だから、もっとその放課後センターの実態、どんなふうに、もう職員の方が苦勞して、子どもたちもあの騒音の中で、いや、もう心安定するんだろうかと思うような、そういう騒音の中にいるんですから、そういうものをちゃんと見てもらって、改善していくということをきちんとやらしてもらわなかったら、いろんな事業やります、これもやりますといっていますけれども、この放課後子どもセンターというのは、最も子どもたちが家庭の代わりにいる、いや、いい場所じゃなきゃ駄目なわけですから、やっぱりもうちょっと力を入れて気遣いしてほしいなと思っているんです。

それで、先ほど施設の改造のこと言いましたけれども、例えば、大体図書コーナーは静かにして本を読むところでしょう。ですよ。あんなもう、わーわー言っているときに本を見て、あそこだけでも上までドアつけて囲うとかできないんだろうかと思ったんですよ、私、見ていて。入って一番公園側のほうに机があって、5年生、6年生タブレット持って勉強していましたよ。そして聞いた、うるさくないの。うん、慣れましたとかという子もいましたけれども、そんなものじゃないですよ。でも、あっちでこっちで、もうわーわーやって

いると。確かに、たくさん子どものいる時間だったかもしれないけれども、そういう実態だということは間違いないですよ。

やっぱり、町長も行ったことあると思いますけれども、そういう職員の方のどんなふうにいるのかとか、そういうことも含めてよく聞いていただきたいと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 放課後子どもセンター、この機能充実というんでしょうか、作りっぱなしではないぞと。安全・安心をどういうふうに図っていけばいいのかと、そういったところでの利用者の方、子どもたちも含めて、そして事業者、町、どういった連携ができるのかなと。そして、現状の不安というのは、多い少ないは別にしても、どんなところがあるのかなという重要なツールとして、今回アンケートを実施しているところでもございます。

この辺のこのツールというのをしっかり生かした中で、先ほど担当のほうからも言いましたけれども、利用者の方にもこのアンケート結果というのを、その直に皆さんに御理解いただくということでフィードバック、これは早急にしていきたいと思っているところでもございます。

そして、両者のアンケートの有効活用ということで、アンケートだけでなく、まずはアンケートを共有して、現状をみんなで共有して、どういうふうに次にステップしていくところも図りながら、不安を抱えている方の、例えばですけれども、直接面談だとか全体での説明会だとか、要するに顔と顔の見える関係というんでしょうか、そういったところを含めながらの今の機能、それを拡充していくような取組、これからも努めていければなと思っております。

その前段にも、この間、所管の委員会でも、しっかりと御議論いただいてきていますし、そういった御意見も踏まえながら、そういったところで子育てを真ん中にして、その放課後子どもセンターというのがどれだけ機能が拡充できるのかというのも、さらに前進していければなと思っております。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） 町長の御答弁聞いた後なんですけれども、お聞き漏らしたところもありますので、もう一度伺いたいんですが、職員の方の身分ですね。お聞きしましたら、正規職員の方は鶴川はお一人だと。あとはもう皆さん、会計年度任用職員の方と聞きました。これでいいのかなと思いましたが、はっきり申し上げて。

1年生で90%です、登録しているの。2年生で85%、3年生で78%、やっぱり1年から3年までというのは、もちろん当然のことですけれども、登録数高いんです。4年生になってくると33%、5年生は43%、6年生は29%と下がってくるんです。ちなみに穂別は、もう1年生から3年生まで100%です、登録しているの。4年生になってやっと4年生、5年生で83%です。6年生でも57%の子どもたちが登録しています。

ですから、本当にいかに家庭と同じような居場所、安らぐ居場所でなければならない、であるべきだし、そう願ってきっと親たちは登録して、行ってくれていると安心するんだと思うんです。

ですから、この数字から見ても、その職員配置がもうちょっと力を、会計年度任用職員の方が悪いといっているんじゃないんですよ。もうちょっと正規職員を多く配置するとかして充実をしていくと。そういうことが必要じゃないかというふうには私は思うんですけれども、この点についてはいかがですか。

○議長（野田省一君） 成田副町長。

○副町長（成田忠則君） 私のほうから、職員の関係についてお答えをしたいと思います。

現状、大松議員がおっしゃられるとおり、鶴川地区には正規職員が1名の配置、穂別は会計年度任用職員のみという実態であります。そういう中で、職員の部分につきましても配置をしていくというのは本来、筋かなというふうには思います。

ただ、これまで会計年度任用職員の方々についても、相当経験を積んでいらっしゃるベテランの方が配置をされているというところでございまして、そこで大きなトラブルというのは今までない形の中で進んでおります。

職員の配置の部分については、課題というふうには受け止めておりますので、今すぐ配置をするというようなことはできないにしても、今後の対応ということで考えていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） 未来を担う子どもたちのことですから、本当に十分な職員配置、それから施設の改善も含めて、検討していただきたいと思いますというふうに思っています。

質問を終わります。

○議長（野田省一君） 換気のため暫時休憩いたします。

再開は11時30分とします。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時30分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 栗原健一議員

○議長（野田省一君） 次に、1番、栗原健一議員。

〔1番 栗原健一議員 登壇〕

○1番（栗原健一君） 定例会通告に基づいて一般質問をさせていただきます。

住まいのゼロカーボン化導入支援の補助制度について。

町の地球温暖化対策や光熱費削減に寄与する家庭向け省エネ設備導入支援事業について、令和7年度分の受付が5月時点で既に予算上限に達してしまった現状を受け、制度の在り方や今後の対応を町に伺います。

1、制度の実施状況と反響について。

令和7年度の本補助制度（LED照明設置補助・高効率エアコン導入補助）の申請件数と予算規模はどのような状況だったのか。想定以上の申請があった背景や、制度の反響について、町としてどのように受け止めているかについて伺います。

2、今後の対応と制度見直しの検討について。

町民の需要が高いことが明らかになった今、制度の公平性確保や支援拡充に向けて、見直しは検討しているかについて伺います。

○議長（野田省一君） 小坂町民生活課参事。

○町民生活課参事（小坂僚介君） 住まいのゼロカーボン化推進事業補助金の予算額は総額1,150万円、LED照明設置は100件、高効率省エネエアコンは100件を見込んでいました。

予約の受付期間は5月7日から6月2日までとじていましたが、5月28日時点でLED80件、エアコン114件を受け付け、予算額とほぼ同額となったことから予約を終了しました。

予約が好調だった背景には、近年の物価高と夏の猛暑の影響が考えられます。

続いて、今後の対応についてですが、本事業は北海道の間接補助により実施しています。

本年含めて3か年継続する予定であり、次年度以降も道の補助金を活用しながら事業内容を調査研究し、実施していきたいと考えています。

○議長（野田省一君） 栗原議員。

○1番（栗原健一君） 大変人気があったということで、後から周知を知らなかったという方が結構いらっしゃったんですが、その周知の方法はどのような状況だったのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（野田省一君） 小坂町民生活課参事。

○町民生活課参事（小坂僚介君） 周知の方法についてですが、4月広報の折り込みにおいて制度の周知、5月広報の折り込みにおいて具体的な手続の周知、2回周知しているところがございます。

○議長（野田省一君） 栗原議員。

○1番（栗原健一君） ホームページ等にはちょっと私も調べたところなかったんですが、なぜホームページ等に周知しなかったのか、今後も多分不満が出てくると思うんですけども、それらの考えについてお伺いしたいと思います。

○議長（野田省一君） 小坂町民生活課参事。

○町民生活課参事（小坂僚介君） 議員のおっしゃるとおり、ホームページについてはアップしてございません。実は、予約を受け付けるといったところで、メールによる予約ですとかといったところについて、何をもちょう予約の順番とするかというところで、やはり紙ベースでいきたいというところで、予約の受付をしていたところがございます。

また、受付する際には、本人に対しての今後の手続等の説明も併せてしていたところで、そのような形を取ってございます。

以上です。

○議長（野田省一君） 栗原議員。

○1番（栗原健一君） また違うあれなんですけれども、件数ですね。件数はどのような件数だったのか、穂別と鶴川の件数、ちょっと教えていただきたいなど。特に穂別のほうは暑いので、穂別のほうが申請が多いのかなというふうに思いますけれども、その辺はどうか。エアコンとかですね。

○議長（野田省一君） 小坂町民生活課参事。

○町民生活課参事（小坂僚介君） エアコンの件数についてですが、鶴川地区の事業者と穂別地区の事業者というところで分けさせていただきますと、穂別地区においてはエアコン37件、鶴川地区においては77件となっております。

○議長（野田省一君） 栗原議員。

○1番(栗原健一君) やはりちょっと鶴川が何で多いのかなという感じなんですけれども、やり方ですね。その周知の仕方というか、それがちょっと不公平なんじゃないかなみたいな感じに思えるんですけれども、特に穂別は暑いんですよ。なので、穂別のほうを優先したほうがよかったんじゃないかなと思うんですけれども、その申請された方は年齢層というのはどんな状況だったんですか。子育て世代なのか、高齢者世代なのか、そういったところ、ちょっと変わってくるんですけれども。

○議長(野田省一君) 小坂町民生活課参事。

○町民生活課参事(小坂僚介君) すみません、その件については、具体的な年齢層というのはチェックしてございませんが、おおむね年齢の高い層が多いところかなと思います。

○議長(野田省一君) 柴田町民生活課長。

○町民生活課長(柴田巨樹君) 私のほうからもちょうと説明をさせていただきますが、決して鶴川地区、穂別地区に申込みのスタートですとか要件とか、差があるものではございませんし、周知につきましても同じタイミングでやってございますので、栗原議員がおっしゃるその不公平というのはちょっと私ども、どう捉えていいか分からないんですけれども、たまたま今回、もう変えるタイミングがなかったと、例えば去年つけた家もあるかと思えますし、また鶴川地区と穂別地区でその世帯の数も違うというところもありますし、十分な周知、周知の部分でいきますと、その手続を考えた中で、周知だけは例えばホームページも活用するとか、そういう部分は十分、次のタイミングでやることは可能ですし、例えばその若い世代の方には例えばLINEを使うとか、そういう周知の方法というのは今後も検討、考えていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長(野田省一君) 栗原議員。

○1番(栗原健一君) 分かりました。

道の補助金を使って間接的に3年間で見えていくみたいな、実証実験なんですかね、これは。ゼロカーボン基金というのを町で積んでいると思うんですけれども、そういったところからの捻出して、増額して補正を組むなり、そういった考えはどうなんですか。ないんですかね。

○議長(野田省一君) 小坂町民生活課参事。

○町民生活課参事(小坂僚介君) 議員がおっしゃるとおり、基金事業でございまして、また道の補助金を活用しているというところでございます。町単独費用というような実施の考えはないところでありますが、国ですとか道といった補助財源の動向のほうを注視しながら、調査研究していきたいというふうに考えております。

○議長（野田省一君） 成田副町長。

○副町長（成田忠則君） 私のほうからも、ちょっとお答えをしたいと思います。

この住まいのゼロカーボン化の推進事業については、今年度の予算の説明のときにも、3か年で事業を進めていくということで御説明を申し上げたところでございます。栗原議員がおっしゃるとおり、基金も積んで、そしてまた道の補助金も活用してということでございます。国のほうの動きも併せて見ながら、タイムリーな形でやっていきたいというふうに思っていますので、なかなか今年、申込み間に合わなかった方もいらっしゃるかとは思いますが、来年以降また続いていく事業ですので、その点、御理解をいただきながら、広く応募をしていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 栗原議員。

○1番（栗原健一君） 先ほど、国という言葉が出てきましたので、国の支援事業というものがあることは分かっていますかね。今、調べたんですけれども、隣の厚真町は国の子育てグリーン住宅支援事業ということで、子育ての方にも使えるような事業がありまして、エアコン以外に断熱窓ですとかトイレとか、そういったものも一緒に併用して使えるというのがホームページにばーんと載っているんですよ。

だから、こういったもので子育て世代にもちゃんと、分けてもよかったのかなと。子育て世代と高齢者世代に分けたそういった支援、推進事業にしたほうがよかったのではないかなというふうにも思うんですが、それらについての考えはいかがですか。

○議長（野田省一君） 小坂町民生活課参事。

○町民生活課参事（小坂僚介君） 現在、むかわ町ではゼロカーボンを重点的に進めるところで、本補助金要綱のほうを制定したところでございます。今後については、近隣町あるいは全体、ほかの自治体の例を参考としながら、調査研究のほうをしてまいりたいと思います。

○議長（野田省一君） 子育ての回答はないの。

〔「 」という人あり〕

○議長（野田省一君） 栗原議員。

○1番（栗原健一君） ぜひ子育て世代、そういったいい補助制度ありますので、改めて今年度新たに補助、補正でも組んで、PRして偏りのない形にしていきたいなというふうにも思います。

対象施設、このビラ1枚、これあるんですけれども、対象施設、この町内の自治会、町内

会が有する集会施設というのものもあるんですけども、こういったものを優先的に行ったほうがいいかなというふうに思いますので、そういったところも注視しながらやっていただきたいなというふうに思います。

最後に、むかわ町の持続可能なまちづくりと、町民一人一人が気候変動への対策を自分事として取り組むためにも、このような制度は非常に意義あるものと考えております。特に、エアコンや照明といった住宅の基本的な設備については、高齢者世帯の健康や家計にも直結する要素ですので、公平かつ効果的な支援制度として今後も柔軟な対応を要望して、最後に町長の前向きな答弁をお聞きしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 住まいのゼロカーボン導入支援、これについては3月の定例会ですか、予算提案に伴う議案説明、ゼロカーボンの関係で推進基金条例の制定だとか、あるいは今、質問に出されている住まいのゼロカーボン推進事業の概要について、目的だとか対象だとか事業内容等々について、議員の皆さんに熟議のある御審議をいただいて、御決定いただいております。

そして、それを受けての予算の範囲、決定されていますからね。予算の範囲の中で補助金を交付するよということを目的にした住まいのゼロカーボン推進事業補助金の交付要綱、その後、これを年度内に定めて、そして町民の皆さんには広くこれを知らしめるよということで、告示行為というのも行われております。これは御承知いただきたいと思っております。

そして、事業化に当たっての栗原議員が今回、使われております公共性の確保、こういったところも予算審議を通しながら御理解、御決定をいただいているのかなと受け止めているところですけども、公平性の確保におきましては、今後におきましても、先ほど議員のほうからも御提案がある周知方法、こういったところ、制度の内容の明確化だとか、あるいは制度の対象者、利用条件、そして手続、こういったところ、もっと住民の方がより分かりやすく理解できる形での公表に努めていきたいなと考えております。

情報提供の関係では、制度の周知というのを重ねてでございますけれども、徹底しながら、利用する、希望する住民の方が適切に情報にアクセスできるよう工夫と、さらに今、進められております地方創生2.0、こういったところの国の制度がどんどん変化しておりますから、そこにアプローチできるものは積極的に町としてもアプローチして、拡充に努めていければと思います。よろしいでしょうか。

○議長（野田省一君） 成田副町長。

○副町長（成田忠則君） 周知の関係でちょっと答弁漏れがありましたので、私のほうからお答えをしたいと思います。

先ほど、広報に折り込みをしている部分ということですが、ホームページのほうにも実は広報のほうアップをしています、その際に広報折り込みの原稿も、当月分ということでアップをしているということですので、ホームページの掲載という部分では、この部分についても掲載をしているということですので、周知の方法の中でこういった取組をしているということ、答弁漏れがありましたので、よろしくをお願いします。

○議長（野田省一君） 栗原議員。

○1番（栗原健一君） ぜひ、ホームページも見やすく、すぐクリックできるような形で直していただいて、あとはこれから暑くなるということですので、いろんな方から不満が出ないような公平性な、これからも事業、補助制度にさせていただくことをお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野田省一君） 昼食のため、しばらく休憩いたします。

再開は13時30分とします。

休憩 午前11時49分

再開 午後 1時30分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 古内みゆき 議員

○議長（野田省一君） 次に、3番、古内みゆき議員。

[3番 古内みゆき議員 登壇]

○3番（古内みゆき君） 通告に基づき、一般質問をいたします。

大松議員に取っていただきました放課後子ども教室事業に関する資料に基づきまして、今回もこの事業の安全対策について質問をいたします。

3月の定例会でも質問しましたが、この事業における子どもたちへの安全対策は十分に行われていますでしょうか。

○議長（野田省一君） 矢野福祉・子育て課主幹。

○福祉・子育て課主幹（矢野優子君） 8番、大松議員の質問と重複しており、繰り返しの答弁となりますが、放課後子ども教室については、職員2名もしくは職員1名に地域先生等がスタッフとなり、常時2人以上の体制で実施しております。

今後につきましても、利用者アンケートを公表していきながら、内容は委託事業者にも情報共有し、満足度が高まるよう活動に反映させ、子どもたちが安全に過ごせる居場所づくりに向けて努めてまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野田省一君） 古内議員。

○3番（古内みゆき君） ありがとうございます。

改めて伺いますが、こちらの業者の社員数は何名でしょうか。

○議長（野田省一君） 熊谷福祉・子育て課長。

○福祉・子育て課長（熊谷伸一君） 社員2名と確認しております。

○議長（野田省一君） 古内議員。

○3番（古内みゆき君） ありがとうございます。

この事業に対して2名のスタッフがつくというふうになっておりますが、必ず2名のスタッフがついて事業は行われているのでしょうか。この事業について、安全対策十分に行われていますか。

○議長（野田省一君） 熊谷福祉・子育て課長。

○福祉・子育て課長（熊谷伸一君） 先ほど議員からお話のありましたこちらからの資料、目を通していただいたと思うんですが、全ての事業で2名以上の体制は取っているというのはその資料で確認できると思います。

安全の確認というところに関しましても、先ほどの繰り返しの答弁にはなるんですが、年明けてから福祉・子育て課のスタッフが現場に赴いて安全確認しておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（野田省一君） 古内議員。

○3番（古内みゆき君） ありがとうございます。

そもそもで恐縮なんですけど、スタッフという言葉は、町の定義でどういう意味を指しているのでしょうか。お伺いします。

○議長（野田省一君） 熊谷福祉・子育て課長。

○福祉・子育て課長（熊谷伸一君） 本事業を、子どもを預かる、安全に事業を進めるに当たって1名で対応するということはあり得ないというのは、私どもも把握しております。この

事業を行うに当たっての契約の積算資料の中に、2名のスタッフという積算根拠で進めているのが現状でございます。私どもも安全確認ということで、現地の確認をしているところでもございますが、スタッフというのは大人2人が事業に携わる。本事業に関しましては、特に正職員、先ほど2名と申し上げましたが、どちらかが必ず1つの事業に携わっているということが、安全に運営する上でのスタッフの定義と考えております。

以上です。

○議長（野田省一君） 古内議員。

○3番（古内みゆき君） 端的に、スタッフとはどういう言葉の定義なのか、もう一度教えていただいてもよろしいでしょうか。

○議長（野田省一君） 熊谷福祉・子育て課長。

○福祉・子育て課長（熊谷伸一君） 事業を行う上での事業に携わる職員といたしますか、委託事業者の職員の数といたしますか、そういう認識です。

○議長（野田省一君） 古内議員。

○3番（古内みゆき君） 今、熊谷課長がおっしゃった事業の社員というふうにおっしゃっていましたが、私もそのように思います。社会通念上、スタッフとは社員全体を表す言葉だというふうには認識しておりますが、それで間違いないでしょうか。

○議長（野田省一君） 熊谷福祉・子育て課長。

○福祉・子育て課長（熊谷伸一君） スタッフの定義といったところでございまして、私どもは、先ほども申し上げたように、契約書を作るに当たって、積算根拠においてスタッフ2名2時間で算定しているというのは、これまでの委員会とかでも説明したとおりでございます。そのほかにも、こちらも説明しているんですが、事業の内容によっては、2人以上のスタッフが2時間以上かかるというケース……

○議長（野田省一君） 答弁調整のため、暫時休憩します。

休憩 午後 1時36分

再開 午後 1時37分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

熊谷福祉・子育て課長。

○福祉・子育て課長（熊谷伸一君） すみません、スタッフの定義のところ、私のちょっと申し上げ方がちょっと曖昧でしたので訂正いたします。

町で押さえているスタッフの定義というところですが、委託事業者が、一緒に働くための、事業を行うために用意した人員という定義としております。

以上です。

○議長（野田省一君） 古内議員。

○3番（古内みゆき君） スタッフという言葉、町独自の言葉というふうに捉えていいんでしょうか。私の考えでは社会通念上、社員というふうに考えておりますが、町で捉えるスタッフというのは一緒に働く事業者が用意した人員というふうに、今、おっしゃいましたけれども、そういった認識で間違いないでしょうか。

○議長（野田省一君） 熊谷福祉・子育て課長。

○福祉・子育て課長（熊谷伸一君） 間違いないです。

○議長（野田省一君） 古内議員。

○3番（古内みゆき君） ありがとうございます。

納得はできておりませんが、一応そういうことだというのは伺いました。

前回は伺いましたが、地域先生もこの2名のスタッフの中に入っているというふうに答弁をいただきましたが、地域先生の役割というのはどういったことでしょうか。

○議長（野田省一君） 熊谷福祉・子育て課長。

マイク入れてください。

○福祉・子育て課長（熊谷伸一君） この事業におきまして地域先生は、このことが確認したいんだと思うんですが、スタッフにもなり得ると。あと、事業者が登録しているこの地域先生の定義にもあります、その方が得意な事業といいますか、子どもたちも教えられる、そういった特徴がございます。

○議長（野田省一君） 古内議員。

○3番（古内みゆき君） ありがとうございます。

何度もやり取りをしているんですが、この事業の見積りには、先ほど熊谷課長もおっしゃったとおりスタッフ2名がつくというふうな内訳になっています。スタッフ2名がつくというのは、こちらの認識としては、安全の担保をするという意味で捉えております。なぜなら地域先生は事業を、この事業ですとか、町の取組に力を貸していただく方々という認識です。言うなれば、有償ボランティアの立ち位置というふう存在しているというふうに思います。

が、その辺の認識はいかがでしょうか。

○議長（野田省一君） 熊谷福祉・子育て課長。

○福祉・子育て課長（熊谷伸一君） 地域先生の立ち位置というところがございますが、先ほどスタッフにもなり得るという説明させていただいております。町で押さえているところで行きますと、事業を運営するには正社員プラス、スタッフも事業をするには安全が確保できると考えております。

○議長（野田省一君） 古内議員。

○3番（古内みゆき君） この事業において、積算見積りには、特別な資格を持っているから時間4,000円の単価ですというふうに言われました。先生の資格を持っているということです。その4,000円の対価ですというふうに言われましたけれども、地域先生も可能ですというふうに契約書のどこに書いてあるのでしょうか。

○議長（野田省一君） 熊谷福祉・子育て課長。

○福祉・子育て課長（熊谷伸一君） 契約書には書いてある内容ではございません。見ていただいていると思うんですが、契約書作成に当たっての積算根拠というところで、今、議員もおっしゃられたように、スタッフ2名2時間で4,000円の単価で取っているというのは事実でございます。

ただ、もう一つ、これも再三御説明申し上げているんですが、事業内容によっては、2人以上のスタッフが入るときもあるし、2時間以上かかるときもあるということで、事業を回していく上で、実績報告でそれらを私どもは確認しているというところで説明させていただいたところでもあるんですが、様々な事業を行う上での積算根拠のラインで、それを超えたからといってそれ以上払うとか、そういった内容ではないというところなんです。ただ、実績報告書で内容をチェックする中で、それを下回るようであれば、事業者と交渉して精算するような形になるかと考えていますが、今のところそういった実情はございません。

○議長（野田省一君） 古内議員。

○3番（古内みゆき君） ありがとうございます。

契約書のほうにうたっていないということであればそれは何でしょう、口約束ということになるのでしょうか。役所の書類に対して口約束というのはないのかなというふうに思うんですけれども、その契約書、内容というのがあるのであれば、ぜひ見せていただきたいんですが、ちょっと私のほうには手元がないので頂くことはできませんでしょうか。

○議長（野田省一君） 成田副町長。

○副町長（成田忠則君） 本事業に係る契約の関係でございますけれども、これはあくまでも年間を通じて子ども教室分として定めていると。あくまでも積算根拠の中身として積算をしている設計というか、そういった形の中で、スタッフの部分の時間単価を積み上げているというものでございまして、この事業をやるに当たって、1回幾らという形ではないということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（野田省一君） 古内議員。

○3番（古内みゆき君） 今、副町長がおっしゃったことというのが、積算見積りというんですか、書いているのが頂きましたけれども、これは積算見積りというのは、これ公的な文書にはならないのでしょうか。これの内訳があつてこそ1,700万という事業の積み上げになっているかと思いますが、今のお話だと全てのところ、時間も内容もばらばらだしと。全部まとめてこれになりますよというふうなふうに聞こえてしまうんですけれども、これをせっかく使った積算見積りという中身と、おっしゃっている意味がちょっと乖離するかと思うんですけれども、その辺のところちょっとご説明いただいてもよろしいでしょうか。

○議長（野田省一君） 成田副町長。

○副町長（成田忠則君） 町が発注するどんな契約も、基本的には設計があつて、そして契約を結ぶと。契約を結ぶに当たっては、やはりそれが根拠になるということですから、当然中身については公文書というか、そういう形になります。

ただ、契約書として交わしている部分については総額の形の中でやっているということですので、そこは御理解をいただきたいと思います。

例えば橋を造るというようなときに、何人工で積算していますけれども、その日何人出たとか、何人出ていないとか、そういうことはやっていないので、総体の中での契約ということですから、その点は御理解をいただけるところかなというふうに思いますけれども。

○議長（野田省一君） 古内議員。

○3番（古内みゆき君） そういう土木工事ですとか、そういうときには、入札のときに見積りをつけてもらうというような話は聞いております。なのでこの積算見積りというのがそれに当たるのかなというふうに思うんですけれども、その中身はスタッフ2名がというふうにかかれていまして、地域先生でも構いませんよというふうに内容がすり替わっているというのは、それはどうしてなのでしょう。内容が一緒に1,700万の中身であれば、それで問題はないという、そういう認識でよろしいのでしょうか。

○議長（野田省一君） 成田副町長。

○副町長（成田忠則君） 先ほど担当課長のほうからスタッフ2名の定義ということで、本事業に従事する人員として事業者側が確保した人員だということですから、その定義の中に地域先生がどうだという形にはうたっているわけではないので、あくまでも確保した人員ということですので、その点については御理解いただけるかなというふうに思いますけれども。

○議長（野田省一君） 古内議員。

○3番（古内みゆき君） すみません、ちょっと私が理解できなくて申し訳ないんですけども、スタッフ2名というのは書いてあって、中身が地域先生がお1人来られても、事業者が連れてきた方だから2名に入りますよというのを御理解くださいというふうに言われたんですが、ちょっとこのスタッフ2名というふうにならなくて、1名でも構いませんというのをちょっと理解できないんですが、もうちょっと教えて……事業者が連れてきた人もオッケーですというふうにおっしゃっていたと思うんですが、それはどういった経緯でスタッフ2名というのと、連れてきた方がオッケーというふうになるのかというのを教えていただいてもいいですか。

○議長（野田省一君） 成田副町長。

○副町長（成田忠則君） 事業を行うに当たって、確保される人員が2名という積算ですと。それが地域先生なのか、正職員なのか、臨時職員なのか、そこまで定義はしているわけではなくて、あくまでもこの事業をやるために積算の根拠として積み上げた数字の中でそういう形になっているということですから、地域先生が駄目だというふうな形にはなっていないと思いますけれども。

○議長（野田省一君） 古内議員。

○3番（古内みゆき君） 地域先生が駄目だというふうには書いていませんけれども、地域先生が可能ですとも書いていないと思うんですが、その辺は契約書なりに書かれているんでしょうか。

○議長（野田省一君） 成田副町長。

○副町長（成田忠則君） 繰り返しになりますが、契約書はあくまでも総体の事業費という形の中で入っていますよということですので、その中に細かな地域先生の何人工だとか、スタッフが何人で何人工とかいう形にはなっていないということですので、御理解いただきたいと思います。

○議長（野田省一君） 古内議員。

○3番（古内みゆき君） 地域先生ですとか、高校生が入っているかと思うんですけども、

この方たちには時給3,000円の単価をお支払いしているというふうに以前お伺いをしたんですが、その契約書というのはどのような形になっているのでしょうか。

○議長（野田省一君） 成田副町長。

○副町長（成田忠則君） その事業者が雇用した形の中での支払いの内訳というものは、私ども承知していませんけれども、あくまでも事業を行うに当たって、複数名以上の方を確保して事業を行うという形になっているのが実績報告で上がっていますよということです、御理解いただきたいと思います。

○議長（野田省一君） 古内議員。

○3番（古内みゆき君） ありがとうございます。

そうしましたら、町のほうでは、地域先生ですとか高校生に対しての契約書は把握されていないということですが、そうしましたら事業者と地域先生なり高校生との契約書はあるという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（野田省一君） 成田副町長。

○副町長（成田忠則君） 事業を行うに当たって、こと細かにそこまで私どもが把握をしなければならぬということではないと思いますので、契約書があるかどうかは、それは事業を行う事業者側がしっかり証拠書類といえますか、そういう形で用意する話だと思いますので、それを提出するというようなことにはなっていませんので、私どもは、そこは承知をしていないということでございます。

〔「議長、かみ合わないぞ、これ。整理しろって」と言う人あり〕

○議長（野田省一君） 古内議員。

○3番（古内みゆき君） ありがとうございます。

そうしましたら、事業者が行っている事業に対して、町は把握されていないという認識でよろしいかと思えます、違うんですかね。

〔「詰問だべ」と言う人あり〕

○3番（古内みゆき君） 詰問ではないんですけども。

〔「詰問だ」と言う人あり〕

○議長（野田省一君） もう一回マイク入れてください。

○3番（古内みゆき君） 何を言いたいかといいますと……………

〔「それを言え、それを」と言う人あり〕

○3番（古内みゆき君） ちょっと後ろ黙っててもらっていいですか。

何を言いたいかといいますと、子どもたちが預けている方々がどういう方なのかというのを町のほうで把握しているのかということをお伺いしたいんです。4,000円の対価で社員の方が2名つかれていて、それで2名の方が必ずついていますということであれば、どんな方がやっているのかというのは分かりますけれども、地域先生だったり、高校生だったり、もしかしたら全然知らない人が来ているかもしれないのに、町のほうでは把握していないというのは、問題じゃないでしょうかということをお伺いしていますが、何か私に変なことを言っていますでしょうか。もしありましたらちょっと御指摘いただければと思います。

○議長（野田省一君） 成田副町長。

○副町長（成田忠則君） 内容については、実績報告で確認をさせていただいていると先ほど申し上げました。そういう中で確認ができていくということでございます。

また、安全対策という部分では、複数の目を持って子どもたちを安全・安心に事業は遂行できるように、そういった形の中で体制を組んでやっているということでございます。高校生が雇われているかどうかは、それはちょっと分かりませんが、私どもの確認の中では実績報告の中で見させていただいているという中身でございます。

○議長（野田省一君） 古内議員。

○3番（古内みゆき君） 地域先生ですとか、高校生が参加されていてあるというのは御存じだという話ですけども、この地域先生の責任というのものが、どこまでが責任の範囲なのかというような明確なガイドラインというのは、文書でのやり取りというのは、おありなんでしょうか。

○議長（野田省一君） 成田副町長。

○副町長（成田忠則君） 事業を行うに当たっての責任という部分では、町が委託をしている事業者が責任を持ってこの事業を進めるということですから、個々人の責任ということではなくて、あくまでも事業を行う事業者たるこの委託事業者が責任を持つということだと思いますけれども。

○議長（野田省一君） 古内議員。

○3番（古内みゆき君） 人間ですから、何か例えば事故、子どものけががあったりですとか、あとはトイレに行きたくなったりとか、きっといろいろあると思うんですが、その事業者がお1人だった場合、何かのときにお1人が抜けた場合、その間、地域先生だったり高校生だったり責任を負うということになると思うんですが、責任は事業者の責任ですというふうにおっしゃっていましたがけれども、もし、そんなことはもちろんないとは思いますが、地域先

生だったり、高校生だったり、思ってもいないようなことをされるとかということ、事業者とは別のことをされたということになったときにも、事業者が責任を持つということになれば、それは町と事業者の間柄というのは不公平な関係になりはしませんか。

○議長（野田省一君） ちょっと仮定の話過ぎるんで、それで答えられるのであれば教えてください。

○副町長（成田忠則君） ちょっと仮定に話になりますと答えるのが難しいということになると思いますけれども、心配される場所は、やはり大人が現場を離れると、そしてその間に事故が起きてしまう心配があるんじゃないかということだと思います。そういうことがないように、やはり複数の目でもってその現場を預かる事業者がしっかりと安全管理を保っていくと、担保をしていくということが基本的な事業を行う上でのスタンスだというふうに思っていますので、その点について何か心配があるのであれば、改めて事業者のほうともよくよく協議をして、安全担保を図っていくということを指導してまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（野田省一君） 古内議員。

○3番（古内みゆき君） ありがとうございます。

スタッフが1名、社員の方が1名で、高校生が10人とか6人とか10人とかという形で、あるイベントもあったんです。これ何か事故が起こった場合、大人の地域先生でもなくスタッフでもなく、未成年の高校生に社会的責任というのは負えないですよというところなんです。高校生、町から委託を受けているわけではなく、あくまでもボランティアというような形になっているかと思いますが、もし何か事故があった場合、自責の念を持ったりとか、トラウマになるということも考えられると思うんですが、未成年とあとはスタッフが1名で、必ずや2名大人がつくというのが大前提だとは思いますが、その辺のところはどのようにお考えでしょうか。

○議長（野田省一君） 成田副町長。

○副町長（成田忠則君） ボランティアの方に責任を負わせるというようなことは決してあってはならないというふうに思います。ですから、事業を行うに当たっては、しっかりと指導ができる大人がついて、その中で子どもたちの安全を担保していくということだと思いますので、今後ともそういう形で進めていただくように、改めて、また事業者のほうとも打合せをさせていただいてやっていきたいというふうに思いますのでよろしくをお願いします。

○議長（野田省一君） 古内議員。

○3番（古内みゆき君） ありがとうございます。

そうしましたら、例えば地域先生がいらっしゃるというふうには聞いていますけれども、例えば天災ですとか、緊急のときとか、そういった場合のマニュアル、そういったものを事故が起きたときの連絡体制表みたいなものというのはつくられているのでしょうか。その事業者には何かあった場合、連絡先というのがすぐになれば、いろんなものが周知できないというふうに思うんですが、その辺のところはきちんとなされておりますでしょうか。

○議長（野田省一君） 成田副町長。

○副町長（成田忠則君） こういう事業に限らず、何かインシデントが起きたといった場合については、当然町のほうにも連絡が入り、父兄のほうにも連絡が入るといような形になっていますので、その点は有事の際に備えた形の中での対策・対応をしっかりとやっているというところでございます。

○議長（野田省一君） 古内議員。

○3番（古内みゆき君） もちろんそういった体制になっていると思うんですが、大人が2名というか、そのスタッフが2名いらっしゃれば、どちらかに一方に何かあった場合はそちらの方が対応を取られると思うんですけれども、片方の社員の方が何かあって、地域先生だったり高校生だったり、何かアクシデントが起こった場合にすぐ連絡を取れるような仕組みづくりにはなっているのでしょうか。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

もう一回押してください。

○町長（竹中喜之君） 今回の議員の質問の大きなテーマ、放課後の子ども教室の安全を、どうこれからも対策に向けて充実していくのかなということかと思えます。

それで、やり取りについても、議員御存じのとおり、これまで所管事務調査においても子どもの居場所づくりの関係、さらには所管を離れても、役場のほうにも来られて担当も含めた中でのこの関係については、継続した中で議論をされてきているのかなと私も受け止めておりますし、報告も受けております。

一貫しているのは、先ほど答弁者が答弁したように、放課後子どもの教室については、職員2名もしくは職員1名に、先ほどから言われている地域先生等がスタッフとなって、常時2名以上で体制で実施している、ここは御理解をなされているかと思えます。

そして、いや一貫しています、うちは一貫しています。

そして安全面については、参加人数を踏まえながら安全・安心に向けて保たれているとい

うことで我々も認識しておりますし、と同時に、これまで大松議員のときにも答弁させていただきましたが、まずは所管の事務調査、こういったところの御指摘というんでしょうか、事業者に対しての向き合い方だとかについては随時指導もされておりますし、その指導に当たっての業者からの事業計画の改善計画だとか、提出させていただいております。

加えて、先ほども答弁しましたが、今回よりよい放課後子どもセンターというんでしょうか、放課後の子どもの在り方ということで、利用者に対してのアンケートというのも取らせていただいております。ここが、重ねますけれども、アンケートを通じながら、利用者、事業者、あるいは町、関係者等々の日常ふだんも含めた中でのコミュニケーションというんでしょうか、こういったところを深めながら、まずは子どもありきで信頼関係を築いていこうということで、今回についてもです。

こういったところも含めまして、さらに改善に向けた取組を、安全に向けた議員の今回の教室安全対策に向けた充実強化策を、今、まさにしていこうと。そして足りない部分については、例えばですけれども、アンケートだけではなくて、不安を抱える利用者の方、ここが問題だと思うんです。こういった方に対しての個別面談、こういったところも実施しないと駄目かな。あるいは全体の説明会、これらも大事にしていかなと駄目かなと。

いずれにしても、今回の質問もしっかりと含めながら、現状の課題、あるいは改善、こういったところの関係者間、もう少し共有化というんでしょうか、現実を共有化しながら、より質の高い、むかわ町としての放課後子ども教室の運営、安全・安心の運営に努めたいと考えておりますので、その辺は御理解を願いたい。

○議長（野田省一君） 古内議員。

○3番（古内みゆき君） ありがとうございます。

スタッフという言葉、ちょっと定義というのを調べてみました。広辞苑の第7版、一番新しいやつです。それによると、それぞれの部署を受け持つ職員、部員、その人員、顔ぶれというふうになっています。

行政が出している新自治用語辞典というのが、一般企業や官庁組織では、スタッフとは次のようなものを言いますと。助言を行う機関である相談役、顧問、諮問委員会など。計画統制管理部門である企画室、管理、会計課、庶務課、人事課など。サービス部門である厚生課、車庫、資材課などというふうになっています。

これを見ますと、ボランティアである地域先生というのはこれに入らないんじゃないかなというふうに思っていて、事業者が雇ったからそれでいいでしょうということであれば雇

えばいい話ですし、この積算見積りに4,000円というふうに書かれていて、スタッフ2名というふうに書かれています。これをつくった方というのは、責任を持てる事業者の方が2名必ずつくという認識で2名というふうに書かれて、なおかつ教員免許を持った特別な資格を持った方という認識でつくっているんだと思います。であれば、どうしてこれに対して地域先生も大丈夫ですよ、2人以上つけば大丈夫ですよというようなお話になるのかというのが、私にはちょっと理解ができないというふうに思っています。

であれば、事業者が2人いらっしゃるんですから、2人が必ずつくということ。もし穂別地区と鶴川地区で両方の地域でやるのであれば、それができないのであれば、社員を雇い入れれば、別に地域先生、ボランティアの方を来ていただかなくても、もちろんボランティアの方にお手伝いしていただくことは何の問題もないと思いますが、どうしてそういった発想にならない、発想というか、そのようにつくっているはずなのに、どうして1名でも大丈夫ですというふうになるのかというのをお聞かせいただいてもいいですか。

○町長（竹中喜之君） 続けますか。

○議長（野田省一君） 最後、締めで。答え……

○町長（竹中喜之君） 答えられる範囲というか、安全対策については言っているでしょう。もう一回言いますか。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 繰り返します。この間のやり取りの経緯というのも併せながら、委託事業者についても指導徹底を図ってきていますし、図っていますし、満足度についても御覧のとおり結果になっています。100%かといったら100までいっていません。だから不安を解消はするがために、これからに向けての利用者、事業者、町としての現状認識、今、指摘されていることも含めての現状認識、共有化、こうったところを図り、改善すべきことは徹底して安全・安心の環境づくり、町としても努めていきたいと思えます。よろしいですか。

○議長（野田省一君） はい。

古内議員。

○3番（古内みゆき君） 安全・安心にしていくのはよくよく分かっているんですけども、私が申し上げたいのは、スタッフが2名ということで、ここの事業者が2名つきますということで見積りをつくっているのにもかかわらず、どうして今になって、言っていることが二転、三転していることももちろんありますし、地域先生でもいいんです、それは責任を持てる地域先生、ボランティアの方ですよ。その方もいてもいいんですというふうになったりと

ということが、おかしいというふうに申し上げているんです。

この見積りがスタッフ2名体制ということであれば、きちんと事業者が2名ついて、それにプラス地域先生がつくのであれば、それはそれで問題ないと思います。そのように契約というか積算見積りになっています。それを1名でもいいですというふうにされるのは、どうしてなのかなど。なぜそこまで2名体制にするというのを否定されるのかというのは、裏にもしかして何かあるのかなと思われてしまっても仕方がないかなというふうに思ってしまうます。

なので、2名というふうになっているんですから、社員の方が2名つけばいいかと思えますし、もしそれでできないというのであれば、安全対策を考えて、縮小していったっていいんじゃないかなというふうに思います。

重要なのは、責任を持てる事業者が2名つくということだと思っていますが、安全対策をされている、これからもされるというのはよくよく分かっていますけれども、その辺のところどのようにお考えなのかを、もう一度伺いできますでしょうか。

○議長（野田省一君） 成田副町長。

○副町長（成田忠則君） 放課後子ども教室の積算の中には、地域先生という言葉は出てきません。ここはあくまでも事業者側が確保したスタッフ2名ということですから、そういう形の中で運営をされていると。一方、土日にやるスタディ事業、こちらのほうには地域先生という言葉が出てきますけれども、放課後の子ども教室に限って言うならば、ここはスタッフ2名の体制で行うという積算の中身になっているということです。

○議長（野田省一君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時08分

再開 午後 2時12分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁調整のため、暫時休憩いたします。

再開は14時30分とします。

休憩 午後 2時12分

再開 午後 2時30分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

古内議員。

○3番（古内みゆき君） いろいろ申し上げたいことあるんですが、まずは地域先生というのは当事業、あとは町の取組へ力を貸してくださっているという認識で有償ボランティアという認識ですので、まずその方々は責任を持てる立場ではないということで、事業者の社員の方が2名ついてこの事業を進めていただきたいというふうに、私としては要望をしたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

マイク押してください。

○町長（竹中喜之君） 先ほど今後に向けての姿勢については申し上げたところでございます。アンケートも含めて、利用者との面談も含めて、こういったところの充実強化とともに、まず現状、こういったところを利用者、委託事業者、町、繰り返します、現状の認識と共有化、課題の共有化、これからどうしていくんだといったところも認識しながら、改善すべきことは、今、意見交換されております古内議員の職員体制の今後の在り方というのも一つの検討課題としながら、よりよい園のあるいは子どもセンターの運営改善に向けて、環境づくりに努めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（野田省一君） 古内議員。

○3番（古内みゆき君） そうしましたら、これで私の一般質問を終わります。

ありがとうございます。

---

◇ 東 千 吉 議員

○議長（野田省一君） 次に、5番、東 千吉議員。

〔5番 東 千吉議員 登壇〕

○5番（東 千吉君） 5番、東 千吉でございます。

令和7年2回定例会で一般質問させていただきたいと思っております。通告どおりでございますので、よろしくお願いをいたします。

まず、1点目、ゼロカーボンシティ宣言後の町民誘導進捗状況についてでございます。

①町民が一丸となった脱炭素対策が急務です。宣言後の進捗状況をお伺いいたします。

②指針等の町民周知はどういうふうになっているのか、分かりやすく取り組みやすい簡単なものから、多様なものまでの提案を町民にしながら、一丸と進むべきではないかと思いますが、答弁をお願いします。

○議長（野田省一君） 小坂町民生活課参事。

○町民生活課参事（小坂僚介君） 令和4年9月のゼロカーボンシティ宣言後、令和5年度から家電買い換えリサイクル事業、そして、今年度は住まいのゼロカーボン化推進事業を実施しております。

そのほか、資源リサイクル推進補助金の制度があり、これら補助を通じて、資源リサイクルの促進や省エネ効果によって、町民と共にゼロカーボンに取り組んでいます。

続いて、住民周知については、広報折り込みを通じて、家庭のCO<sub>2</sub>排出量の見える化アプリ「北海道ゼロチャレ！家計簿」、北海道の太陽光パネル・蓄電池の共同購入をお知らせしています。

そのほか、体験参加型として、北海道の取組の小学校、こちら穂別小学校ですが、5、6年生対象の脱炭素行動促進アプリ実証実験、そのほか、ゼロカーボン北海道高校生バスツアー、町主催の子どもを対象とした再エネ工作教室を実施しています。

ゼロカーボンの推進に関しましては、組織・団体と包括連携協定を締結してきました。今後においても、連携しながら町民と一緒に脱炭素へつなげていきたいと考えています。

○議長（野田省一君） 東議員。

○5番（東 千吉君） いろいろな部分、取り組んでいるのは分かっております。僕が言いたいのは、単刀直入なんですけど、多くの町民が取り組める、さっきも言ったように家庭内であるいは仕事場で簡単に取り組んでいけるような指針をやっぱりまとめ上げて、そして、それが町民に周知徹底できるような、例えば四季の館の風呂の脱衣所で、いやいや、こういう取組したらこういうふうになったよとか、そういうことの意識の高揚を図れるような、そういう対策を誰でもが簡単に、お金を出してどういう、行動してどうこうというみんなで作る部分と、一町民として、個人で取り組めるような部分を何とか周知徹底しながら、昆布使ったんだよ、だしでとか、それも一つですから。個人で簡単に取り組めるもの、あるいは多様なものありますけれども、何がどういうふうにしたらいわゆるゼロカーボンの部分で2050年になんかどういふふうにできるのかということを意識しながら、町民一人一人が意識持ってやれるような、簡単にできるアクションその1みたいな部分で、周知徹底していける方法を考えてい

ただきたいと思うんですが、その辺はどうでしょう。

○議長（野田省一君） 小坂町民生活課参事。

○町民生活課参事（小坂僚介君） 議員のおっしゃるとおり、我々あまり深くは気にしていないところではあるんですが、実は実際にやっている行動というのがたくさんあります。

例えば節電や節水、マイバックやマイボトルの持参、食品ロスの削減、ナチュラルビズの実施ですとか、衣服を大切に長く着る、あるいは環境に配慮した商品の購入、エコドライブなんかもそのような行動になっているかと思います。

金銭的な負担を伴うものとして、省エネ機器の導入ですとか、太陽光パネルなんかもあるんですけども、そういった皆さん実はもう行動している、それがゼロ炭素に、脱酸素につながりますよといった広報を今後考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（野田省一君） 東議員。

○5番（東 千吉君） そこなんです。ぜひゼロカーボンシティ宣言した後に、そういう簡単なものから取り組めるようなチラシとか、そういう部分を速やかに町民に知らしめて、そのことで例えば井戸会議でも、私こういうふうに行っているんですよというようなことを話し合っ、無意識の中できちっと温暖化対策について検討できるような、町民一人一人が、そういうことのリーダーシップを、あまりお金かからない部分ですから、知恵を出しながら行政がリーダーシップ取ってやってもらう、このことは大事なことだというふうにずっと思っております。

僕、60年ぐらい物心ついて生きていますけれども、やっぱり自然が随分破壊された部分は、皆さんそれなりに感じていると思うんですけども、今の異常気象、普通だという感じになってきているでしょう。これは全部そういう影響があるというふうに思っておりますので、そういうところにやっぱりきちっと自分の意識も置きながら、自分で何かできる、小さいんです。だけれども小さいけれども、その小さいものを積み重ねていくことの大切さということ、当事者の人は考えながら誘導していただく、そういう施策をお願いしたいと思うのが1点です。

それから、ちょっとお金のかかることなんですけれども、やっぱり化石燃料等による部分は省エネにつながらないという部分で、最近町内でもどこでもですけども太陽光パネル、結構動いてきておりますけれども、この太陽光パネルも大型の電力業者10年で売電も終了して、これから自分たちで有効に使う時期に入ってきました。

先ほど共同でやる蓄電池の話ありましたけれども、先般、うちも太陽光やっているものですから、業者来て20キロ程度の蓄電池100万ほどかかるんですがどうですかというふうに言ってきましたけれども、車で電気自動車で蓄電するのも有効な方法だと思っていて、結構蓄電能力は持続性が高くなって、最近おるようです。僕も10年ぐらいの電気自動車で蓄電しますと、3回しますと一般の電力使用量ってどのぐらいかというところの定義はまた別ですけども、3回も充電しますと1か月分ぐらいは一般の家庭だともつようなぐらい能力もあるように聞いておりますから、そういう部分を考えて、費用対効果も考えてどうなのかというところもある程度検討しながら、脱炭素に向けての取組を行政として町民を誘導する、そういう部分について考えたらどうですかという提案なんですけど、その部分についてはどうでしょう。蓄電池関係です。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） ちょっと蓄電池は別にしまして、前段の町民のゼロカーボンというんでしょうか、マイナスカーボンというんでしょうか、脱炭素という表現がいいのかどうか分かりませんが、今の社会課題のゼロカーボンシティを宣言したよと言った後、もう議員も御存じのとおり、今、北海道のほうでは指針ができておりますので、この指針というのを、むかわ版に、今、町民の皆さんが取り組めること、取り組んでいることも含めて、これからどう向き合っていくのかといったところも、むかわ版として、指針的なものをこれから策定に向けて取り組んでいければと思います。

○議長（野田省一君） 柴田町民生活課長。

○町民生活課長（柴田巨樹君） 東議員の質問にありました蓄電池関係、今現在いろんな部分で最新の機器とか紹介もされているんですけども、私どもも専門家ではないという部分がございますが、町として包括連携結んでおります事業所等もございますので、そういうところからも情報を共有しながら、家庭なり事業所なりで普及できるかどうかも含めて、今後においてちょっと調査・研究を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（野田省一君） 東議員。

○5番（東 千吉君） ぜひお願ひしたいと思ひます。

特に、町長の話した内容については、一刻も早く、やっぱり町民で全体で取り組める簡単なものからどんどん進めていって、潮流としてみんなでそういう省エネだとか脱炭素について意識を持ちながら、いわゆる町民の生活が進んでいくような、そういう形をお願ひしたい

と思います。

お金のかかることで蓄電池関係ですが、最近の蓄電池、すごく高能率、性能もよくなっています。10年で13分の11程度は普通でございますから、全然いい形で前へ進めるということもありますので、その辺も検討していったらいいかなというふうに思います。

ちょっと時間があれなので、次の部分にいきたいと思いますけれども、2点目の重点支援地方交付金の使途についてでございます。

国は、5月27日、1,000億円の追加支援を決定、予備費から出しました。地域ごと異なる課題に対応できる内容と聞いてございます。

その上で、①生活保護受給者、年金受給者の中の低所得者層、あるいはひとり親世帯への経済支援について現金給付の部分です。そこの部分についてどういうふうに考えているのか。

それから、②給食費の無償化に伴う材料費高騰支援、プレミアム商品券のさらなる拡充、高騰している電気、ガス、水道料金の負担支援等についての施策についてお伺いしたいと思います。

○議長（野田省一君） 澤田総合政策課主幹。

○総合政策課主幹（澤田 健君） 今回の1,000億円の追加支援の関係につきましては、先ほど議員もおっしゃったとおり、国の予備費からというものでございます。

今回追加支援によりまして、むかわ町が独自に使える推奨事業メニュー分ということで、国からは686万円が交付限度額として通知をされているところでございます。

限られた財源の中で、物価高騰により影響を受けた生活者・事業者支援に有効活用できるよう取り組んでまいります。

なお、今後の国の動向も注視しながら、できる限り速やかに対応してまいりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（野田省一君） 東議員。

○5番（東 千吉君） 今、担当のほうからお伺いしました686万円、そんな程度しか来ていなかったのかなというのが意外であります。地方のほうでは予備費から1,000億円出しまして、今月中に計画を立てて実施の方向性というふうにお伺いしていますので、さっき言った、大変経済状況に苦しい人たちに、少しでも早く支援ができるような体制を取っていただきたいというふうに思っております。1回目の取りまとめの期限は6月中と聞いておりますから、今回定例会終わりましたら早急に実施計画等しながら、上のほうに上げていかないと間に合わない、それが今回終わると10月ということですから非常に期間が長過ぎる。なるべく早く

地域の人たちに支援ができるようにしていただきたいと思いますが、その件についてはどう  
いうふうにお考えでしょうか。

○議長（野田省一君） 澤田総合政策課主幹。

○総合政策課主幹（澤田 健君） 時期の関係につきましては、議員おっしゃられたとおり、  
1回目の国への計画期限提出というのが今月末ということになってございます。また、あわ  
せまして、物価高騰対策につきましては、御承知のとおり来月参院選も控えておりまして、  
その中でいろいろな公約等も出てきているところがございます。こういったようなところで  
国としてどういったような対策を打ってくるのか、また、追加の支援金もあるのかどうかと  
いうことも含めまして、我々としては、できる限り速やかに対応してまいりたいという考え  
でございますので御理解をお願いいたします。

○議長（野田省一君） 東議員。

○5番（東 千吉君） ちょっと上のほうからの金額が、本町については686万円というのは  
聞いていなかったんで、非常に少ない金額で残念なんですけれども、いずれにしましても、  
国が求める経済対策等、そこそこに出てきている部分について迅速に進めていただきながら、  
町として頑張っていたきたいというふうに思います。

物を買うお金が足りないという現状の中での施策というふうに思っております。物を買っ  
た後に、実はこの金額が税も含めて減税になりますよとか、所得税のとかということはこれ  
からの話で、今、必要な経済対策何かというところを、ちゃんと見極めながら前に進めてい  
ただきたいということで、国の言っている内容等について、しっかりと言っている意味をし  
っかり把握して、即座に計画を実施するような方向性を出していただきたいと思いますが、  
6月ではちょっと間に合わないということでしょうか。

○議長（野田省一君） 澤田総合政策課主幹。

○総合政策課主幹（澤田 健君） 国への事業計画の提出につきましては、第1回目の期限で  
あります6月30日提出に向けて事務を進めてまいりたいと考えております。

○議長（野田省一君） あるのであれば。

竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 東議員の質問にもありますけれども、活用分野、重点支援金の、これ  
は地域の裁量に委ねられているというのは、これはこのとおりです。

しかし、先ほど言ったようにほとんどの全国の市町村の額、今回の配分額、これはかなり  
かなり限定されているものですから、相当絞りながら活用していかないと駄目かなと思いま

す。

それと、この問題、東議員も捉えているように、一自治体のととてもとても向き合うだけの問題ではございません。そういったところを踏まえて、現在物価高騰対策要望というところで、地方6団体及び全国及び全道の町村会、6団体にも入っていますけれども、全国町総会です。こういったところで、この間、つい先日も要望活動というのが行われているところでもございます。物価高騰、そして人件費の増嵩というんでしょうか。それと金利水準の上昇、こういったところを踏まえた必要な額というのを、地方財政計画の歳出に確実に計上していただくよう、そして地方交付税をはじめとする一般財源、こういったところも確保を充実、徹底的にしてくれということによって要望しておりますので、付け加えておきたいと思います。

○議長（野田省一君） 東議員。

○5番（東 千吉君） 先ほど言っている2点目の部分については、私の関与できる部分が決して多くない内容でございますので、行政のほうによろしく委ねたいというふうに思います。

ゼロカーボンシティ宣言の後の進捗部分については、ぜひとも早い段階で、町民みんなが潮流として井戸端で話ができるような、そういう指針をつくれたリーダーシップ、よろしくお願いをしたいということで、今回の一般質問を終了したいと思います。ありがとうございました。

○議長（野田省一君） 換気のため暫時休憩いたします。

再開は15時ちょうどとします。

休憩 午後 2時51分

再開 午後 3時00分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 奥野恵美子 議員

○議長（野田省一君） 次に、4番、奥野恵美子議員。

〔4番 奥野恵美子議員 登壇〕

○4番（奥野恵美子君） 通告に基づいて一般質問させていただきます。

ありたいまちの子育ては、大学等までの充実した支援拡大をということについて質問した

いと思います。

第2次まちづくり計画の前期計画の振り返りの年度となり、進む人口減少、出生率の低下と、町民が願った住み続けたいまちはどうなるのか不安の声が聞かれます。

本町は、子育てに対する支援はかなり充実していると思われま。しかし、教育の部分では、教育費などの不安を考えますと、より充実した支援が必要と考えます。子育てから大学等までの手厚い支援で、子育て世代が住み続けられるまち、住んでみたいまちの実現を願います。

1つ、公営塾が開設されてからの点検、検証と今後の取組を伺います。

2、高校の授業料が無償化となり、地方の自治体にある高校にとって存続問題はより深刻となると心配しております。高校魅力化事業に関するこれまでの取組における点検、評価と、今後この事業をどう考えていますか。

3、大学等進学への奨学金支援の点検、検証と見直しはどのように考えているかお伺いいたします。

○議長（野田省一君） 西生涯学習課長。

○生涯学習課長（西 幸宏君） 1点目の公営塾は令和3年11月に開設し、3年半が経過しました。当初、高校生のみ対象としておりましたが、見込みより利用人数が少ない結果を受けまして、中学生まで対象拡大といたしました。

結果として、一定程度の利用者が見込まれたことから、公営塾設置要綱を変更し、対象者の拡大を図ってきております。

さらに、穂別地区からの利用者が皆無である結果を受け、距離や移動手段が障壁となり、指導を受けられない生徒がいるのではないかという可能性から、定期的に穂別地区にスタッフが指導に出向き、穂別中学校において公営塾を開講し、ニーズがあるか点検、検証を行いました。結果として、一定程度参加者がいたことから、令和4年5月より週に1回穂別での開催を続けております。

また、生徒から学習だけではなく放課後の居場所が欲しいという要望を受け、昨年より学習する部屋と分けて受入れをしております。

今後も利用者の状況を適宜検証しながら、よりよい公営塾の在り方へ反映をまいります。

2点目の高校魅力化事業につきましては、高校が自ら魅力を発揮できる取組について、支援をしております。

本事業は、鶴川高校存続のための生徒数確保を目標として取り組んできております。最終的には、高校への受験者数が結果となり、第2次むかわ町まちづくり計画では、鶴川高等学校学校定員充足率をKPIとしており、令和6年度実績では、数値目標を上回る結果となっております。また、在学している生徒を対象とした学校評価アンケートでは、95%が鶴川高校へ入学してよかったと回答していることから、現在までの様々な取組が評価されていると捉えております。

今後、高校の授業料無償化が導入されたとしても、引き続き魅力的な高校づくりに取り組んでいけるように支援を続けてまいります。

3点目の大学等進学への奨学金支援制度については、この間検証を行い、より多くの保護者の経済負担軽減を図るために、額の見直しと対象者の要件拡大を実施しております。今後、さらに充実した支援となるよう検証し、保護者負担軽減に向けて取り組んでまいります。

○議長（野田省一君） 奥野議員。

もう一回押してください。

○4番（奥野恵美子君） ありがとうございます。

まず、公営塾のことについてです。

利用される生徒さんの希望というか、そういうニーズに応じて用途を変更されたということで、今、説明がございました。何回か議会の中でも報告されてはありましたので理解はしております。

まちづくり計画の中では、学校教育の充実ということで、公営塾の目標数というのをあらかじめ決めていたかと思えます。その辺もその用途変更のときに、この目標というのも変えていったということで理解してよろしいのでしょうか。当初は、確かな学力を育む教育の推進ということで、公営塾の利用者が国公立大学の合格者、令和7年まだ終わってはいませんが、5人という目標を掲げています。私が感じるのは、用途が変わっても勉強する場でなきゃいけないのではないかというふうに思うんです。その用途が変わったことによって、この目標の指数というのも、変えたときには現場のほうとしては何か目標数を変えて変更していったということで理解すればよろしいのでしょうか。

○議長（野田省一君） 山木生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（山木美幸君） 公営塾の取組としましては、公営塾自体につきましては、用途の変更で学習する生徒以外にも、受入れを昨年度から始めております。

反面、公営塾のほうの講師の方が高校のほうに出向きまして進路の指導や、あと進学の英

語の指導なども進めておりました、公営塾を出ての取組も進めております。そういう点を受けまして、第2次まちづくり計画のほうの数値はちょっと変更してないんですけども、現在目標5人に対して、現在まで国公立5名ということで目標のほうは、今、令和6年度現在は達成しているというふうに捉えております。

○議長（野田省一君） 奥野議員。

もう一回マイク押ししてもらいます。

○4番（奥野恵美子君） ありがとうございます。

目標数値がいつているということで、ちょっと安堵しました。きちんとその数字を捉えているということでもちょっと安心しているところでもありますけれども、今、中学生の利用がすごく多くなっています。昨年もかなりの人数の方が利用されています。昨年は、中学3年生の利用が、延べだと思んですけども953名というふうに伺っております。非常に多くの学生さんが利用されているなと思いますけれども、この方たちは、それぞれ希望を持って高校を受験されると思うんですが、その受験希望校に、それぞれ受験して合格されたという実績というか、ちょっとざっくりでいいので、私が聞いているのは、ほとんどの方が行かれたんではないかというお話をちょっと現場のほうから伺ったんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（野田省一君） 山木生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（山木美幸君） まず、中学生の利用人数なんですけれども、先ほど奥野議員がおっしゃったのが中学3年生の人数です。中学生全体につきましては、1,047名利用されていただいております。

中学生の利用時期を見ますと、10月をピークにして徐々に下がってきているんですけども、恐らく高校受験に控えたときの時期で大体ピークがきておりますので、その時期で学習していただけるかと思っております。

ちょっと申し訳ないんですけども、実際にどこの高校に行ったまではちょっと調べていないので、こちら、今現在ちょっと答弁できないので申し訳ございません。

○議長（野田省一君） 奥野議員。

○4番（奥野恵美子君） ありがとうございます。

せっかくの公営塾です。生徒さんが例えば中学校入学したとき、高校のほうは、ちょっと高校のほうで伺ったときに、入学のときの入学式かオリエンテーションのときに、この公営塾のことにに関して入塾の申込書というか、要項みたいなものをお渡しして説明していると伺い

ました。中学校はどのようにになっているか伺いたいです。

○議長（野田省一君） 山木生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（山木美幸君） 中学校につきましても、入塾届を配りまして入塾届を出していただくという形を取っております。ちょっと私どもも反省するところではあるんですけども、公営塾の先生からも、もう少し中学校ともいろいろ連携をしたいということで申出がありますので、そちらについては、今後取り組んでいきたいと考えております。

○議長（野田省一君） 奥野議員。

○4番（奥野恵美子君） 要項などを中学校に配っているというお話ですけれども、公営塾にいらした中学生が、見学でいらした中学生が、どういうふうにしたら入れるんですかという問合せがあったということで、高校のほうにどういうふう周知しているのかということで、担当されている方から、中学校のほうではもしかしたら配られていないのかもしれないみたいなのがちょっと不安なお声もありました。配られているのであればいいんですけども、せっかく利用者がこれだけ増えてきているのに、もう少しそういうの徹底されてはいいかなとも思います。

それと、例えばム・ペット館を利用しています。葬儀のときは閉館になります。高校生はチャットとか利用されて、掲示板で今日は閉館しますということで連絡がすぐ行くけれども、中学校の場合は、教育委員会通してじゃないと何かそういう連絡が取れないという話で、急ぎの連絡したいんですけども、ちょっとワンクッション置くということで、そういうところをもっと改善したいというお話もされていたんですが、その辺はそういう仕組みになっているんでしょうか。

○議長（野田省一君） 山木生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（山木美幸君） 葬儀の連絡につきましては、私どものほうから、まず公営塾のほうに連絡して、連絡入れてくださいというのをお伝えしておりますので、その段階と併せまして中学校のほうにも、今回休みになりますというふうにお伝えすることにしております。

○議長（野田省一君） 奥野議員。

○4番（奥野恵美子君） そうなんでしょうけれども、大抵の生徒さんは知らないで行くらしくて、昨日どうして休みだったのかという問合せもあるらしくて、その辺ちょっと気になりましたので質問させていただきました。連絡はより密にしていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それと、働いている方、地域おこし協力隊の方というか、そういう方に担っていただいていると思います。年度末に地域おこし協力隊の方の報告会がございました。そういう中で、とても意欲的に報告されていきました。今の現状の公営塾の在り方が、どちらかというと居場所づくり的なものになっている。でも本来は学力を補うための本当に学習塾的なものというか、そういうものであるべきではないかというふうに私自身は思っているんですけども、そういう、いまいちどっちにも取れないような感覚、勉強する人はする、また違うところで、自分なりに遊ぶというのか何かしている生徒さんは生徒さんという。居場所づくりが悪いということでは決してないんですが、本当に公営塾がそういう形でいいのかどうかということが、ちょっと疑問視されます。働いている協力隊の人も何かどっちにウエートを置いて、自分はポイントを置いて仕事をしたらいいのかということに迷っておられるような、ちょっと私、勝手に思ったかもしれないんですけども、そんなふうに見られました。報告会の中でとても意欲的な発言もされていきましたので、今後、むかわ町のためにいろいろ働いてくださる、いてくださる方ではないかなというふうに思うんです。

そういうことを考えますと、そういう在り方が悪いのか、協力隊の方々に仕事をしていただくに当たって、もう少し見直しとか、どういう方向性で公営塾を運営していかなきゃならないのかというのを、きちんと教育委員と話し合いながらやっていけたらいいかと思いますが、その辺はどう考えておりますでしょうか。

○議長（野田省一君） 山木生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（山木美幸君） 現在、公営塾につきましてはスタッフがちょっと減っております。今、1名、あと穂別のほうで1名で、体制でやっていただいております。募集については、募集、今、進めておりますので、新しいスタッフも含めまして、今のスタッフと町のほうで、今後の取組について随時話し合って進めていきたいと思っております。

○議長（野田省一君） 奥野議員。

○4番（奥野恵美子君） せっかく一生懸命やっただいただいている協力隊員でございます。ぜひとも新しい人が来ることを願っていますし、その人たちの能力、十分発揮できるような職場であっていただきたいなというふうに思います。

次に、高校の魅力化事業に関するほうにまいりたいと思います。

先ほど計画的には、定員充足率はクリアしているよというお話をされておりました。今後教育委員会のほうでも多分分かっているかと思いますが、少子化に伴い生徒さんの数も減ってきます。特に来年度は、特に鶴川中学校の生徒さんも二十何名という少ない人数ですし、

穂別中学も14名だったかな、そういう少ない人数であります。現状でいくと大体二、三割ぐらいの人が、生徒さんが鶴川高校を選んで入学していくのかなというふうに思います。

その中で、鶴川は中高の連携型の連携を取っていますよね、中高と。そういう形を取るに当たって、入学選抜というのか、そういうのが連携型の入学者選抜というふうな特殊なもの募集人数というか、そういう数が限られてくるような、そういう選抜体系になっているというふうに伺いました。

そういうところを加味すると、なかなか今後地元の生徒さんだけでは、なかなか補えない。今もみらい留学だとか野球部の人たち、町外からたくさん来て、やっと今年も2間口維持できたという状況になっています。そういうことを加味しますと、連携型のこの入学選抜というのが、今後続ける意味があるのかという点で、1点お伺いしたいと思います。

○議長（野田省一君） 山木生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（山木美幸君） 中高の連携の事業についての御質問かと思うんですけども、まず中高連携事業、受験もそうなんですけれども、鶴川高校を受験先の一つとして捉えていただきたいというので、中学生と高校生の交流も含めて事業を進めてきております。

中学生が受験の方法の一つとして、中高連携しているときに有利に働く場合もあるんですけども、それ以外にも、鶴川高校のほうにぜひ行きたいと思っていただけるような取組を高校も含めて一緒に進めてきておりますので、今後も続けていきたいと考えております。

○議長（野田省一君） 奥野議員。

○4番（奥野恵美子君） 連携校であるがゆえに、連携型入学選抜という制約的なものというのがあると伺ったんです。教育長、その辺はちょっと御説明いただきたいんですが。私が伺ったときは、例えば来年、令和8年鶴川中学校は29名の中学3年生がいらっしゃるの、その生徒さんが全員来ても29名ですよ。その2年後、今の中学1年生は41名います。もし全員来るとすると、この2間口維持するには十分足りている人数でしょという捉え方がされると。そうすると、町外の生徒だとか、そういうもの募集するのが人数すごく狭くなるというふうに私は理解したんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（野田省一君） 長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君） ただいまの質問にお答えします。

まず、連携型入試の件ですが、中高一貫教育をしている関係で特例措置で認められている入試選抜です。普通ですと一般入試で受験することになるんですが、鶴川中学校と鶴川高校についてはその形なので、プレゼンテーション指定の面接になって入試選抜を行っているそ

うです。それで、今の29名の場合ですとか、41名の場合の話はされましたが、鷓川高校、今、2間口ありますので定員数は80人います。ですので、そこは29名入ろうが、41人入ろうがそこは大丈夫です。

ただ、これが一番問題なのが、令和5年40人切って1間口になりました。何とか私と町長が出向いて暫定2間口は維持しましたが、もし1間口になったときには、今、奥野議員が言うとおり、その特例の入試選抜も含めて、あと鷓川高校野球部のそういった募集も含めて、あと地域みらい留学の募集も含めて多分支障が出てきます。そこでどういう形を取るかが多分問われていきますので、取りあえず2間口維持が、今、至上命題で私たちは取り組んできたところです。

以上です。

○議長（野田省一君） 奥野議員。

○4番（奥野恵美子君） 現状、2間口首の皮一つで今年はつながったというふうに私は理解しております。それは今までの実績というか、御苦労で生徒さん集められた。それと町長や教育長がいろんなところ出向いて、来ていただけるような説明もされたということは伺っております。当然その中には、野球部の関係では、すごく毎年15人ぐらいは入学していらっしゃると思います。いろいろ考えると、本当に地元だけではもうなかなか難しい。高校を選ぶのは生徒さんの希望なので、無理くり、幾ら連携とはいえ鷓川高校に入学していただけないというのもよく分かります。ただ、今までもみらい化推進とか寮の管理運営とか、大きなお金が町費から出ています。その中で、行政も手厚い支援というふうには理解しておりますけれども、今後その支援がそのままいいのかという部分を鑑みますと、今、このみらい化の事業を思い切って見直されてはどうかというふうに私は考えています。

このみらい化事業が悪いということではなくて、町内の保護者さんの中では、鷓川高校だけが優遇されているという御意見もいただいております。実際去年、私一般質問したときも、現役の生徒さんの中から、町内と町外から来る生徒さんの優遇、差別化もありではないかという提言も受けて、一般質問でもさせていただいているところです。

私はこのまち計の、今、振り返りのときで、本当に人口もどんどん減っていつの間にかいってしまっている中で、いま一度高校の在り方を教育のほうからしっかりと考えていかなければならない時期になっているのかなというふうに思うんです。

支援という面では、さっき言った公営塾のことですけれども、当初は高校の学力とかそういう面からスタートしていると思うんです。確かにいろんな取組でチャレンジスタディだと

かいろいろ取り組んでやられてはいると思うんですが、いま一度、公営塾も見直したほうがいいというふうに思います。

この魅力化についても、今までの支援ではなく、やはり中高連携でありますから、しっかりとした町内の生徒さんに、しっかりとした公平な支援をすべきだというふうに考えます。その中で、あえて鶴川高校に他と違う、他の町と違う魅力な支援をするべきではないかというふうに、そういう時期に来ているのではないかなというふうに思います。

先ほど野球部が毎年15人ほどいらしているということで、親御さんたちの、生徒さんもそうですけども、保護者さんのほうの意見の中にも、鶴川高校は野球部だけじゃなくて吹奏楽だとか軽音だとか、いろいろあるよね、すごく入賞されて頑張っているよね、そういうところにも力を注いだらというふうなご意見もいただいております。そういうようなポイント、考え、道外の入学生にもっとアピールすべきだと思いますし、町とそうじゃない差別化を大いに図りながら、支援の枠を拡大していくというお考えは持っていないでしょうか。

○議長（野田省一君） 長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君） ただいまの質問にお答えしたいと思いますが、町内と町外のその公平な支援という部分では、ちょっと分かりにくかったんですが、例えば、今、中高生のオーストラリア海外派遣制度を10名、今年もやりますが、町内の今まで生徒しか対象していなかったんですが、それを町外まで拡充して、今回1名苫小牧から来ている生徒がオーストラリア派遣に選ばれました。そういった部分では、支援の拡充も含めて、町外の生徒にアピールする題材を、今、拡大しつつあります。

それと、あと部活動のほうですが、現在中学校のほうが部活動地域展開を進めています。その中で、バドミントンの種目が、今回地域おこし協力隊員で配置になりましたので、鶴川高校にも先般1回行ってもらっています。そういった部分では、中学生の部活動のバドミントンの支援もそうですが、鶴川高校のバドミントンの魅力化のパワーアップにもつなげていこうかなということ、今、私たちは検討しております。

それと、あと地域みらい留学ですが、高校2年生のほうがちよっと、今、受託会社、内閣府との受託会社のほうがちよっと変わってしまったせいで、3年間留学のほうに、今、シフトをしております。そういった部分では、毎年二、三名何とか道外の生徒を確保しようということで取り組んでいる矢先であります。そういった部分では、今、奥野議員が言っているとおり、いろんな魅力化の柱をつくっていかうかなということは、今、考えています。

それと学力のほうですが、これもまたなかなか難しく、苫小牧の優秀な子は、札幌の例

えば東西南北行っていますよという時代だそうです。そういった部分では、鷓川高校の学力を向上していくことの大変さは、私たちも、今、痛感しているところでもありますので、どういった形がいいのか含めて、検証しながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（野田省一君） 奥野議員。

○4番（奥野恵美子君） 教育の部分というのは非常に難しい部分なんですけれども、私はやはりまち計で、私たちが住み続けられる、私がじゃなくて子どもたちが住み続けていかれる、戻ってきても働く場所がある、理想のまちづくりをいろいろ想定して計画の中には網羅したと思います。その中で教育というのは非常に大事なところでもあります。

今、先ほど申しましたが、振り返りの年です、今年。やはり大きな変革期だというふうに思うんです。いま一度やはり考えていただきたいというふうに思います。これは親御さんが、例えば鷓川高校受験するかしないかというアンケートなんか取っても、やはり学力の問題も一つありますが、やはり支援の格差でそういう大きな、支援の格差があり過ぎるよ。町内の子どもたちには何の支援もないよねという、そういう話が結構聞かれます。アンケートじゃなくても、現役の高校生の親御さんたちからも聞かれます。そういったところはきちんと見直していただきたいかなというふうに思います。

確かにいつも言いますけれども、教育の部分、なかなかお金を生まないというふうに言われますけれども、未来への先行投資だと思えば、私は決して高い支援ではないかなというふうに思っています。

岡山県の奈義町というところが、子育て支援すごく充実した町です。全国でも出生率がとても高い町ということで検索していただければ分かるんですが、そこはもう子育てから高校支援までしています。町内の高校生には3年間24万円を支給するという手厚い支援があります。それがうちの町に妥当なのかどうかということは分かりませんが、そういった点も考慮しながら、これから子どもたちが、やはりむかわ町で高校まで育てていただいたという面で思っただけのような支援を望んでいます。

それに関して、大学の先ほどの奨学金支援の件です。

どれぐらいの申込みがあるのかということは、把握していらっしゃるのか、もし件数とか教えていただければ、差し支えない程度で教えていただきたいと思います。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 大学進学への支援の関係に入る前に、高校の魅力化事業の関係で、生徒

確保、さらには高校自体の存在、そして存続、こういったところの関係で、今年度じゃ何やるのかといったところを共有できればなと思ひまして発言させていただきます。

1つには、これまで先ほどから出ております高校の魅力化事業、この中には鷓川高校の野球部の関係だとか、あるいは地域みらいの留学だよ、それだとか道内外からの生徒募集支援だよと。さらには通学利便性の向上、生徒寮への運営支援だよといったことは先ほどからのやり取りで出されているかと思ひますけれども、今年度からスタートするという事業で、これは今回の町政執行方針の中にも記しております。

全国的にもまれかなと思ひますけれども、これまだ全道的には初とされているのかなというところで、アニメ制作、それとむかわ学、今までやってきている探求のむかわ学、こういったところが連動した特別カリキュラム、この創設と、今、奥野議員も携わってこられたまちづくり計画ではございませんけれども、重点施策の中に、まちなかの再生と地方創生とタウンプロモーションがあります。今言ったものをタウンプロモーションの一環として、まさにこれからプロモーションムービー、この政策というのが、先般国の補助事業に採択されているところでもございます。

こういったところを捉えながら、先ほど冒頭で申し上げました町の認知度というんでしょうか、どこもやっていないことですから。これらも併せながら、高校の生徒募集にも弾みをつけていければなと考えているところでもございます。

今までの支援の在り方については、さらに磨きをかける工夫、充実というのは、これは言わずもがなでございます。

それと、2023年度の値でございますけれども、これは奥野議員も御存じかと思ひます。先ほど出生率の関係が出ておりましたが、むかわ町、全道で2023年、1.51ということで、179市町村のうちでは11番目に存在しているところもございまして、こういった出生率もしっかりと踏まえながら、次に、先ほどから言っている、奥野議員が今回質問されております大きなテーマでございます、ありたいまちの子育てというのは、大学等までの支援拡充だよと。子どもたちが安心して、もう進学のこと入りますけれども、教育を受けられる環境を整えていくということは、これは目指すべき姿にも通じていくのかなと捉えているところでもございます。

御存じのとおり、2025年度から多子世帯を対象にして所得制限なしの大学等の授業料、それと入学金の一部というのが無償化されることは御存じかと思ひます。こういった拡充というのを一つの機に捉えながら、進学をあきらめる子どもたち、こういったところを減らしな

がら、より多くの子どもたちが高等教育を受けられることが期待されるよう、町としても努めていければなと思っております。情報提供も含めて。

○議長（野田省一君） 残りの答弁。

山木生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（山木美幸君） 奨学金の利用者人数なんですけれども、令和6年度におきまして、全部で19名奨学金を利用されております。

○議長（野田省一君） 奥野議員。

○4番（奥野恵美子君） 今、令和6年度とおっしゃいました。ここ5年間の推移というのはどのように変化しているのかを伺いたと思います。

○議長（野田省一君） 山木生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（山木美幸君） 実は、令和元年にちょっと大幅な変更を見直しております。それまでにつきましては、大体年間5名程度利用してございまして、こちらにつきましては、成績優秀者で選考をかけておりました。令和元年度から、お申込みいただいた方全員に当たるような制度に変更になってきております。ここ数年、大体20名程度利用されてございまして、令和5年が一番多くて28名利用されております。

○議長（野田省一君） 奥野議員。

○4番（奥野恵美子君） ありがとうございます。

奨学金というと、これは給付型ということですのでよろしいですね。そういう制度があるということで、実は知らない人もたくさんいたのでちょっと驚きました。私もこういう立場になってからいろんな制度を見て、こういう制度もあるよということでお話ししましたら、知らなかったということで、多分学校で、例えば町内の学校だったらそういうのもあるよというふうに教えていただけるんだろうけれども、町外の学校だと、なかなかむかわ町の支援というのは分からないのかなというふうなこともありまして、今、若い世代の親御さんは、みんなホームページとかで見て知っているのかな。また、上のお姉ちゃんとか、お友達とか、そういうところから情報を得ながらやっているのかなというふうに思いますが、1つ確認したいんですが、制度が変わって、これはほかの奨学金と併用することは可能なんですね。そうですね。分かりました。

ぜひ、こういう時期、申込みも多分期限があると思います。ぜひ先ほど1番議員が質問したとき、情報はどうなっていますかという質問されていましたが、こういうことに関しても、多く情報発信していただければなというふうに思っております。

なかなか寮の管理だとか、そういう面でお金もかかることだとは思いますが、先ほど町長から、ちょっと力強い御答弁いただいたので、前向きにちょっと希望の持てる御答弁というふうに理解してよろしいでしょうか。

○町長（竹中喜之君） よろしいです。まさに新しい価値を創造していくぞと歩み始めています。よろしくをお願いします。

○4番（奥野恵美子君） そういった御答弁をいただけてよかったと思います。

ほかの町との差別化というところも大切だと思いますけれども、人口対策、そういう面でも若い方々が安心して子育てできる、町内でいい教育が受けられる仕組みづくりを後期の計画にしっかりと盛り込んで、今までの過ぎ去った点検、検証もしっかりされて、よりよい教育をしていけるように御努力していただきたいと思います。

以上で私の質問終わります。ありがとうございました。

○議長（野田省一君） 換気のため暫時休憩いたします。

再開は15時55分とします。

休憩 午後 3時42分

再開 午後 3時55分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 北 村 修 議員

○議長（野田省一君） 次に、11番、北村 修議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 日本共産党の北村であります。

質問をいたします。

最初に、物価高騰に対する町民の暮らし応援対策についてであります。

先ほども出されておりましたけれども、今、町内を歩きますと、例えば飲食店の経営者は、このままではお店やっぺられない、どこかでやめるかもしれない、こんな話が聞かされます。また、一般のお母さんたちと話しをすると、買物に行くのが怖いと言います。お米の問題をはじめとして、あらゆる物価が、暮らしに関わる物価が、そして、関連する物価が2倍

にも大きく上がって暮らすのが大変だと。これは率直な町民、国民の皆さんの思いだというふうにあります。

そこで、私はやはりこれらに対して、本来は国がやるべきでしょう、先ほど出されたように、物価対策への支援としたような交付金ですら僅かなものであります。しかし、これで私たちは諦めては駄目だと思います。やっぱり地方自治法にある地方自治体の役割、住民の暮らしと命を守る、この立場に立ってどうするか考えるときだというふうには思っています。

そういう意味で、私は、この物価の支援対策をまず伺うものでありますけれども、そういう中において、例えば町でできること、消費税の減税などはできませんけれども、町としてできる町の公共料金、これらは町で考えることはできます。そんな中で、せめて水道料の基本料金の一定の基本料金の軽減、さらには学校給食、今、全部が無償ではありません。やっぱりこれを全児童が無償で、そして家族が役立つような、そういうこともいろいろ考えていいんではないかというふうには思っているところでございます。

私は、物価対策の最大の対策は、消費税の減税だと思っています。消費税を減税するということになれば、今、巷間言われている消費税は、年間15兆円国民から集めるというふうにいわれております。5%に減税すれば、1世帯当たり12万円が軽減されます。食費だけという話もありますが、それでは6万円です。私はこういう施策こそが、今、求められているというふうには思っています。これらもぜひ行政としても、私は訴えてほしいと思っています。

まず、そういうことを申し上げながら、今、通告しました内容について、最初に質問をさせていただきます。

そして、この2つ目でありましてけれども、こうした中で、本当に消費者の皆さんが、様々な思いをしております。困り事相談なんかもあります。あるいは、今、電話等で勝手にかかってきているんなもの押しつけるなどもあります。

こうした、いろんな消費者相談、これらに対してお聞きしますと、むかわ町は消費者協会のようなものはございません。しかしネットで検索してみますと、むかわ町に消費者センターというのがあるというふうになっています。担当者の方とお話ししたときに、この消費者センターがあるという話も聞いたことがなかったんですけども、もしあるんだとすれば、どのような内容で実態どうなっているのかということ併せて伺っておきたいというふうには思います。

○議長（野田省一君） 澤田総合政策課主幹。

○総合政策課主幹（澤田 健君） まず、私のほうから物価高騰に対します1点目の御質問に

ついて答弁申し上げたいと思います。

こちらにつきましては、先ほど5番議員の答弁と重複をいたしますが、今回国からの重点支援地方交付金、こちらむかわ町分は686万円でございます。この財源を活用しながら、生活者、また事業者支援に取り組んでまいりたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

○議長（野田省一君） 小坂町民生活課参事。

○町民生活課参事（小坂僚介君） 2点目の質問についてですが、消費生活相談受付窓口として、役場本庁では町民生活課、穂別総合支所では企画町民課が窓口となっています。

消費生活センターについては、専門知識を持つ相談員を配置しておらず、設置していないところですが、今後新たに物価高騰の相談体制の強化、充実に努めてまいります。

なお、相談内容によって、北海道立消費者センターや、町実施の無料法律相談へつなげています。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） ちょっと寂しい答弁かなというふうに思いますけれども、1つ目の対策で、町ができることとして水道料金等々の基本料金の据置きだとかという問題を出しました。今、この基本料金の据置きという点では、各地の自治体で始まりつつあります。春先からいけば、道内では、小っちゃな町でいえば標津町などがやっていたけれども、ついこの間、苫小牧市が4か月基本料金軽減するということを発表しました。こういうことが次に出てくるというふうに思っているんです。今度の交付金を活用するというんでは無理かもしれません。私はこの辺、今、町民の暮らしを考えると、やはり独自でやれるものはやっていく立場に立つ必要があるのではないかと改めて伺います。

そして、同時に、例えばそれをやるとしたら、むかわ町で1か月基本料金880円ですが、これを据え置いたら幾らでしょうか。4か月据え置いたら幾らでしょうか。お答え願いたいと思います。

○議長（野田省一君） 澤田総合政策課主幹。

○総合政策課主幹（澤田 健君） まず、私のほうからは、町としての物価高騰対策といったところでお答えをしたいと思います。

物価高騰対策につきましては、この間、従来から財源は国の交付金を活用しながら、施策としては町独自で対応してきているということで進めてきております。今、令和6年度直近の国の補正事業を使いまして、町独自として低所得者層の支援も、今現在、進行形で繰越しも行いながら実施をしてきているということもございます。

国は、定額給付で非課税世帯3万円というところに、町独自として交付金を活用してさらに1万円、また、非課税のみならず均等割世帯へも1万円というような給付を、今、行ってきております。というところで、まず御理解をいただきたいというふうに思います。

また、今回の追加での給付金につきましては、これを使ってどういうことができるのかといったところを検討していきたくというふうに思っておりますし、先ほど別の担当からも御答弁ありましたけれども、住民相談窓口の強化を図るというところで、町民皆さんの思いですとか、ニーズ、そういったものに寄り添った支援策の実施につなげてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野田省一君） 佐藤経済建設課参事。

○経済建設課参事（佐藤 琢君） 私のほうからは、直近の令和7年5月分の水道の基本料金についてお答えさせていただきます。

1か月、5月分が約428万円、それを4か月分になりますと1,712万円となります。

以上です。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） 最初に質問した中で、ちょっと答えられていない学校給食の全児童を対象にしたと、無償支援を全児童を対象にしたという場合、どのぐらいの費用がかかりますか。

○議長（野田省一君） 一般質問にあるよね、最初の通告に。金額については。

澤田総合政策課主幹。

○総合政策課主幹（澤田 健君） 金額については、この後、学校教育担当のほうから調べてお答えさせていただきたいと思いますが、全児童を無償化するととなりますと、令和7年度に予算措置をされております学校給食費負担金がゼロになって、その分を町が持つといったような考え方になるかと思えます。

以上です。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） 今、むかわは、1人の世帯、2人の世帯、3人の世帯というふうにして無償化支援が違ってきますよね。ですから、これを全部の児童にしたらかどうかという質問しておったんですけれども、そう思っていないなら、それはそれでいいです。

1つは、水道料金で私は今、例を挙げていますけれども、町の公共料金には水道や国保や

介護保険料やいろいろあります。そういう中で、私は今回水道を例に挙げて、また、これが多くの町民の皆さん、ほとんどの町民の皆さんに、郡部の一部を除いて、等しく軽減支援ができるというふうに思って水道料金を挙げたんですけれども。これであれば1か月、我が町でいえば四百数十万、4か月苦小牧市のようにやったとしても1,000万ちょっとなんです。

こういうお金というのは、先ほどからもいろいろな質問の中でそういう額が行ったり来たりという話が出ています。私は、こういうときにこそ、後の質問とも関連しますけれども、そういう物価で悩んでいる、そういう町民の人たちに対する支援として、あっていいんじゃないかというふうに思うんですけれども、改めて伺っておきたいというふうに思うんです。

私は、今、国のほうは2万円の交付金という話もあります。しかし、これも何か早晚駄目になりそうで、選挙目当てだということで駄目になりそうだという話も出されてきております。

そんな中で、一つの流れは消費税の減税に向かっています。国民の7割が、今、求めていると言われていています。そういうことの中で、私は、この物価対策について、国も何らかの対策をせざるを得ない。こんな1,000億円じゃなくて、もっと本格的なものが出さざるを得ない状況になると思っています。そういうようなことも見据えながら、私は対策を取っていいんじゃないかと思っているんですけれども、改めて町長の見解を伺います。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 北村議員の後段のほうの、国の何らかのというところでは、私も同意見でございます。それで、先ほど5番議員の中の答弁でも触れさせていただいたかと思うんですが、今現在、取り巻くものというんでしょうか、国内もそうですけれども、国内外も含めて、紛争だとか、政変だとか、いろんな取り巻きに含まれて、後ほど平和の関係のやり取りはあるかと思うんですけれども、戦後最大の国際社会試練のときを迎えているよと。先ほど北村議員のほうからも言われている、今、国にとってあるいは町にとっての第一の大事って何だろうとかと。命と暮らしを守ることでしょうと。ここも一致しているのかなと考えているところでございます。

それで、担当のほうからも、今、るる高騰対策についての国の交付金の財源とした各種事業、これはもちろんのこと、町としての取組支援、これらを具体的に水道料金、あるいは学校給食等々ということが言われておりますが、町独自として例えば向き合う、早晚向き合うのが、何がいいのかといったところは、少し検討課題として我々にちょっと時間を与えていただきたい。

それと、答弁重複しますけれども、国に対しての、先ほど北村氏が言った行政としての訴え、要請、要望、もう一度言いますけれども、まず、取り巻く人口減少、これはとてつもない時代になっているぞと。そして大きな時代の転換期にあるぞと。この中であって基礎自治体も含めた中での住民の行政ニーズ、もっともときめ細かく、国に対して対応していただきたい。そして、各般の政策課題、着実に、たくさんありますから着実に役割がこれまで以上に国として、後段で言いました大きなものが求められてくるのではないかと。そのためにも、町村としての自主性だとか、あるいは自立性という、今、地方創生の2.0もそうですけれども、こういったところの自主性、自立性というのを発揮しながら、地域の様々な抱えている地域活性化、これらの対応をするよう、継続的に安定した自主財源、地方としての、これに対して求めていくよう、もう先般6団体、さらには全道町村会の面々も要請活動に努めてきているところでございます。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） よろしく申し上げます。

と同時に、今、出ませんでしたけれども、やはりそういう中に、最大の物価対策は、7割の国民が求めているように消費税の減税だということが、今、どのマスコミも言うようになってまいりました。やっぱりこのことも、ぜひ要求をしていただきたいということを述べて、次に移りたいというふうに思います。

2つ目は、健康保険証の問題についてであります。

先日もマスコミ等も報道されました。これは札幌の病院でマイナンバーカードでかかろうと思ったらトラブって駄目で、たまたま駄目だった人たちの多くが保険証を持っていた。それで診療を受けることができた、こういうニュースがございました。そういうようなトラブルが絶えない状況であります。私は、これをやはりなくするために、やはり希望者全員に保険証、今度は資格者証ということになるんでしょうか、資格確認書、そういうものを配布する、そういうふうな対応をすべきだというふうに思うんですが、そのことによって、これから出てくる様々な変更日程があります。そういうようなことで、トラブルが起きないというふうな対応をすべきではないかというふうに思っているんですが、その辺のところ、この保険証問題について、どういうふうに進めようとしているか、75歳以上は全員に確認書を配布せよということになりましたよね。それらを含めて伺います。

○議長（野田省一君） 柴田町民生活課長。

○町民生活課長（柴田巨樹君） 御質問の要旨に沿ってお答えをいたします。

令和6年12月2日以降、健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカード、いわゆるマイナ保険証を基本とする仕組みに移行する中で、資格確認書の取扱いに関して、マイナンバーカードを持っていない方や、マイナ保険証の利用登録が済んでいない方には、現在お持ちの健康保険証の有効期限前に資格確認書が交付され、引き続き保険診療を受けることができます。

また、後期高齢者の方につきましては、機器の取扱いに不慣れであることなどを理由として、令和8年8月の年次更新までの間、暫定的な運用として、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、全員に資格確認書が交付されることとなっております。

なお、前期高齢者を含め、国民健康保険に加入の方につきましては、全員一律に資格確認書を交付することは予定しておりません。

今後におきましても、安心して保険診療が受けられるように、マイナンバーカードの取得やマイナ保険証の利用登録促進等と併せまして、丁寧な対応に努めてまいりたいと考えてございますので、御理解を願います。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） そこで、もうちょっと伺いますけれども、現在我が町でマイナカードを持っている方、それからマイナ保険証にしている方、これはどのぐらいいらっしゃいますか。分かれば、65歳以上なんかも分かればいいんですけれども、その辺明らかにしてほしいというのが1つであります。

同時に、資格確認書の保険証を持てばいいということになって、マイナ保険証等の取消しというのも随分出ているようでありますけれども、我が町ではどんな状況になっていきますか。

○議長（野田省一君） 柴田町民生活課長。

○町民生活課長（柴田巨樹君） 申し訳ありません、65歳以上のデータにつきましては、今、ちょっと持ち合わせてございません。

初めに、マイナンバーカードのむかわ町におけます交付枚数、こちら5月31日時点の数字でございますが、交付件数ですね、失礼しました、7,017件でございます。

続きまして、マイナ保険証の利用に関する部分でございますが、初めに、国保加入者におきますマイナ保険証の登録者数につきましては、失礼しました、先に国保の加入者7年の2月末時点で1,862人に対しまして、マイナ保険証の利用登録者につきましては、1,343人の率にしまして72%強という数字になってございます。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） 最初に聞けばよかったですけれども、最初に申し上げた札幌でそういうトラブルがあったという話をしましたけれども、そんな状況を聞いたときに、担当としてはどのような感想を持ちましたか。ちょっとこの機会に聞いておきたい。

○議長（野田省一君） 柴田町民生活課長。

○町民生活課長（柴田巨樹君） 先ほど、1点ちょっと答弁漏れていました。

利用登録の解除の件数につきましては、ちょっと調べた上で後ほどお答えをしたいと思います。トラブルにつきましては、制度が導入されたというところで多少混乱をされている部分があるかと思いますが、私どもの窓口のほうには、直接トラブルという部分については御相談はございませんが、1つといいますか、数件あるのは、暗証番号が回数が限られてございまして、暗証番号じゃなくて顔認証というのをまずやっていただければ、それでオーケーなんですけれども、顔認証ができなくて、次に暗証番号を入れたんですけれども間違えてしまってロックがかかったというところは、数件、私どものほうには御相談というか、連絡はきて、その解除を私どものほうで手続をしている実態はございます。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） 最後にちょっともう一つお伺いしますけれども、マイナ保険証を持っていない国保加入者だけでいえばどのぐらいになるのか、ちょっとそこも教えていただきたい。

○議長（野田省一君） 柴田町民生活課長。

○町民生活課長（柴田巨樹君） こちらも、今年の2月末の時点で508人となっております。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） トラブルについては、お話はされませんでしたけれども、いずれにしても、これがこういう状況というのは改善されていないんです。私も3つほどの病院をかかることになっちゃっていますけれども、その中でいえば、マイナカードを使っている人はほとんど見たことありません。みんな保険証です。これ本当に一定期間が来てこうなったときに、どうなるのかなというふうに思っています。

そういう点では、我が町として、少なくとも国保加入者だとか、65歳以上の人たちだとか、あるいは75歳以上と同じように資格書を発行するというような人たちを含めて、町として、従来どおりの保険証を発行するぞという立場に立った、そういうまちづくりというのがあっていいんじゃないかというふうに思うんですけれども、その辺のところどのように考えているか、最後に伺っておきたい。

○議長（野田省一君） 柴田町民生活課長。

○町民生活課長（柴田巨樹君） 先ほど、ちょっと繰り返しになるかもしれませんが、まずマイナ保険証を利用される際、顔認証、そして暗証番号による登録。それらがうまくいかない場合につきましては、マイナ保険証の顔写真と本人、目視で確認する、医療機関の窓口におきまして目視で確認するというところが強化をされてございます。今後におきましても、国のほうでも様々なトラブルに対する対策というのは、随時各保険者にも情報が流れてくると思いますので、私どももそういう情報に速やかに対応できるように、内部でも情報共有に努めていきたいと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） 次に、3つ目の質問に入ります。

3つ目は、まちなか再生についてであります。

6月号の広報でありますけれども、広報の裏面、私コピーさせていただいたんですが、この中に、まちなか再生に向けてとしまして、復興施設等整備Ⅱの事業者よりデザインの提案がありましたということで紹介されています。これによって、ほかの議員さんも言われましたけれども、私に言われましたけれども、私のところにも、この事業をやっていくのかというふうな、この事業がこれで決まって始められるような、そういうふうな印象を持っている町民の方が随分いらっしゃいます。

そこでお伺いしたのは、これを載つけた今回の考え方、それについて改めて伺っておきたいというふうに思うんです。そしてまた、この間、議会は特別委員会というのが開催されておりまして、その特別委員会では、このエリアデザインというこの内容について、了承したとかそういうふうな話にはなっておりません。この議会がこういう状況になって意見もつけられておりますけれども、これらについて、どのように議会の対応というのを考えておられて、こここのところとの関わりになったのか、改めて伺います。

○議長（野田省一君） 栃丸総合政策課長。

○総合政策課長（栃丸直士君） それでは、私のほうから、まちなか再生の御質問についてお答えをいたします。

まちなか再生の取組につきましては、令和5年4月号より町広報誌を中心に周知をしてきているところでございます。先ほど申しあげました町広報誌の6月号につきましても、事業者より提案のあったエリアデザインの内容について、現在の進捗状況の周知をしたところでございます。

また、町議会をはじめ、広く町民の皆さんからの意見等を反映するために、これまで復興拠点施設等整備事業調査特別委員会、あるいは住民説明会等を通しながら、まちなか再生の取組を推進してきたところでございます。

今後におきましても、住民との合意形成、あるいは議会の皆さんの合意形成を図りながら、また、関係者の皆さんとの合意形成も図りながら、魅力的なよりどころとなるように、特にこの事業Ⅱについては推進をしてまいりたいと考えております。

以上です。

〔「議会と関わりについては」と言う人あり〕

○総合政策課長（栃丸直士君） 議会の特別委員会での対応につきましては、この間、エリアデザインの中間報告から含めて、今年に入ってから、1月、4月、5月とそれぞれ推進状況を説明してきております。この中でも、エリアデザインを決して決定だという説明を私はしてきておりません。あくまでも広報誌にも記載しておりますとおり、今後関係者の皆さん、それから住民の皆さんの意見を反映して完成に努めていくという御説明をしてきているところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） そういうことなのかなと私は思っていますけれども、これを見た町民の人たちが、これで決まりなのかと。これに対して30億、40億というお金がかかるんだろうと。こんなものができるのか。こういうぐらいのところまで話が進んだりしています。

これでは、本当に私はまず第一には、議会と行政とはよく車の両輪やと言われるけれども、こうした立場から考えてみても、私は議会特別委員会にかけている、特別委員会やっているというのであれば、そこはやっぱり尊重されるべきだと、それが両輪ということにもなるのではないかというふうに思っているんですけども、その辺のところの問題が1つ。

それから、町民の皆さんには、やっぱりこれで決まりなのかというふうになってきている。こういうことに対してどのように、ちゃんと我々が説明したりとか、今、言われたようにこれはあくまでもエリアデザインの紹介ですというふうに行くということになるのか。それとも、こういうふうにやりながら、大体こうやるぞということをどんどんと先行させていくというふうになるのか。特別委員会の中では、財源も提示されない中でそれはできるのか、非常にきつい意見でございました。それらを含めて、今後どのように対応するか改めて伺います。

○議長（野田省一君） 成田副町長。

○副町長（成田忠則君） 私のほうからお答えをします。

今回のこの広報の部分については、先ほど担当から答弁をしたとおりでございます。決して議会被軽視しているというものではございませんで、こういう提案があったという中身を紹介をさせていただいているというところでございます。

今後このエリアデザインの案を成案化していくために、町民の説明会を何度か開かなきゃならないというふうに思っていますし、もちろん議会の皆さんとも委員会を通じて、内容について検討を進めていくということで考えておりますので、その点、申し述べておきたいなというふうに思っております。経費の部分についても、今、お話がありましたけれども、今後そういう事業総体の中でどうあるべきかというふうなところを、今後の委員会の中でも議論をさせていただきたいというふうに思いますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） そういうことをお願いしたいと思いますが、このエリアデザインに関連して言えば、我々に先行して地域協議会の皆さんとも話をしてきたというふうに聞いております。地域協議会の皆さんとも話をしましたけれども、まだ何回目かに図面やっと思われて、予算とかそういうものはないぞというような状況でございます。

そういうふうな中で、こういうことだけが先行するということになれば、本当に言っているような、住民の皆さんのいろんな意見を聞いてというふうにはならないんじゃないかというふうに私は思うんです。やっぱりそこら辺のところを、もうちょっと本当にそういう町民の意見を聞く、あるいは議会での状況をしっかりと受け止める、そういう中で、こういう大規模な大事業になるものでございますから、進められることを強く求めたいというふうに思います。

そういう意味で、次にいきたいと思いますが、このところで、町長、何かありますか。町長の意見を、我々特別委員会で聞くことはないもので。もしご意見があれば。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 意見というよりも、今回の広報掲載の内容につきましても、私ども特別委員会、あるいは地域協議会、こういったところに提示している途上の中での整理で、それ以下でもそれ以上でもないと思っておりますので、これからにおいても、関係性、そして関係者が同じ目線に立って合意形成を図るよう努めていきたいと考えているところでございます。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） よろしくお願ひします。

議会のほうとして、今回特別委員会の報告が出ているようであります。この中には、やはりこういうものは簡単に進めるべきじゃないんじゃないかという意見が多いとか、慎重な対応を求めている意見が多いであります。ぜひともそういう立場をお願いしたいということを書いて、残り10分です。4つ目の課題に入ります。

平和なまちづくりについてであります。

御存じのとおり、今年はその戦争が終結して新しい日本国憲法が、平和憲法ができて、民主主義がつくられるようになって、そういう流れの中、戦後80年の年にあります。私はやっぱりこの年を大事にしていく、本当にこの間生きてこられた方もほとんど残り少なくなっているという状況の中で、この戦後80年を町としても考える必要があるんじゃないか。特に、非核平和宣言ということの掲げている町であります。

その立場から、私は何らかの取組をやって、そして戦争での犠牲者、これは亡くなられた方だけではなくて、むかわ町には空爆もありました。そういう中で、いろんな思いをしている方々、その人たちを含めたものとして慰霊祭を一つ取ってみても、これまでとは違った、本当に平和の町宣言にふさわしい戦後80年、取組をしたいものだなというふうに思うんですけども、この点について伺います。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） むかわ町が2017年12月、非核平和の町宣言を行ってから7年と半経過しているところでございます。

この宣言以降、議員も御案内のとおり、2018年、道から取組を初めております広島の平和記念式典、地元の両地区の中学生を派遣する広島平和の旅派遣、残念かな新型コロナの関係で中止した年度もありましたが、これまで34名の中学生の皆さんが平和の尊さ、現実というのを学んできております。

今年度も7名の中学生を派遣する予定となっております。また、それと行きっ放しじゃないぞというところで、帰町後には、それぞれがそこで見て聞いて感じてきた、それぞれのことを町の広報誌だとか、あるいは町民文化祭、こういったところで皆さんに報告しながら、広く伝えていく取組というのも行っているところでございます。

戦争・被爆経験者、先ほど議員のほうからも触れられておりますように、徐々に徐々に減少してきているのは、これは我が町もそうでございます。戦争の記憶というのが薄れつつある中で、これから次代を担っていく子どもたち、この子どもたちが戦争の悲惨さ、核の恐ろ

しき、これをしっかり直に見てもらって学んでもらう取組は極めて重要と捉えているところでもございます。

非核平和の町むかわ町として、こういったところも踏まえながら、それらも取組を重点にしながら、新たな角度というのも含めた中での、引き続きの非核平和の取組、進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） 思いは全く同じであります。そこで、これからも続けたいということなんでしょうけども、この戦後80年というこれを迎える年に、何らかのアクションを起こしたほうがいいんじゃないかと私は思うんです。

例えば、今、述べられた子どもたちが、これまで述べ34名、私も何度か広島の記念式典にも参加をさせていただいて、本当に平和への思いを強くした一人でございますけれども、そういう実績を積み重ねる、歴史を積み重ねてきているわけですから、そうした参加者の感想文だとかをこの際まとめて、そして、何らかの形でそれを紹介することなど、あるいは昨年、非核平和、核兵器廃絶の問題では日本の被団協の皆さんがノーベル賞を受けました。これが全世界の多くの人々、一部の核にしがみついた人たち以外に、大きな希望と勇気を与えました。こうした代表の人たちを招いて講演会を行うとか、そういうような事業を行ったらどうかというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

時間の関係で、1つずつはやりません。

もう一つ、戦後80年ということで、私は慰霊祭などをもうちょっと町民全体が参加をして、本当に多くの町民の皆さんが平和を考える日にしたほうがいいんじゃないかというふうに思っているんです。

そういう意味で、むかわ町にも百数十名の犠牲者がおられますけれども、それだけではなくて、昭和20年、これは7月、その前にもあったようですけれども、町史に記されているだけで昭和20年の1945年7月、この鵜川沿岸、ここに空襲爆撃があったと。グラマンという戦闘機が爆撃をしたと。今の洋光団地のところに土管工場があつて、その土管工場が襲撃された。たまたま私の義理の母になる人が、そのときに二区に住んでいて、どこへ逃げようかといって土管工場のほうに向かっていったら、そこがばりばりと爆撃されたという話を聞かされたことがあります。そういう歴史があります。私はそういう町の戦争の歴史なども紹介するような、そういう取組があつていいんじゃないかというふうに思っているんですけれども、改めてこの辺を伺います。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） これも言わずもがなでございますが、戦争によい戦争、これよく中学生と帰ってきたときに話しするんです。悪い戦争、さらにはこんなものあり得ない。それと加害者、被害者、こういうんじゃないで、みんな、みんな犠牲者なんだよといったところをいつも向き合わせていただいているんです。

そして非核平和都市宣言、一度、町として宣言すれば終わり、そんなものじゃない、ご案内のとおりですよ。具体的な意識と意識を保って、どうこれからの行動に移して、継続的に活動していくことが、改めてですけれども重要と捉えております。

それで、具体的にこれからどうするんだといったところも含めてでございますけれども、これまでも並行しております。平和教育の推進、教育ですね、平和教育の推進、これは教育委員会のほうにお任せします。それと、平和に関する情報の発信、今どうなっているんだ。平和団体との連携、平和の首長会議にも参加しておりますので。それと、身近でいけば、先日も御来町いただいております有森裕子さん、ハート・オブ・ゴールド、こういった運動も進められております。私もそこに加盟しております。それらと平和イベントの開催といったところの節目、節目、ちょうど平成、戦後80年といったところから、節目、節目での講演会、こういったところも今後どうなのかなと、今、思いをしているところでもございます。

この間、そのほかの核兵器の根絶というのを訴える活動だとか、署名だとか、こういうことも積極的に参加させていただいておりますし、議会と連携した中の、平和の要請というのも、これまでも行ってきているところでございます。

そこで、先ほど具体的に統治下のお話があったかと、ごめんなさい、空爆の話があったかと思えます。それらも含めながら、今後においても、むかわにありますが遺産というんでしょうか、これらにもしっかりと目を向けた中で、それと体験した世代というのは減少しておりますけれども、その戦争遺産、これらも戦争の記憶を風化させていかないぞといったところのためにも、子どもたちのために、むかわ町であった実際の戦争というんでしょうか、こういったところも伝えていく機会があれば大事にしていきたい。とりわけ、今、インターネットでもこういったところの発信できますので、記事、説明、ICTを活用して、今後に向けて伝えていければなと考えているところでございます。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） 本当にそういう点では、ぜひとも戦後80年という節目、なかなか私たちは日常的には考えないところなんですけれども、こういう、今、世情が、先日も中東の

ほうで核兵器までいくんじゃないかというくらい、今、この争いごとが勃発しています。こういう時代だからこそなお、やっぱり平和の、日本国憲法、平和憲法を持つ国として、そこに住む住民として、私はぜひともそういう活動をやってもらいたいというふうに思っています。

もっと教育関係でもちょっと質問したいんですけども、時間の関係で、次にいかせてもらいます。

最後の質問になりますけれども、関税問題から農業を守る取組についてということで、これも時間がなくなりましたけれども、1つは、トランプ関税と指摘される中で、日本の農産物の輸入拡大が懸念されます。町からもさらなる米等の輸入拡大やめよの発信をしていただきたい。さらには、今、米問題、米騒動と言われる。米が高くて買えない、こういういろんなことが起きています。

これらに対して一番大事なことは、日本の農家、米農家がお米を安心して生産できる、つまり農家が米を再生産できる、そういう仕組みをしっかりとつくることです。このことについて、国等にも強く求めていただきたいことを含めて、御意見を伺っておきたいというふうに思います。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） アメリカの関税措置、この相互関税の一部について適用を一時停止したとはいえ、自動車産業をはじめとする我が国の産業、そして経済、そして世界経済に大きな影響を及ぼしかねないことには、まだ変わりはないと受け止めています。

引き続き国、そして北海道、こことも連携しながら、一連の関税措置の見直しというのを強く求めるとともに、国内産業、経済への影響等を注視してまいりたいと思いますので、御理解を願いたいかと思います。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） 一般的にそういう注視するというだけではなくて、一番お願いしたいのは、今、やっているトランプ関税の関係の中で、今、日本の国は自動車を守るために、日本の農業の中心である米、これをはじめとして農産物を差し出す、こういうふうな、今、取引にしようとしている、ディールにしようとしています。こういうことはやめてほしい。これが今まで日本農業、米づくりを潰してきた大きな点じゃないですか。173万戸あった、20年前に、それが今、53万戸、ここまで減らしたら、そういう状況の中じゃないですか。私はそういう中に、ぜひこのことを強く国にも申し上げていただきたい、このことをお願いす

るのが1つです。

それから、もう一つここに書いてあるように、農家が再生産できるように、今、この春から米が値上がりして米がない、大騒ぎになりました。何が原因か、この5年間、6年間考えてみてください。コロナで国民が働く場がない、収入が落ちる、お店は自粛する、そういう中で、米の消費が減りました。そのことが米の消費を減らした。そうしたら、そのとき日本の農水は、米をそれに合わせた作り方しかさせない、減反を増やすため。そして、その後すぐウクライナである問題が起きて、そして今度は輸入食料が高くなって、お米が比較的安価になった、だから今度は米に飛びついた。それが米不足に招いた原因なんです。このときに、米をちゃんと消費量に見合った生産をしていれば、こんなことが起きなかった。

私は、今、農家がやっと去年2万円を超える生産者米価で行き着きました。こういうのが続いたらいいと思っています。しかしこれは、今、販売されている市販の米が2倍も3倍にもなっている価格じゃありません。これを守るために、ぜひともこれらを国のほうに要望していただきたい。このことを申し上げているんです。改めて伺います。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） これまでの物価対策と重複するかもしれませんが、まず今の関税の関係、既にこれは議員もつかんでいるかと思うんですけども、地方6団体、それと並行して全道の町村会、こういったところも含めながら、5月末から6月にかけて要請、要望活動してきているところでもございます。

米国の関税措置等については、地方の産業、こういったところも大きな影響というのは懸念されているぞと。追加関税あるいは相互関税の見直しというのを粘り強く求めてくれということと、それと、その際、全国町村会のほうなんですけれども、かなり飛ばしますけれども、持続可能な農業、そして農村政策の推進、これについての担い手不足、こういったところも現実として深刻であるといったところも捉えていただきながら、所得向上への支援策、あるいは後継者の育成者確保対策を早急に講じてくださいといったことも要請、要望の中に入っております。

それと、これは四半世紀ぶりに改正されている食料・農業・農村基本法、北海道の位置づけというのは相当大きなものが言われているかと思えます。そして、ちょっと聞いてください、安全保障というのをどうしていくんだと、一役を担っているむかわ農業なんだよといったところも、強く言ってきているんです、ちょっと聞いてから言ってくださいね。

それと、きめ細かな支援というのは、これからもお願いしたい、さらには物価上昇等に適

切に対応した、我々が行政サービスを安定的に供給できるように、地方交付税、この一般財源の総額というのを確保するようお願いをしているところでもございます。

それと、ぐっと飛びます。8月にかけてなんですけれども、私、北海道町村会の農業振興対策協議会の役員を担わせていただいているところなんです。そこで、8月に関係先に、全道の農業振興対策全般について要望活動が予定されております。ですから、こういったやり取り、議員からの御意見というのも頭に描きながら、その際、今回の地元の生産者、今後まだ時間ありますから、そういった声というのも併せながら、要望、要請活動、積極的に行っていきたいと考えております。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） ありがとうございます。よろしく申し上げます。

時間が若干ありますから、最後、農政にお伺いします。

今年のむかわ町の米作りの実態について明らかにしてください。今年の主食米、加工米、飼料米、これは何ぼになっていますか、去年より何ぼ増えていますか、資料があったら教えてください。

○議長（野田省一君） 飛岡農林水産課主幹。

○農林水産課主幹（飛岡雅幸君） 今年のむかわ町の作付の部分ですけれども、現在取りまとめをしております、主食米の生産の目安等につきましても、今、地域間で調整をしている最中でもございます。最終的な部分については、まだ決定をしていないというところで、御理解いただければと思います。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） 時間がないので簡単に言いますけれども。

○議長（野田省一君） マイク入れてください。

○11番（北村 修君） なぜ聞いたかという、今年のむかわ町の主食米は540ヘクタールほどなんです。去年よりは少し増えています。しかし、同時に加工米、1万円以下の安いお米、みそ、煎餅の米、これが200ヘクタールほどあります。そして、最も安い2,000円の米、これが飼料米です、餌米。これらを作らなきゃならない。こういう矛盾した米作りにさせられているんです。このところを御理解いただいて、ぜひともその要望の中に入れていただきたい。このことを心から申し上げて、質問終わります。

○議長（野田省一君） これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（野田省一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

なお、明日の開会時間は午前10時とします。

御苦労さまでした。

散会 午後 4時56分

## 令和7年第2回むかわ町議会定例会

### 議事日程（第2号）

令和7年6月20日（金）午前10時開議

#### 町長提出事件

- 第 1 報告第 2号 専決処分報告に関する件  
(損害賠償の額の決定に関する件)
- 第 2 報告第 3号 令和6年度むかわ町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件
- 第 3 承認第 1号 専決処分につき承認を求める件  
(令和6年度むかわ町一般会計補正予算(第10号))
- 第 4 承認第 2号 専決処分につき承認を求める件  
(むかわ町税条例の一部を改正する条例)
- 第 5 諮問第 1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求める件
- 第 6 諮問第 2号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求める件
- 第 7 議案第38号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に関する件
- 第 8 議案第39号 工事請負契約の締結に関する件
- 第 9 議案第40号 工事請負契約の締結に関する件
- 第10 議案第41号 工事請負契約の締結に関する件
- 第11 議案第42号 工事請負契約の締結に関する件
- 第12 議案第43号 動産の買入契約の締結に関する件
- 第13 議案第44号 むかわ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第14 議案第45号 むかわ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第15 議案第46号 むかわ町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 第16 議案第47号 令和7年度むかわ町一般会計補正予算(第1号)
- 第17 議案第48号 令和7年度むかわ町上水道事業会計補正予算(第1号)

#### 議員等提出事件

- 第18 意見書案第 4号 消費税を緊急に引き下げを求める意見書案

第19 意見書案第 5号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策  
の充実・強化を求める意見書案

第20 所管事務調査報告の件  
(総務厚生常任委員会及び経済文教常任委員会)  
(復興拠点施設等整備事業調査特別委員会)

第21 閉会中の特定事件等調査の件  
(総務厚生常任委員会及び経済文教常任委員会)  
(議会運営委員会及び議会広報委員会)  
(復興拠点施設等整備事業調査特別委員会)  
(議会改革等調査審査特別委員会)

第22 議員の派遣に関する件

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

## 出席議員(12名)

1番	栗原健一	議員	3番	古内みゆき	議員
4番	奥野恵美子	議員	5番	東千吉	議員
6番	佐藤守	議員	7番	中島勲	議員
8番	大松紀美子	議員	9番	三上純一	議員
10番	小坂利政	議員	11番	北村修	議員
12番	津川篤	議員	13番	野田省一	議員

## 欠席議員(1名)

2番 伊藤恵美 議員

---

## 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	竹中喜之	副町長	成田忠則
支所長	吉田直司	会計管理者	今井巧

総務財政課長	佐々木 義 弘	総務財政課幹主	伏 木 允 一
総務財政課幹主	三 上 祐	広報防災対策室長	関 根 徹
総合政策課長	栃 丸 直 士	総合政策課幹主	澤 田 健
D X推進室長	大 塚 治 樹	町民生活課長	柴 田 巨 樹
町民生活課参事	小 坂 僚 介	町民生活課幹主	佐々木 智 晴
保健介護課長	梅 津 晶	保健介護課幹主	加 藤 こずえ
保健介護課幹主	今 莊 由 香	保健介護課幹主	柴 田 美由紀
福祉・子育て課長	熊 谷 伸 一	福祉・子育て課幹主	矢 野 優 子
福祉・子育て課幹主	谷 川 功 一	農林水産課長	東 和 博
農林水産課参事	藤 野 真 稔	農林水産課幹主	飛 岡 雅 幸
農林水産課幹主	宮 村 敦 嗣	経済建設課長	江 後 秀 也
経済建設課参事	菊 池 功	経済建設課参事	佐 藤 琢
経済建設課参事	西 村 和 将	企画町民課長	菅 原 光 博
企画町民課幹主	中 上 紀 文	企画町民課幹主	高 橋 佳 香
経済戦略室長	長谷山 一 樹	経済戦略室幹主	櫻 井 和 彦
経済戦略室幹主	太 田 耕 司	国民健康保険総務所長	横 山 貴 仁
教 育 長	長谷川 孝 雄	生涯学習課長	西 幸 宏
生涯学習課教育指導参事	池 田 佳	生涯学習課参事	高 木 龍一郎
生涯学習課幹主	菊 池 恵 美	生涯学習課幹主	山 木 美 幸
選挙管理委員会事務局長	佐々木 義 弘	農業委員会事務局長	藤 田 浩 樹

農業委員  
支局 會長

宮 村 敦 嗣

監 査 委 員

数 矢 伸 二

---

事務局職員出席者

事 務 局 長

松 本 洋

主

査

酒 卷 早 苗

---

◎開議の宣告

○議長（野田省一君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

---

◎議事日程の報告

○議長（野田省一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入る前に、本日も室温の上昇が予想されますので、上着の着用は自由といたします。

---

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（野田省一君） 日程第1、報告第2号 専決処分報告に関する件（損害賠償の額の決定に関する件）を議題といたします。

本件について報告を求めます。

関根広報防災対策室長。

〔関根 徹広報防災対策室長 登壇〕

○広報防災対策室長（関根 徹君） 報告第2号 専決処分報告に関する件につきまして御説明申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

本件は、損害賠償の額の決定に関する件につきまして、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告するものでございます。損害賠償の額は47万3,935円、損害賠償の相手方は議案書記載のとおりでございます。経過の概要につきましては、令和6年12月16日、むかわ町美幸1丁目60番地の道路上において、町所有の除雪車で除雪作業中に停車中の相手方自動車に衝突し、損傷を与えたものでございます。

町側の過失割合は100%で、令和7年3月7日に示談が成立したことから、地方自治法第180条第1項及び平成18年5月9日議決のむかわ町長の専決処分事項の指定について、第2号の規定により、令和7年3月21日付で専決処分したものでございます。

以上で報告第2号の説明を終わります。

○議長（野田省一君） 報告が終わりました。

これから、報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで、報告第2号 専決処分報告に関する件は報告済みといたします。

---

### ◎報告第3号の上程、説明、質疑

○議長（野田省一君） 日程第2、報告第3号 令和6年度むかわ町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件を議題といたします。

本件について報告を求めます。

三上総務財政課主幹。

〔三上 祐総務財政課主幹 登壇〕

○総務財政課主幹（三上 祐君） 報告第3号 令和6年度むかわ町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件につきまして御説明申し上げます。

議案書3ページをお開き願います。

本件は令和6年度一般会計歳出予算の経費のうち、支出が終わらない一部を令和7年度に繰越しを行いましたことから、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、議会に報告するものでございます。

議案書4ページをお開き願います。

繰越計算書につきましては表中央、金額の項目は令和6年度むかわ町一般会計予算において繰越明許費として議決いただきました金額、その右の翌年度繰越額が議決いただきました金額のうち、繰越処理を行った金額となっております。

繰越しました事業についてですが、2款1項、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業、物価高騰対応重点支援給付金支給事業につきましては、物価高騰が続く中、住民税非課税世帯に対し生活、暮らしの支援を行うため、1世帯当たり3万円の給付金を給付、また、給付対象世帯に18歳以下の子どもがいる場合につきましては、子ども1人当たり2万円を加算し給付する事業及び町独自支援として住民税非課税世帯及び均等割のみの課税世帯に対し、物価高騰の負担軽減を図るため給付金1万円を給付する事業を行うもので、事業完了が令和7年度となることから繰越したものでございまして、繰越額は6,026万8,000円、財源につきましては国庫支出金5,858万8,000円、残額の168万円は一般財源でございまして、

次に、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業、畜産飼料高騰支給事業につきましては、畜産事業者へ高騰している飼料購入費の負担軽減を図り畜産経営の安定化を図るため、1頭当たりの支援単価、1事業者に対する上限額を定め支援するもので、事業完了が令和7年度となることから繰越したもので、繰越額は533万7,000円、財源は国庫支出金として413万7,000円、残額の120万円は一般財源でございます。

次に、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業、漁業燃油高騰対策支給事業につきましては、町内漁業者に対し燃料単価高騰の一部を補填し負担軽減を図るために支援するもので、事業完了が令和7年度となることから繰越したもので、繰越額は300万円、財源は国庫支出金として240万円、残額の60万円は一般財源でございます。

4款2項、汐見一区飲料水供給施設給水ポンプ更新事業につきましては、給水設備に係る更新事業の完了が令和7年度となることから繰越したもので、繰越額は506万円、財源は全額一般財源でございます。

5款1項、担い手確保・経営強化支援事業につきましては、農業者の機器等を整備する北海道の間接補助金が令和6年度で採択され、事業完了が令和7年度となることから繰越したもので、繰越額は1,224万5,000円、財源は全額道支出金でございます。

次に、水田農業緊急対策事業につきましては、転作田から水稻作付を行うため、畦畔の補修や圃場均平を行うための支援に対し本年春以降の施工要望に伴い繰越したもので、繰越額は1,285万7,000円、財源は全額農業基盤整備事業基金を繰入れするものでございます。

次に、道営農業農村整備事業につきましては、道営土地改良事業に係る農家負担軽減を図るための特別対策、次世代農業促進生産基盤特別対策事業におきまして国及び北海道の事業推進に伴い令和6年度で事業採択され、事業の実施が令和7年度となることから繰越したもので、繰越額は2,612万5,000円、財源は道支出金として406万円、地方債1,800万円、残額の406万5,000円は一般財源でございます。

8款1項、地域防災緊急整備事業につきましては、災害時の避難所環境整備のための防災資機材導入経費に係る国の事業採択が令和6年度にされ、事業の実施が令和7年度となることから繰越したものでございまして、繰越額は990万円、財源につきましては国庫支出金として495万円、残額の495万円は一般財源でございます。

以上で、報告第3号の説明を終わらせていただきます。

○議長（野田省一君） 報告が終わりました。

これから報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） 総務費の物価高騰対応のところなんです、重点支援給付金支給事業なんですけれども、対象となる方々から支給されるのはいつなのかということで随分聞かれました。担当の方にもちょっと聞いたりもしていたんですけれども、現時点で3つの事業あるんですけれども、それぞれ支給状況というのはどのようになっているのか、今の時点で。それから、随分事務手続きが時間かかっていたなという気がするんです。これは例えばできるだけ早く支給が完了できるように手当などをすべきではなかったのかなという思いもしているんですけれども、これらの対応はどのようにされたのかについて伺います。

○議長（野田省一君） 答弁調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時13分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

飛岡農林水産課主幹。

○農林水産課主幹（飛岡雅幸君） 私のほうから、2つ目畜産飼料高騰支給事業と漁業燃油高騰対策支給事業につきまして御説明したいと思います。

まず、畜産飼料高騰対策の部分につきましては3月に申請受付しておりまして、3月中におよそ6割方支給は済んでおります。その後も支給の要件の確認等がございまして、それで最終的に決定をした部分につきましては、この4月、5月に支払いをしているという部分でございまして、今現在、給付はほぼ終わっているという状況でございます。

また、漁業の燃油高騰対策の部分につきましては、これは漁協に支援をする形になっておりまして、そこで協議をいたしまして、来年の事業終了した時点で精算をして給付をするという形になっておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（野田省一君） 谷川福祉・子育て課主幹。

○福祉・子育て課主幹（谷川功一君） 給付金の関係についてお答えします。

非課税世帯に関しましては、むかわ町は1万円上乘せしまして1世帯4万円、子ども加算2万円を支給しております。実績ですけれども、1,124世帯、提出率が95.7%となっていま

す。子ども世帯に関しましては、34世帯63名、100%の申請となっています。

続きまして、均等割のみ世帯1万円、こちらは推奨メニューで町独自でやっている事業なんですけれども、こちらのほうが188世帯、88.6%の提出率となっています。申請の受付自体が3月中旬から受け付けておりまして、6月30日までに支給の完了と予定となっております。対象世帯のリスト作成とかこちらのほうの関係がありまして、支給がちょっと遅れたという形になっておりますので、御了承願います。

以上です。

○議長（野田省一君） 8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） 1月の臨時議会で決まっていたと思うんですね。それで、こういう経済状況ですから、非常に待たれていたんです。結局1月に決まって非常に時間がかかったというところで、担当の方が一生懸命やっていたらっしゃっていたのは聞いておりましたけれども、やはり何かしらそういう事務を進めるための手当てというものがあつたほうがよかつたのではないかなというふうに思うんですけれども、その辺についてはどのようにお考えですか。

○議長（野田省一君） 答弁願います。

熊谷福祉・子育て課長。

○福祉・子育て課長（熊谷伸一君） ごめんなさい。事業に対する手当。

〔「要するに、時間がかかっているからもっと早くするために、例えば人を増やしてやることはできなかったのですかというところを私は聞きたかったんです」と言う人あり〕

○福祉・子育て課長（熊谷伸一君） 年度の途中での国の制度の関係の支給でございまして、できるだけ急いで、先ほど担当からも御説明しましたができるだけ急いで必要なお客様に届けるよう進めてきたところでございます。先ほど、1月の臨時議会ということもございましたので、そこからなかなか国からは時間外の、時間外手当とかそれに関わるものは予算として計上していましたが、なかなか人を見つけることとかもできなかったもので、今いるメンバーで全力で取り組んできたところでございますので、御理解いただきたいと思ひます。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） お伺いしておきたいと思うんですけれども、私は農林水産業費の農

業費に関わってなんですけれども、水田緊急対策事業に関わって、これが年度途中で水張りをしなくてもいいということになって、畦畔の助成なんだけれども、転作をするための、水張りをするための畦畔の助成だったんだけれども、それがそれはせんでええというふうの方針が変わって農家の人も右往左往したという経過があるんですけれども。そこら辺の事業進行、推移とそうした農家現場での受け止め方、これらについてどのように受け止めていますか。そこら辺の見解をお聞きしたい。

○議長（野田省一君） 飛岡農林水産課主幹。

○農林水産課主幹（飛岡雅幸君） 水田農業緊急対策事業の件でございます。先ほど議員おっしゃったとおり、今年の1月末に水田活用の直接支払交付金の要件で水張りがしなくてもいいよという形で変更になりました。ただ、農家の皆さんにつきましては、もう既に種だとかも購入しているという状況の時期でございましたし、場合によっては輪作体系を取って計画されている方もいらっしゃいましたので、その点で要件は、水張りの要件はなくなったんですけれども、必要な対策ということで継続してこの事業を進めているという状況でございます。

○議長（野田省一君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） それで、そういう国の制度、突然と農家を混乱させるような形で変わったわけなんだけれども、それによって町の農業者が作付を変えたとかそういう変化というのはありましたか。今回聞きますと、今年の、うちの鶴川地区でいえば米の作付、主食用にしているものがお米については若干増えたということはあるようなんです。そこら辺の変化とかそういうものというのはまだ、昨日のお話でもまだまとめ切れていない、つかみ切れていないということなのかもしれないけれども、そういうことの中から出てきた状況というのはつかんでいませんか。

○議長（野田省一君） 飛岡農林水産課主幹。

○農林水産課主幹（飛岡雅幸君） 実際の状況といたしましては、今までは1か月の水張りルールというものもありました。これを行う方は若干少なくなったかなと思っております。

また、米の主食米への作付が増加しているというのは実際でございます。これは、国の制度の改正というよりも、米の価格の上昇によってやはりそちらのほうが所得が多くなるというような計算もあると思いますけれども、そのあたりで主食米の規模が増えているという状況はあるというふうに押さえております。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで、報告第3号 令和6年度むかわ町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件は報告済みといたします。

---

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第3、承認第1号 専決処分について承認を求める件（令和6年度むかわ町一般会計補正予算（第10号））を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

三上総務財政課主幹。

〔三上 祐総務財政課主幹 登壇〕

○総務財政課主幹（三上 祐君） 承認第1号 令和6年度むかわ町一般会計補正予算（第10号）の専決処分につき承認を求める件につきまして御説明申し上げます。

議案書5ページをお開き願います。

本補正につきましては、歳入におきまして令和6年度末に確定いたしました地方譲与税及び地方交付税などの交付額、また、道支出金及び財産収入実績による調整、ふるさと納税に係る採納額のほか、事業完了に基づき財源となる地方債発行額を整理したこと、歳出におきまして、特定目的基金等を財源としていた林業事業における年度内執行内容の確定及びふるさと納税の寄附者の御意向に基づき後年度以降に活用するため、各基金積立予算額の確保のほか、歳入確定に伴う各事務事業における財源振替、年度末執行額確定に伴う整理予算など、所要の補正を地方自治法第179条第1項の規定に基づき令和7年3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

議案書6ページをお開き願います。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ484万1,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ109億9,548万5,000円とするものでございます。

補正した款項及び補正後の金額は議案書7ページから10ページまでの第1表、歳入歳出予算補正となっております。

議案書11ページの第2表は第2条の地方債補正の件でございますが、地方債を財源として執行した事業の完了により借入可能額が確定したことに伴い、5つの事業につきまして限度額の補正を行ったものでございます。

説明の都合上、別に配付してございます令和6年度むかわ町一般会計補正予算（第10号）に関する説明書により御説明申し上げます。

予算説明書3ページの歳入2款、地方譲与税から、4ページ8款、環境性能割交付金及び4ページ下段から5ページ上段にかけての11款、交通安全対策特別交付金につきましては、それぞれ令和6年度分の譲与額及び交付額が確定したことに伴い既定額の追加または減額を行い、予算額を整理したものでございます。

予算説明書4ページ下段の10款、地方交付税につきましては、令和6年度の特別交付税が7億818万2,000円と確定したことに伴い、既定額5億8,620万円との差1億2,198万2,000円を追加したものでございます。

予算説明書5ページにお進みいただき、15款、道支出金につきましては、支出における林業事業の年度内執行確定により財源調整をしたものでございます。

16款、財産収入につきましては、説明欄に記載の当該基金に係る利子の確定に伴い整理したものでございます。

17款、寄附金につきましては、1項1目、一般寄附金として令和6年度のふるさと納税の採納額が8,879万9,000円と確定したことにより、既定額7,500万円との差1,379万9,000円を追加したものでございます。

18款、繰入金につきましては、1項1目、財政調整基金繰入金として歳入歳出の財源調整として繰入れを予定しておりましたが、各交付金及び特別交付税の確定に伴い一般財源の確保が見込まれたことから、1億4,841万3,000円を減額したものでございます。

予算説明書5ページ下段から6ページ、21款、町債につきましては、事業の完了に伴い借入額が確定したことから5つの事業に係る予算額を整理したものでございます。

続きまして予算説明書7ページ、歳出を御説明申し上げます。

2款1項1目、50番、文書等管理事務につきましては、年度内執行額確定に伴い整理予算として役務費を減額したものでございます。

5目、180番、財政調整基金積立金につきましては、歳入16款、財産収入補正に係る当該基金利子の確定に伴い利子積立予算額を整理したものでございます。

200番、基本基金積立金につきましては、この後御説明申し上げます流木売払収入を財源とする林業振興及び造林事業の執行額の確定により原資積立予算額を整理したものでございます。

6目、210番、公有財産管理事務につきましては、国有財産である鷓川沙流川河川事務所、

鶴川分駐所の取得に係る契約額の確定に伴い、整理予算として財産購入費を減額したものでございます。

続きまして、9目、300番、地域振興基金積立金及び予算説明書8ページ305番、未来担い手基金積立金、306番、恐竜の卵基金積立金につきましては、ふるさと納税の寄附者の御意向に伴いそれぞれ原資積立予算額を整理したものでございます。

5款1項4目、1280番、農業基盤整備事業につきましては、地方債の借入額の確定に伴い財源振替をしたものでございます。

2項1目、1340番、林業振興対策事業につきましては、歳入補正、2款3項1目、森林環境譲与税の交付確定額に伴い財源振替したものでございます。

1351番、私有林等整備促進事業につきましては、森林環境譲与税を財源に執行した事業の確定に伴い補助金を減額。

1419番、森林環境譲与税基金積立金につきましては、先ほど御説明申し上げました1351番、事業の減額及び歳入補正、2款3項1目、森林環境譲与税の交付確定額に伴い、次年度以降の事業に活用するため原資積立予算額を整理したものでございます。

予算説明書9ページにお進みいただき、2目、1430番、基本基金管理事務につきましては、先ほど2款総務費200番事業で御説明申し上げましたとおり、事業の確定に伴い減額したものでございます。

6款1項1目、1487番、むかわ町金券基金積立金につきましては、歳入16款財産収入補正に係る当該基金利子の確定に伴い利子積立予算額を整理したものでございます。

7款2項2目、1640番町道整備事業、予算説明書10ページにお進みいただき3項1目、1660番、河川維持管理事務及び4項2目、1700番、都市下水路維持管理事務につきましては、地方債の借入額の確定に伴い財源振替したものでございます。

3目、1720番、公園等維持管理業務につきましては、歳入補正2款3項1目、森林環境譲与税の交付確定額に伴い財源振替したものでございます。

8款1項1目、1770番、胆振東部消防組合運営事務につきましては、地方債の借入額の確定に伴い財源振替したものでございます。

予算説明書11ページにお進みいただき、9款1項4目、1857番、鈴木章記念事業推進基金積立金及び4項1目、2160番、生涯学習推進基金積立金につきましては、ふるさと納税の寄附者の御意向に伴いそれぞれ原資積立予算額を整理したものでございます。

12款1項1目、2520番、給与費につきましては、年度内執行額確定に伴い整理予算として

減額したものでございます。

以上で、承認第1号の説明を終わらせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから承認第1号 専決処分につき承認を求める件（令和6年度むかわ町一般会計補正予算（第10号））を採決いたします。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

#### ◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第4、承認第2号 専決処分につき承認を求める件（むかわ町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

佐々木町民生活課主幹。

〔佐々木智晴町民生活課主幹 登壇〕

○町民生活課主幹（佐々木智晴君） 承認第2号 専決処分につき承認を求める件につきまして御説明いたします。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、むかわ町税条例の一部を改正する条例につきまして専決処分を行いましたので、同法第179条第3項の規定により

議会に報告し承認を求めるものでございます。

議案書13ページをお開き願います。

本条例改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が令和7年3月31日に公布され、その一部が同年4月1日から施行されたことに伴い、むかわ町税条例の改正が必要となりましたので令和7年4月1日専決処分を行い、所要の改正を行ったものでございます。

説明の都合上、別冊議案説明資料1ページをお開き願います。

地方税法等の改正に伴うむかわ町税条例の改正概要により御説明いたします。

1、改正趣旨については先ほど御説明したとおりでございます。

次に、改正概要でございますが、今回の改正につきましては、主に軽自動車税の税率の新設、そして特定マンションに係る固定資産税の減額特例についての改正と、このほか、法改正に伴う項ずれに対する軽微な改正を行ったものでございます。

①個人町民税関係、③特別土地保有税、④入湯税については、マイナンバー法の改正に伴う項ずれの措置となっており、②軽自動車税につきましては、令和7年11月から適用される新たな排ガス規制に対応するため、総排気量125cc以下で最高出力を50cc相当である4.0キロワット以下に制御したバイク、いわゆる新基準原付の税率を現行の50ccのバイクと同額の2,000円とするものでございます。また、この区分の新設に伴い関係する軽自動車税の減免の規定のほか、マイナ免許証の運用開始に伴う減免申請に係る規定の整備を行ったものでございます。

次に、⑤その他としましては、特定マンションに係る減額特例について、これまでこの特例を受けるには申告を要していたものを、申告の提出がない場合であっても一定の要件を満たせば特例を適用できることとする規定の新設と、これに伴う項ずれの措置を行ったほか、平成28年熊本地震及び平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の終了に伴う規定の削除を行ったところでございます。

なお、本条例改正の新旧対照表につきましては、議案説明資料2ページから12ページに記載してございます。

議案書15ページをお開き願います。

下段、附則としまして、第1条、施行期日は専決処分日と同日の令和7年4月1日とし、次のページ、第2条及び第3条につきましては、本改正における経過措置を規定するものでございます。

以上、承認第2号の説明とさせていただきます。御承認いただきますようよろしくお願い

いたします。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから承認第2号 専決処分につき承認を求める件（むかわ町税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

#### ◎諮問第1号及び諮問第2号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第5、諮問第1号及び日程第6、諮問第2号の人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求める件の2件を一括議題といたします。

諮問第1号及び諮問第2号の2件について、提案理由の説明を求めます。

竹中町長。

〔竹中喜之町長 登壇〕

○町長（竹中喜之君） 諮問第1号及び諮問第2号、人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求める件につきまして、一括して御説明を申し上げます。

本件は、人権擁護委員法に基づき法務大臣が委嘱する人権擁護委員のむかわ町における定員数5名のうち、今回鶴川地区委員2名の任期が本年9月30日で満了、候補者の推薦が必要となることから議会の意見を求めるものでございます。

候補者の1人は平成25年から人権擁護委員として活躍されている、むかわ町花岡293番地

3、田口秀吉さんでございます。2人目は平成28年から人権擁護委員として活躍されている、むかわ町美幸4丁目43番地、前田幸男さんでございます。お二人の経歴は議案説明資料に記載のとおりでございますが、人権擁護委員として現在に至る経験、そして高い識見を有する適任者でございます。

よろしく御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑の順序は議案番号順といたします。

まず、諮問第1号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、諮問第1号の質疑を終わります。

次に、諮問第2号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、諮問第2号の質疑を終わります。

これから諮問第1号及び諮問第2号の2件について討論を行います。

討論の順序は議案番号順とします。

まず、諮問第1号について、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、諮問第1号の討論を終わります。

次に、諮問第2号について、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、諮問第2号の討論を終わります。

これから諮問第1号及び諮問第2号の2件について採決いたします。

なお、採決は議案番号順とします。

まず、諮問第1号を採決いたします。

お諮りします。

諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求める件は、原案のとおり適任と認めることに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号は原案のとおり決定いたしました。

次に、諮問第2号を採決いたします。

お諮りします。

諮問第2号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求める件は、原案のとおり適任と認めることに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号は原案のとおり適任と決定いたしました。

---

### ◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第7、議案第38号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に関する件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

三上総務財政課主幹。

〔三上 祐総務財政課主幹 登壇〕

○総務財政課主幹（三上 祐君） 議案第38号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に関する件につきまして御説明申し上げます。

議案書21ページをお開き願います。

本件は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定に基づき、令和4年むかわ町議会第2回定例会議案第39号及び令和5年むかわ町議会第2回定例会議案第28号において議決いただきました花岡辺地、穂別富内辺地及び穂別豊田辺地における事業費及び辺地対策事業債の予定額につきまして、北海道知事と協議が調いましたので議会の議決を求めるものでございます。

議案書22ページをお開き願います。

議案書22ページにつきましては、花岡辺地に係る変更後の総合整備計画案でございまして、今回の変更につきましては、花岡川排水路整備事業に伴い資材費高騰及び労務単価の上昇により事業費が増加するもので、3. 公共的施設の整備計画の表中、括弧書きで記載しておりますとおり、計画における事業費は1億4,500万円、財源は道補助金1億584万9,000円、残りは一般財源3,915万1,000円のうち、3,910万円を辺地対策事業債として計画変更するものでございます。

次に、議案書23ページをお開き願います。

議案書23ページにつきましては、穂別富内辺地に係る変更後の総合整備計画案でございます。今回の変更につきましては、町道富内1条線道路改良舗装事業に伴い資材費高騰及び労務単価の上昇により事業費が増加するもので、3. 公共的施設の整備計画の表中、括弧書きで記載しておりますとおり、計画における事業費は9,783万5,000円、財源は全額一般財源のうち、9,780万円を辺地対策事業債として計画変更するものでございます。

次に、議案書24ページをお開きください。

議案書24ページにつきましては、穂別豊田辺地に係る変更後の総合整備計画案でございます。今回の変更につきましては、ホロカンベ橋橋梁整備事業は庁舎設計の結果、橋の部材である支承において補修から取替えとなり、これに伴い仮設工事も増となることから事業費が増加するもので、3. 公共的施設の整備計画の表中、括弧書きで記載しておりますとおり、計画における事業費は5,903万1,000円、財源は国庫補助金3,727万3,000円、残りは一般財源2,175万8,000円のうち2,170万円を辺地対策事業債として計画変更するものでございます。

続きまして、豊田橋橋梁整備事業は、当該辺地から市街地を結ぶ道道までアクセスする町道橋でございます。損傷が著しいことから長寿命化整備事業として事業費を追加するもので、3. 公共的施設の整備計画の表中、括弧書きで記載しておりますとおり、計画における事業費は1億200万円、財源は国庫補助金6,451万5,000円、残りは一般財源3,748万5,000円のうち3,740万円を辺地対策事業債として整備計画を追加するものでございます。

以上で議案第38号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第38号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に関する件を採決いた

します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第8、議案第39号 工事請負契約の締結に関する件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

三上総務財政課主幹。

〔三上 祐総務財政課主幹 登壇〕

○総務財政課主幹（三上 祐君） 議案第39号 工事請負契約の締結に関する件につきまして御説明申し上げます。

議案書25ページをお開き願います。

本件は、むかわ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例第2条に規定する、予定価格が5,000万円以上の工事請負契約であることから議会の議決を求めるものでございます。

別に配付してございます議案説明資料の17ページを併せてお開き願います。

工事の種類につきましては、山村強靱化林道ルベシベ線改良工事でございます。6月3日執行の指名競争入札の結果、入札金額5,610万円、税込金額6,171万円で、むかわ町穂別8番地12、株式会社遠藤組穂別支店に落札決定となりましたことから、当該事業者と契約を交わそうとするものでございます。

工事の内容といたしましては延長29メートル、のり面保護工を予定し、工期は令和8年1月9日までとするものでございます。

なお、予定価格につきましては税抜き5,633万円、税込み6,196万3,000円で、落札率は99.59%となりまして、6月4日に仮契約を交わしているものでございます。

以上で議案第39号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第39号 工事請負契約の締結に関する件を採決いたします。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

換気のため、暫時休憩といたします。

再開は11時10分とします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第9、議案第40号 工事請負契約の締結に関する件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

三上総務財政課主幹。

〔三上 祐総務財政課主幹 登壇〕

○総務財政課主幹（三上 祐君） 議案第40号 工事請負契約の締結に関する件につきまして御説明申し上げます。

議案書27ページをお開き願います。

本件は、議案書下段の説明に記載しております当該条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

別に配付してございます議案説明資料の19ページを併せてお開き願います。

工事の種類につきましては、防災行政無線設備更新工事でございます。6月3日執行の指名競争入札の結果、入札金額8,100万円、税込み金額8,910万円でむかわ町福住1丁目43番地、株式会社米澤電気商会に落札決定となりましたことから、当該事業者と契約を交わそうとするものでございます。

工事の内容といたしましては、防災行政無線に係る屋外拡声子局7基の更新工事を予定し、工期は令和8年1月15日までとするものでございます。

なお、予定価格につきましては税抜き8,296万円、税込み9,125万6,000円で、落札率は97.64%となりまして、6月4日に仮契約を交わしているものでございます。

以上で議案第40号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 工事の入札そのものでは特段ないんですが、ただ、私ども予算上の関係でどういう処理をするのかなというのが、ちょっと私こういう経過、あまり見たことないなという感じなのでお聞きしたいと思います。

1つは、この事業があれですね、エアコンということですよ。

〔「違う」と言う人あり〕

○11番（北村 修君） これじゃないの。40番でしょう。防災無線か。失礼しました。ごめん。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第40号 工事請負契約の締結に関する件を採決いたします。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第10、議案第41号 工事請負契約の締結に関する件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

三上総務財政課主幹。

〔三上 祐総務財政課主幹 登壇〕

○総務財政課主幹（三上 祐君） 議案第41号 工事請負契約の締結に関する件につきまして御説明申し上げます。

議案書29ページをお開き願います。

本件は、議案書下段の説明に記載しております当該条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

別に配付してございます議案説明資料の21ページを併せてお開き願います。

工事の種類につきましては、本庁舎・産業会館エアコン設置工事でございます。6月3日執行の指名競争入札の結果、入札金額6,300万円、税込み金額6,930万円でむかわ町福住1丁目43番地、株式会社米澤電気商会に落札決定となりましたことから、当該事業者と契約を交わそうとするものでございます。

工事の内容といたしましては、本庁舎と産業会館に42台のエアコン設置工事及び受変電設備工事を予定し、工期は令和8年2月10日までとするものでございます。

なお、予定価格につきましては税抜き6,496万円、税込み7,145万6,000円で、落札率は

96.98%となりまして、6月4日に仮契約を交わしているものでございます。

以上で議案第41号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 先ほどは失礼をいたしました。

工事契約そのものには私は異論はないですが、ただ、予算の整理上どうするのかということでお尋ねしたいと思います。

それはなぜかという、このエアコンが本庁舎それから産業会館、こういうふうと一緒にやるとなっています。これまで春に私たちが議決した予算書では庁舎関係で何ぼ、それから産業会館で何ぼという、こういう形でございました。それを1つ、同じ役場管内みたいなものだから1つでやるんでしょけれども、予算は別々になっているよ、この工事がそうやって一括で入札したよということになると、決算に関わっても、その後の処理がどんなふうになっていくのかなど。そして、今回のこの予算、工事契約の中でその辺の割合というのはどうなっているのかということも含めてまずお伺いをしておきたいというのが1つ。

それから、こういうふうにするのであれば、今回の予算の中に穂別総合支所もこうした事業もあったかと思うんですけども、それらについてはどういう扱いとしたのかというふうなことでございます。

それらについてまずはお伺いします。

○議長（野田省一君） 江後経済建設課長。

○経済建設課長（江後秀也君） ただいまの御質問にお答えします。

本庁舎・産業会館のエアコンの工事の工事費用の支払い、決算の関係でございます。

今回、本庁舎と産業会館、予算上別なんですけど、関連性があるという形で1本の工事で発注しております。この最後の精算、前払い等もあるんですけど、ここの精算におきましては、工事費の内訳の中で庁舎に係る工事費は幾ら、産業会館に係る工事費は幾らという形で設計書の内訳の中で分けております。おおむねその割合は、本庁舎と産業会館の割合として6、4の割合という形でやっております。最後細かく契約額を案分計算いたしまして、それぞれの決算をする形でそれぞれの予算から工事費の支払いをする形となっております。

以上でございます。

すみません、もう一点。総合支所の関係、これはこの次の議題の関係なんですが、同じような形で設計書の中で内訳を総合支所は幾ら、町民センターは幾らという形で工事費の内訳を分けておきまして、その案分に基づきまして工事費の精算を行っていく形でございます。

以上でございます。

○議長（野田省一君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） なるほどなというふうに分かりました。

そこで、その案分がどうなるのかということはまだ決めていないのかもしれないけれども、ざっくり言って、予算上から見ると今回のこの発注額、工事契約で落とした額というのはだいぶ下がったなという感じはするんですね。予算上でいくと相当の額になっていますから。例えば役場でいえば4,700万円、これいろんなものを入れてでしようけれども、それから産業会館で言えば7,000万円は超えるという状況の中で、こういう予算の中あって、そしてこのような工事議決になったよ、その後の費用については案分だよということになるんですけども、今あまり工事契約の段階でそういうの言っちゃいけないのかもしれないけれども、その辺の予算支出の関係ではどういうふうになっていくというふうに見ているのかどうか、もう一度その辺含めてお伺いしたい。先ほど割合が6、4と言いました。そうすると予算も6、4というふうな形で、そういう形の中でやっているということでもいいのかどうかということについてもう一回お伺いをしておきたいというふうに思います。

それから、42台ということなだけども、それはこの2つの建物、これの全部屋に工事をやるということなのかどうか、そこら辺のところちょっと教えていただきたいというのと、それから、穂別のほうをこの後と言いました。普通役所ですから、事業発注しなきゃならない、民間に仕事をということになるんでしょうけれども、どうせこうやってやるのであれば、一括してやったらもっと安くなるんじゃないかと思うんですけども、それはできないぞということなのかな。そこら辺についてもちょっと説明しておいてください。

○議長（野田省一君） 江後経済建設課長。

○経済建設課長（江後秀也君） 本庁舎と産業会館のエアコンの予算からの流れとしましては、予算時期に見積り組みましてそれぞれの予算を設定した中で、いざ入札しまして落札という形でそれぞれの予算の中の配分の中で収まっているという形でございます。これに基づきまして、今おおむね6、4という形でちょっとしゃべらせていただきましたが、その予算の中で案分計算によりまして精算をしていく形でございます。

先ほどの、この後というちょっと表現なんです、この後の議題で総合支所及び町民センターの契約の議案が出てくる形ですので、ちょっとその時点で議案の前に総合支所の話をしてしまった形なんです、総合支所のほうも同じような予算の整理の形で最後精算をしていく形でございます。

ただ、すみません。先に、今回の本庁舎と産業会館のエアコンの設置台数としましては、本庁舎でいきますと27台、産業会館に置きますと15台というところで、ほぼ全部屋につける形で考えております。廊下とかはちょっと別につかない形なんです、会議室というところには全てエアコンの設置を考えているところでございます。

また、本庁舎、産業会館、また穂別総合支所、町民センター、それを全部ひっくるめて1本でやるという形でいきますと、非常に大きな工事になりまして、物の資材の搬入また工事の順番とかそういう流れを聞きますと、こちら発注するに当たりましては本庁舎、産業会館というところと穂別の支所及び町民センターのエアコンの設置というところを分けて発注して、それぞれ同時で進めて早く完成に向かうというところの考えの下で、こういった2本の発注をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第41号 工事請負契約の締結に関する件を採決いたします。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第11、議案第42号 工事請負契約の締結に関する件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

三上総務財政課主幹。

〔三上 祐総務財政課主幹 登壇〕

○総務財政課主幹（三上 祐君） 議案第42号 工事請負契約の締結に関する件につきまして御説明申し上げます。

議案書31ページをお開き願います。

本件は、議案書下段の説明に記載しております当該条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

別に配付してございます議案説明資料の23ページを併せてお開き願います。

工事の種類につきましては、支所庁舎・穂別町民センターのエアコン設置工事でございます。6月3日執行の指名競争入札の結果、入札金額5,700万円、税込み金額6,270万円でむかわ町穂別29番地6、佐々木電気株式会社に落札決定となりましたことから、当該業者と契約を交わそうとするものでございます。

工事の内容といたしましては、総合支所庁舎と穂別町民センターに41台のエアコン設置工事を予定し、工期は令和8年2月10日までとするものでございます。

なお、予定価格につきましては税抜き5,775万円、税込み6,352万5,000円で、落札率は98.70%となりまして、6月4日に仮契約を交わしているものでございます。

以上で議案第42号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第42号 工事請負契約の締結に関する件を採決いたします。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第12、議案第43号 動産の買入契約の締結に関する件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

山木生涯学習課主幹。

〔山木美幸生涯学習課主幹 登壇〕

○生涯学習課主幹（山木美幸君） 議案第43号 動産の買入契約の締結に関する件につきまして御説明申し上げます。

議案書33ページをお開き願います。

本件は、むかわ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例第3条に規定する予定価格が2,000万円以上の動産の買入れ契約であることから、議会の議決を求めるものです。

別に配付しております議案説明資料25ページを併せてお開き願います。

契約品名はむかわ町小中学校学習用コンピュータ等（Chrome OS）です。

本事業は、国のgigaスクール構想に基づき、北海道及び道内市町村が参加する北海道公立学校情報機器整備共同調達会議により実施されたものです。

むかわ町は、学習用コンピュータ等Chrome OSに参加し、一般競争入札の結果、金額及び契約の相手方が決定となっております。落札者は、札幌市中央区大通西14丁目7、東日本電信電話株式会社。本町との契約台数は474台、契約金額は2,450万5,800円で契約を交わそうとするものです。納期は令和8年3月31日までとしております。

以上で議案第43号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、古内議員。

○3番（古内みゆき君） 以前使っていたパソコンが、スペックが低くて動かないことがあったという話は聞いているんですけども、今回入れるパソコンなんですけれども、スペックどのようなものなのかというところと、あとメーカー、どんな感じになっていますか。

○議長（野田省一君） 山木生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（山木美幸君） 今まで使っておりましたのがウインドウズのほうになりました。今回、Chrome OSということでちょっと仕様というか、Chrome OSはネット上でやるのでちょっとそもそもスペックが全然変わっております。

うちに入るメーカーはレノボ、品名が500e Chromebook Gen 4sというものになります。

○議長（野田省一君） ほかに質疑はありませんか。

3番、古内議員。

○3番（古内みゆき君） すみません、ありがとうございました。

ちょっと調べればよかったんですけども、ストレージとかメモリとかどれぐらいなのかってお分かりになりますか。

○議長（野田省一君） 山木生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（山木美幸君） ストレージが64ギガで、メモリが4ギガになります。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 若干お尋ねしますけれども、先ほどの説明の中で、これの契約については町が単独で行うのではなくて、何か関連の中でうちの分はこれだけというような感じのような説明に聞こえたんですけども、そこら辺の仕組みについて、それは具体的にどういうことなのかということをもう少し説明をお願いしたいというのが1つ。いわゆる共同購入のような形なのか、それともどこか大きな元請があって、その中にむかわ町も入ってやっているのかということになるわけなんですけれども、その辺の契約の仕方。その関係で、本来であればこういう契約の相手方というのはそれなりの事業所の責任者ということになるんだろうけれども、今回は部長という形になっていますけれども、そういうことでこういうことになっているのか。そこら辺含めてきちっと明らかにしていただければというふうに思います。

○議長（野田省一君） 山木生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（山木美幸君） 今回の共同調達に関しましては、全部で3部門というか3品種設定されております。本町が参加しておりますC h r o m e O Sとあとウインドウズ、あとi P a d O Sの3品種というか3項目に分かれて参加しております。

当町が参加しておりますC h r o m e O Sにつきましては、議案説明資料の参考のほうにも書かせていただいているんですけども、85市町村が参加しております、台数としましては10万9,460台ということとなっております。それぞれの部門に分かれまして、どういうスペックがいいのかとかどういう機能が欲しいかというので各市町村が出されまして、それに合わせまして機種を選考いたしまして、共同調達会議のほうで合わせて機種を選考とその金額が決まっております。

契約につきましては各市町村でということになっておりますので、本町につきましては2,000万円以上ということになりましたので今回議決いただくことになっております。

○議長（野田省一君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） なるほどと分かったような分からないようなところがあるんですけども、一度お伺いしますけれども、そうすると、共同購入という形の中で、それぞれウインドウズだとか分かれるんでしょうけれども、それは市町村がどこを選ぶかによって違うんでしょうけれども。そうすると聞きたいのは、そういう分かれたり、市町村、行政は分かれるけれども、発注を受ける事業者は1つということになるのか、その辺のところ明らかにしてもらいたいと思うんです。本体的にはその流れはどうなっているのかということをお明らかにしてください。

○議長（野田省一君） 山木生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（山木美幸君） 先ほど申しましたC h r o m e O Sとウインドウズとi P a d O S、それぞれで入札かけております。それぞれ事業者のほうが決まっております。そちらで決まっております、別々です。で、入札されております。

近隣の市町村なんですけれども、ほぼC h r o m e O Sになっておりまして、ちょっと苦小牧だけウインドウズを選ばれておる状況になっております。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第43号 動産の買入契約の締結に関する件を採決いたします。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第13、議案第44号 むかわ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

伏木総務財政課主幹。

〔伏木允一総務財政課主幹 登壇〕

○総務財政課主幹（伏木允一君） 議案第44号 むかわ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

議案書は35ページをお開き願います。

この改正は、令和6年8月8日に人事院が行った公務員人事管理に関する報告に基づき人事院規則が改正され、養育する子どもの年齢に応じた柔軟な働き方の実現を目的とする仕事と出産・育児の両立支援についての規定が整備されたことから、所要の改正を行うものであります。

説明の都合上、別冊配付の議案説明資料27ページをお開き願います。

改正の理由につきましてはただいま御説明申し上げましたとおりでございます。

改正の内容といたしましては、妊娠、出産について申出のあった職員または3歳に満たない子を養育する職員に対しまして、仕事と育児の両立支援制度に関する情報の提供、仕事と育児の両立支援制度利用に関する意向確認、養育する子の心身の状況や家庭の状況により発生し、又は発生が予想される仕事と家庭との両立の支障となる事情の改善に向けた意向の確認、意向を確認した事項への配慮、これらについて義務づけ、職員が子どもや家庭の状況に

応じて柔軟な働き方ができるよう支援する規定を設けるものでございます。

議案説明資料28ページ及び29ページにつきましては、ただいま御説明申し上げました改正内容に関する新旧対照表でございます。

議案書36ページにお戻り願います。

附則といたしまして、第1項においてこの条例は令和7年10月1日から施行するものし、第2項において公布日現在、3歳に満たない子を養育する職員についてもその対象となるよう経過措置を設けるものでございます。

以上、議案第44号の提案内容を御説明申し上げました。よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第44号 むかわ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第14、議案第45号 むかわ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

伏木総務財政課主幹。

[伏木允一総務財政課主幹 登壇]

○総務財政課主幹（伏木允一君） 議案第45号 むかわ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

議案書は37ページをお開き願います。

この改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、育児のために勤務しないことを認める部分休業制度の拡充を図るため、所要の改正を行うものであります。

説明の都合上、別冊配付の議案説明資料31ページをお開き願います。

改正の理由につきましてはただいま御説明申し上げましたとおりでございます。

改正の内容といたしましては、1日に2時間を超えない範囲内で勤務しないことを認める現行の部分休業につきまして、これまで勤務時間の始め又は終わりに合わせて取得可能としてきた取得時間帯の条件を廃止し、勤務時間中どの時間帯でも取得できるよう拡充し、これを第1号部分休業とするものであります。

また、これに加えて第2号部分休業を新設し、養育する子や家庭の状況等を勘案し、1年につき77時間30分、10日間相当を超えない範囲で1日の勤務時間の全部または一部について部分休業が取得できるよう定めるものであります。

なお、これらの部分休業につきましては、職員の希望や事情によりいずれかを選択して取得しますが、家庭の状況等により、養育環境に変化があった場合には取得形態を変更することができるものといたします。

議案説明資料32ページから34ページにつきましては、ただいま御説明申し上げました改正内容に関する新旧対照表でございます。

議案書38ページにお戻り願います。

附則といたしまして、第1項においてこの条例は令和7年10月1日から施行するものし、第2項において、今年度につきましては既に施行日の時点で6か月が経過していることを鑑み、第2号部分休業の取得可能時間の上限を半分とする経過措置を設けるものであります。

以上、議案第45号の提案内容を御説明申し上げました。よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） 44号でもちよっとお聞きすればよかったですけれども、対象となる職員、これの法律改正前にも活用された職員はいらっしゃいますか。

○議長（野田省一君） 伏木総務財政課主幹。

○総務財政課主幹（伏木允一君） 部分休業につきましては、使用している職員がおります。令和6年でいきますと2名の職員が取得しております。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第45号 むかわ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

昼食のため、しばらく休憩とします。

再開は13時30分とします。

休憩 午前11時49分

再開 午後1時30分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第15、議案第46号 むかわ町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

江後経済建設課長。

〔江後秀也経済建設課長 登壇〕

○経済建設課長（江後秀也君） 議案第46号 むかわ町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、御説明いたします。

議案書41ページをお開き願います。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令が一部改正され、本条例において引用条項に条ずれが生じたため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、別途お配りしております議案説明資料35ページ、議案第46号資料新旧対照表をお開き願います。

第4条第1項第6号において、引用条項に条ずれが生じたため、「令第21条第2項第1号」を「令第22条第2項第1号」へ改正するものでございます。

議案書41ページにお戻り願います。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第46号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第46号 むかわ町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

---

**◎議案第47号から議案第48号の一括上程、説明、質疑、討論、採  
決**

○議長（野田省一君） 日程第16、議案第47号 令和7年度むかわ町一般会計補正予算（第1号）から日程第17、議案第48号 令和7年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第1号）までの2件を一括議題といたします。

議案第47号から議案第48号の2件について、提案理由の説明を求めます。

三上総務財政課主幹。

〔三上 祐総務財政課主幹 登壇〕

○総務財政課主幹（三上 祐君） 議案第47号 令和7年度むかわ町一般会計補正予算（第1号）から議案第48号 令和7年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第1号）までの2件を一括して御説明申し上げます。

初めに、議案第47号 令和7年度むかわ町一般会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

議案書は43ページをお開き願います。

本補正につきましては、町長施政方針、執行方針に基づく政策的な事業及び各種事務事業の推進に必要な経費を追加するものでございます。

第1条でございますが、既定の歳入歳出の総額に1億2,305万8,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ108億9,480万9,000円とするものでございます。

補正する款項及び補正後の金額は、議案書44ページから45ページの第1表歳入歳出予算補正となっております。

議案書46ページの第2表は、第2条の債務負担行為補正の件ございまして、記載の全4事業につきまして、北海道備荒資金組合の譲渡事業を活用し整備を予定しておりますが、譲渡利率の改正に伴い限度額の変更を行うものでございます。

説明の都合上、別に配付してございます令和7年度むかわ町一般会計補正予算（第1号）

に関する説明書により御説明申し上げます。

予算説明書4ページの歳出から御説明申し上げます。

なお、追加する歳出の各事務事業に伴い、特定財源として歳入の追加があるものにつきましては、歳入も併せて御説明いたしますので、説明資料が行き来しますことを御了承くださいますようお願い申し上げます。

2款1項1目、30番、総務一般事務の25万円の追加につきましては、北海道町村会海外行政視察調査参加負担金として追加するもので、胆振町村会として町長が対応し、視察につきましては、森林保全、再生可能エネルギー、自然災害対応をテーマに、視察先はカナダ、行程につきましては本年10月12日から10月19日の8日間を予定しております。

9目、264番、DX推進事業の1,610万円の追加につきましては、別に配付しております議案説明資料37ページ、自立分散型組織の活用と高付加価値NFT販売プラットフォーム構築事業の概要により御説明申し上げます。

本事業は、1の目的に記載のとおり、自立分散型組織の活用による交流人口、関係人口の拡大と、本町の地域資源や観光資源を活用し、高付加価値なデジタルコンテンツとして国内外に発信、販売するプラットフォームを構築し、新たな収益機会を創出することで地域経済の活性化を図ることを目的とするものでございます。事業概要及び事業費につきましては、本説明資料2、3に記載のとおりでございまして、(1)プラットフォーム開発・運用として、自立分散型組織を活用した交流人口、関係人口の拡大及びNFT販売が可能なオンラインプラットフォームの構築経費、(2)NFTコンテンツ制作・販売として、地域資源や観光資源をモチーフにしたNFTの制作及び販売経費、(3)プロモーション及びマーケティングとして、SNS、動画、ウェブ広告を活用した国内外へ販売、促進経費に必要な事業費を追加するものでございます。

なお、本事業の実施につきましては、本町を含む3自治体と連携し事業を推進していくものでございまして、事業推進に係る財源につきましては、予算説明書3ページの歳入、14款2項1目総務管理費補助金、新しい地方経済・生活環境創生交付金として1,073万3,000円を追加するものでございます。

予算説明書4ページにお戻りいただき、3款1項2目、700番、老人福祉施設事務及び710番、ひだまりの里管理運営事務、予算説明書5ページ上段の711番、グループホームみのり管理運営事務の追加につきましては、いずれも介護施設等環境改善事業として国庫補助金を財源に高齢者施設に係る冷房設備の整備を取り進めていくものでございます。700番事業に

つきましては、社会福祉法人愛誠会が所有、運営するケアハウスこすもすへの整備経費として補助金145万3,000円、710番事業につきましては、グループホームふきのとうに係る居間への整備に75万4,000円、711番事業につきましては、グループホームみのりに係る食堂への整備に97万9,000円をそれぞれ追加するものでございます。

なお、この事業補正に係る財源につきましては、予算説明書3ページの歳入、14款2項2目老人福祉費補助金、介護保険事業費補助金として、183万4,000円を追加するものでございます。

予算説明書5ページにお戻りいただき、4款1項1目、990番、地域保健医療対策事務の300万円の追加につきましては、穂別地域の歯科医療を維持し地域住民の健康増進を図るため、歯科医療の開設に伴う助成経費として追加するもので、助成対象経費につきましては、アドバイザー支援費、申請書類作成経費及び設備費とし、助成上限を定め支援していくものでございます。

5款2項1目、1351番、私有林等整備促進事業の2,500万円の追加につきましては、森林の多面的機能を保持、保全のために、計画的かつ安定的な森林整備を推進する必要がありますが、今年度の国の森林整備補助事業予算の確定を受け、町において年度内に必要な事業費を追加するものでございます。

なお、事業に係る財源として、森林環境譲与税の活用を図るものでございます。

次に、1381番、林業・木材産業構造改革事業の6,965万円の追加につきましては、林業事業者の設備整備に伴う北海道の間接補助事業として、本町が事業者に対し補助金を支出するため追加し、財源につきましては、予算説明書3ページ、歳入、15款2項4目林業費補助金、林業・木材構造改革事業補助金として同額追加するものでございます。

予算説明書5ページにお戻りいただき、1410番、鳥獣対策事業の追加につきましては、エゾシカによる農林業被害の軽減を目的とする緊急捕獲事業に係る本年度の割当てがありましたことから補助金2,759万4,000円を追加するもので、財源につきましては、予算説明書3ページ、歳入、15款2項4目林業費補助金、農村環境保全対策事業補助金のほか、農林業被害軽減及び捕獲活動意欲の衰退防止を図るため、計画捕獲頭数を上限とし、道補助の差分を支援していくため、一般財源として措置してございます。

予算説明書6ページにお進みいただき、1419番、森林環境剰余税基金積立金の2,500万円の減額につきましては、先ほど1351番事業で御説明申し上げましたとおり、森林環境譲与税を財源として本事業補正に計上しておりますことから、基金積立予算を減額し充当するもの

でございます。

9款1項4目、1850番、魅力ある教育推進事業につきましては、企業版ふるさと納税で採納した10万円を活用するため財源振替を行うものでございます。企業版ふるさと納税で採納した寄附金につきましては、予算説明書3ページの歳入、17款1項1目指定寄附金でありまして、本年4月18日付で東京都新宿区新小川町5-5、株式会社アガルート様から、楽しく学び、まちを支える人を創る事業に申出があり、5月9日に受領しましたことを御報告申し上げます。

予算説明書6ページにお戻りいただき、11款1項1目、2515番、公営企業支出金の327万8,000円の追加につきましては、この後、議案第48号で御説明いたします上水道事業会計補正予算に、必要な財源として追加するものでございます。

続きまして、歳出予算の財源で御説明申し上げていない歳入を御説明いたします。

予算説明書3ページ、下段、18款1項1目財政調整基金繰入金につきましては、政策的事業に係る本補正予算における歳入歳出の財源調整として2,057万1,000円を追加するものでございます。

以上で議案第47号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第48号 令和7年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

議案書は47ページをお開き願います。

本補正につきましては、水道事業における営業費用として、二宮地区水道整備事業に伴う事業計画の区域変更経費として、近隣町である厚真町に隣接し入鹿別川を横断した住宅対応に伴い整備事業費の低減を図るため、厚真町簡易水道事業への計画区域変更に必要な負担金を追加するものでございます。

説明の都合上、別に配付してございます令和7年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第1号）に関する説明書により御説明申し上げます。

予算説明書1ページ、下段の収益的支出、営業費用、水道事業変更費用負担金として655万6,000円を追加し、財源につきましては、上段の収益的収入、営業収益、水道料金で327万8,000円、営業外収益、他会計補助金で327万8,000円を追加するものでございます。

議案書47ページにお戻り願います。

議案書第3条につきましては、一般会計からの補助を受け入れる金額につきまして、本補正予算に伴い改めるものでございます。

以上で議案第47号から議案第48号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑の順番は議案番号順とします。

各会計とも質疑をされるときは、ページ数及び款項目節または事業番号を指示の上、質疑を願います。

議案第47号 令和7年度むかわ町一般会計補正予算（第1号）に関する説明書、別冊事項別明細書3、歳出4ページから6ページまでの歳出全般について質疑はありませんか。

8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） 4ページの264、DX推進事業なんですが、この説明の中でいろいろ書いてあるんですけども、私はイメージが全然できないんですけども、もうちょっと、何をつくってどうなってというのを、もうちょっと詳しく説明していただけますか。

○議長（野田省一君） 大塚DX推進室長。

○DX推進室長（大塚治樹君） この補正予算が可決された後の動きになるんですけども、まだまだこの事業といいますか、NFTですとか、DAOという部分ではまだまだ勉強不足の部分もあるんですけども、今、考えているものとしては、こちらにも書いていますが、交流人口、関係人口の拡大という形で、DAOというインターネット上の組織をつくって、むかわ町の応援団をつくっていただく、つくるといことです。言ってみれば、今、ふるさと会の東京会とか開催されていますけれども、そういったむかわ町に関係する人ですとか、むかわ町を応援したいというような人をインターネット上で集めてそういう組織をつくっていくという形です。

DAOというのは、例えば、役場で言えば、一番上に町長がいて、普通の会社だと社長がいて、町内会だと会長がいますけれども、そういった人が権限を持って何事も決めていくということではなくて、その会員の方たちの投票によって、その会が運営されるような組織のことをDAOというふうに言っているようです。こういったものを使って、むかわ町の応援団を組織していくような形をつくりたいというふうに考えています。

NFTに関しましては、これもまだ関係課と打合せはしていませんので大きいことは言えませんけれども、例えばですけども、博物館が今度オープンしますけれども、博物館がオープンの際に、こういうNFTをつけた入場チケットだとかを販売することによって、例

えば、これいいかどうかはちょっと博物館とも話しなきゃいけないなと思うんですけども、本物のむかわ竜の化石に触れるですとか、そういったものの付加価値をつけたチケットをオープンに合わせて販売することによって、そういう部分でふるさと納税をしていただくというようなことも考えられるので、こういったコンテンツをどんどん考えていながら、ふるさと納税にも寄与していきたいというふうに担当としては考えています。

○議長（野田省一君） 8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） 用語解説の中でNFTとありますよね。デジタルアート、音楽、ゲームアイテム等を唯一無二のものとして区別し、所有者を明確にすることができると、これ、ずっと書いているんですけども、よく分かりません。どういうことなのでしょうね。

それと、結局、ここの真ん中のNFTコンテンツ制作・販売の中に、例えば恐竜化石だとか、特産品だとかいろいろあるでしょう。これは、インターネット上と考えればいいのか、DXだから。でも実際に、例えば観光協会があり地域商社がありということで、同じようなものを、それはDX上じゃなくてやっているわけでしょう。そういうものとの関わりというのを出てくるんじゃないかと思うんですけども、その辺はどうやって考えればいいのかとか、ちょっと私の年代ではこれを理解せいといっても、ちょっと難しいなと思うんですけども、できるだけ分かるようお願いいたします。

○議長（野田省一君） 大塚DX推進室長。

○DX推進室長（大塚治樹君） テレビでも「開運なんでも鑑定団」という番組があると思うんですけども、ああいうものって、例えば骨董品ですとか絵だとか、そういったものってだまされている方もいらっしゃいますよね。本物だと言われながらも、その鑑定書みたいのはないので、だまされていて結果的に100万だと思っていたものが3万の価値しかないというようなものがあると思います。そういったものを、NFTというのは、インターネット上で、これは本物ですという価値をつけるということです。本物、例えば、絵だとかそういったものをインターネット上で販売することがある、今、やっているそうなんですけれども、そういったものをインターネット上で、これはあなたの持ち物です、これは本物ですという価値をつけた上で販売するというのがNFTの販売の仕方になります。

ですから、それをなしでやると全く価値がなくなるようなものもあるそうなので、先ほど言ったように、恐竜博物館の開設に合わせた形でそういったものを考えていくことで、さらにむかわ町をPRするということが可能なというふうに思っていますので、そういう形をいろいろ中でやっていきたいなと思っています。

農産物だとかそういったものも、例えば夕張市なんかも、これはNFTやっけていまして、夕張メロンを販売するという部分をNFTをつけて販売しています。これは夕張メロン、本物ですということです。そういうものを、むかわ町でも可能であれば、そういったものも含めて価値をつけて販売していくというふうなことを考えていきたいというふうに考えています。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 1つは、今のDX関連での事業なんですけれども、今、大塚課長のほうからいろいろ説明ありました。しかし、ちょっと疑問が生じています。それは、例えばNFTということになれば、これは一つのもの、名のある方が作った、例えばシャツだとか、今までだったらこれを誰でも作れるようになるということだったんですけども、今度このNFTの形で載つけた場合には、それがほかではまねできませんよということで付加価値が上がるということなんですよね。そういうような意味なんでないかというふうに、私は、このNFTという言葉の中でそう思っています。そうだとすると、我が町でそこは、今、言われたように化石だとかそういうものをやるのかということになるんですけれども。

もう一つは、ここにあるように「新たな収益機会を創出し」とあります。結局、このことによって、どなたが民間なりの企業の方がそういう利益を得る機会をつくるんですよということになるんじゃないでしょうか。そういうことなら、このNFTとの関係がよく分かるんです。だとすれば、それはどこがどこを持っていくのか、誰がその利益を上げるような事業に参画するのかということになるかと思うんですよね。そこら辺のところをどう考えているのかということをお伺いしたいと思います。

私は、新年度予算の審議のときに、このDX問題で、これはDXに関する自治体関連の法律が変わって、そして国のほうからいろんな形で押しつけるような形ができるようになった、そういう中で我が町としてもDX推進ということを入れるということは、いろんな企業が参入してそれで自治体の持つものを利用して利益を上げるとか、そういう危険性があるんじゃないかという質問をしました。そして、それはなおかつ、そういう特定の事業者だけが利益を上げるということにつながるんじゃないのかという話をしました。そのことによって、住民の大事な情報、財産などがどこかへ出回っていくということになるんじゃないかという指摘もしました。私は、そういうことに、これがさらに使われかねないのではないかと、ちょっと懸念するわけですが、そこら辺のところを改めて伺っておきたいというふうに思います。

それから、これを3町、富山県から香川県までの3町でということなんですけれども、このところは、何でそういう町、3町が出てきたのかというのはよく分からないんです。このNFT、DAOという、この事業体からいけば、どうしてそういうふうになるのかというのは全然分からない。そこら辺の説明も改めてお願いをしたいなというふうに思っています。

予算全体の質問をせよということですから、これだけではいけないので、次にやりますけれども、1つは、5ページの地域保健医療対策事業、いわゆる穂別の歯科診療所の問題で支援をして継続するぞということなんですけれども、先ほどの話だと、何ら手続上の問題だとかそういうことに300万円を使うんだよという話でありました。しかし、実際問題としてこの診療所が穂別で運営できなくなったというのは、やっぱりいろんなもつと、例えば患者さんの問題だとか、そういう収益を上げるような問題等々であるんじゃないかと、そこら辺のところというのはどうふうに支援事業の中では考えておられるのか、それは後に出てくるといふ話になるのか、そこら辺を含めてちょっと伺っておきたいというのが2つ目であります。最後になります。

3つ目になりますけれども、鳥獣対策事業に関連してお伺いしておきたいと思います。

これは、国がやるということで、その補助を活用するということなんですけれども、ここで我が町独自として700万ほどを一般財源から持ち出してやるという、その中身がちょっとよく分からなかったんですよね。どういう、これに対して独自支援をということなのか、例えば頭数、何頭につきその対価として支援するということなのか、そこら辺含めて改めて説明をお願いしたい。

○議長（野田省一君） 栃丸総合政策課長。

○総合政策課長（栃丸直士君） まず、私のほうからは、今回高付加価値のNFTの販売プラットフォームに関する質問についてお答えをいたします。

まず、この事業に取りかかった背景といいますか、そういったところから説明させていただきますと、国が今、推し進めている地方創生2.0の推進といったところの中で、付加価値の創出型の新しい地方経済の創生という柱が示されたところでございます。その中に、NFTを含むウェブスリーとか言われる新しいデジタル技術、この有効活用というのが明記されたところでございます。こういった国の基本方針、地方創生2.0に関する基本的な考え方について、国のほうともちょっと相談して、それでその中で共通する課題を持っている、先ほど申し上げた富山県舟橋村、香川県琴平町ともつながることができたといった背景がまずございました。

この3町につきましては、それぞれ、我が町もそうなんですけれども、認知力の不足だとか、町の魅力の向上といったところがまだ不足しているだとか、プロモーションが弱いとか、そういったところの関係人口の創出が、共に苦しんでいるというようなところの共通課題があるそれぞれの自治体が手を組んで、今回はその高付加価値のNFT販売プラットフォームというのを構築してもらいます。この構築には、事業者が当然入って構築してもらうことになりまして、そのプラットフォームを使ってNFT等の高付加価値を使った、そのNFTを使ったものを販売してそれぞれの自治体に収入として入ってくるというような流れになっております。ですので、それぞれの自治体がこのプラットフォームを使って自治体収入を得るということで、新しい財源の確保といったところは期待できるかなというふうに思っておりますし、また、あわせて町の魅力の発信にもつながるといったところもございます。

ただ、議員の御指摘するように、特定の事業者が収益得るのではないかとといったところの懸念は、あくまでも、これは今回は販売プラットフォームを構築するための事業費ということで押さえていただければというふうに考えております。

以上です。

○議長（野田省一君） 梅津保健介護課長。

○保健介護課長（梅津 晶君） 私のほうからは、地域保健医療対策事業に関するご質問についてお答えを申し上げます。

今回、補正予算として計上しております穂別地域歯科医療開設助成金につきましては、現在、5月で閉院しました穂別歯科クリニック、あの場所を使用して新たに開業をされる方に対しまして、その経費の一部としてアドバイザーの支援費ですとか、開業に伴う申請書類の作成等の費用、また、設備費としまして、外観は町の持ち物ですので、内装の工事費用などの一部を助成をするための費用として補正予算のほうを計上しているというのが、まず、補助金の中身についてでございます。

また、今般、穂別歯科クリニックが5月末で残念ながら閉院するという事となった理由につきましては、昨日行政報告で申し上げましたとおり体調不良ということで、治療に専念をしたいということに端を発しての閉院ということでございますので、経営上の理由とかということではないということでございます。ただ、穂別地区唯一の歯科診療機関を維持をしていくために、町としても所要の支援をしてみたいということで今般の助成金の創設と関連する予算を計上しているということでございますので、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（野田省一君） 藤野農林水産課参事。

○農林水産課参事（藤野真稔君） 私のほうから、1410番、鳥獣対策事業のほうをお答えさせていただきます。

町のほうで、防止計画というのは立てているんですけども、その防止計画で、年間これくらい捕りますという計画頭数を定めております。そのうち、今回の緊急捕獲事業、国のほうに3,700頭の要望をさせていただきました。額でいいますと2,759万ほど要望させていただいたんですけども、国のほうからの内報で2,704頭、充足率でいきますと73%ほど、額でいいますと2,017万ほどの内報額でした。今後、補助金の中で追加要望があれば手を挙げていきたいと思うんですけども、何せ3,700頭を捕るという計画の下考えておりましたので、これが2,700頭超えたからお金つかないからもう捕れませんよというわけにはいきませんので、町単費のほうで残りの996頭分を補足させていただいたところです。御理解いただきます。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） すみません、この264事業について、もうちょっと伺わなきゃならない。今、栃丸課長の話で、その後段は分かったんですけども、前段の部分についてもどこかそういう事業所を選ぶんじゃないと、町自体がこのNFTに載つけることによって、町自体が事業者となって何らかの恐竜なりを利用して利益を上げられないかということなんですよね。だから、これは、ある意味でここに、この事業に載つけなきゃこれできないのかということにもなるわけなんですけれども、それだけでは言っていられないんで、じゃ、このNFTに載つけていくこの事業を今の町の体制の中で、それはどこがやっていくのか、DX推進室がやるということなのか、そんなこと、そこの部署ではできないというふうに私は思うんですよね。

やっぱり、特にここで狙っているのは博物館にある化石だと思っているんです。そうすると、そこに特化した何らかの仕組みをつくらないと、これはただこういうことをやるぞということに終わっちゃうんじゃないかと気がするんですけども、そういうものはどのように、まだ全くこれからということ、先ほどの答弁にあるように、全くこれからということなのか、そういう方向性というのは、ちゃんと持っておられるのか伺っておきたい。

○議長（野田省一君） 大塚DX推進室長。

○DX推進室長（大塚治樹君） こちらについては、地域おこし協力隊を雇ってといたしますか、

契約して、この事業に精通した人材を雇用して進めたいというふうに思っております。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 地域協力隊にというのは、それはそれも一つの手だなと思います。

地域協力隊の方々の中には、今、町はこれまでやってきている恐竜売出しの、恐竜の言わばまちなか、会社がやっているようなあれらについても、もうああいうところでやるべきじゃないんじゃないかと、自分たちでこういうことはできるぞみたいなそういう考え方を持っている人たちを、そういう方向に向かっている人もいます。だから、そういう利用の方法はあると思うけれども、しかし、こういう方向性、事業体をつくりながら、何でもそういう町なか、地域協力隊の人たちに預ければ何とかなるんでないかという、そういう計画の仕方というのはいかがなものかなというふうに私は思うんですよね。

やっぱり、もうちょっとこの企画として、やっぱり責任あるそういう一つの方向性、ましてや今回は全国的なつながりの中でやるわけですから、やっぱり、これはそういう中にうちの社会的な恐竜を載っけるわけですから、やっぱり、しっかりしたそういうコンテンツ、流れたりするなというふうに思っているんですけども、そこら辺含めて何か考えている、これからだというのであれば、これからだと言ってください。お願いします。

○議長（野田省一君） 大塚DX推進室長。

○DX推進室長（大塚治樹君） すみません、琴平町と舟橋村は、既にこのDAOという組織をつくって、NFTの販売まではちょっといっていないのかもしれませんが、昨年度から進めているので、当然、地域おこし協力隊が入って事業を進めているところです。ですから、そういった部分で2町の先行した事例もありますので、そういったところ参考にしながら地域おこし協力隊を充てて事業を進めたいというふうに考えております。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

10番、小坂議員。

○10番（小坂利政君） 6ページの1419、森林環境譲与税の関係で、直接というか、積立てそのものについての意見ではありません。いわゆる環境譲与税の精神的な部分でお話を伺わせたいと思うんですが。

北海道全体でも、北海道総合開発計画という計画が、今、立てられて、進捗状況も含めて検証している最中であります。その中で、鶴川一級河川の周辺より平地については生産空間という位置づけで、今、計画がスタートしていると思うんです。その後背地にある森林、町

長もいつもお話しされますけれども、7割、8割が森林ですよ。非常に大きな面積が行政区域の中であるわけでありまして。北海道全体を取っても、全国の25%が北海道の森林ですよという位置づけの中で、極めて大きな面積というか、その中で資源としてあるわけでありまして。これが、ただ森林、あるいは木材という位置づけの中で今日まで歴史は進んでいるわけです。

とりわけ、今、今日も最近の新聞も含めてそうなんです、50年近く塩漬けになっていた苫東開発が動き出したと、極めて大きなスピードで動いているわけでありまして。その背景として、北海道苫東に来る企業も含めて進出する皆さんは、北海道の環境はいい、土地も安い、水もあるよと、その背景にあるのが森林だということを、僕は条例までつくった、木づかい条例までつくったむかわ町でありますから、北海道にとっても非常に注目をされるそういう地域なのかなというところで、単に森林という表現だけで、これから先、新しい時代の森林の将来にわたって、それでいいのかという実は疑問を持っているわけでありまして。

例えば、この後背地である森林が、いわゆる環境保全空間とか、あるいはそれ以外の言葉で結構なんでありまして、今、そういう名前をつけたところはありません。あつて当たり前だという。しかし、地球規模で環境が変化している中での森林の果たす役割というところを、現場から発信しないで誰が発信するんだというのは私の考えであります。そういう位置づけの中で、今、苫小牧東部地域に進出してくる企業、その近隣、行政としてのきちっとした位置づけをすることによっての、いわゆる注目度というか、そういったところにも大きく波及するというふうに私は思っているものですから、あえて申し上げますが、その環境税、譲与税という税金は、これは国民一人一人、千円ずつ払っているわけでありまして。そういうところからの位置づけも含めて、むかわ町が発信拠点になる気はないのか、その辺についての考え方があればお伺いさせていただきたい。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 担当見たら、こっちのほうに目を向けていましたので。なぜ、先般、議員のほうからも提案あった中で、この時期に木づかいだとか、木づくりだとか、木育てだとかという条例をつくったのかなと。まさにまだ歩み始めていませんけれども、これは木を植えること自体が、釈迦に説法ですけれども、生きとし生けるものというのをしっかり次の時代に育てていくんだよといったところを、北海道179の先行の町としてつくった条例をしっかりと、これに命を育てていくと、吹き込んでいくといった中で、これから展開、いろんな施策についてはまだ具体化していませんけれども、既に動いているものもあります。それ

と、道のほうの開発のほうの計画も、もうとにかく世界を意識していこうと、それで森林というのそこは持って生まれたものがあるんでしょう、ですよ。

それと、CO<sub>2</sub>の吸収量が管内でナンバーワンの町なんだといったところの売りにしながら、1市4町、必ず金澤市長も、今、言葉として発信していただいているのが、苫小牧、苫東も、苫小牧だけの誘致だとか、そういったものではなくて、1市4町として東胆振として全体化していこうといったところのアプローチもありますので、その辺も意識しながらです。

御存じのとおり、言わずもがなでございませぬけれども、胆振東部地震で過去にない前例のない山腹崩壊を受けた町の一つとしても、森林再生については、しっかりと長期的展望を持ちながら進めていければなと思っております。

○議長（野田省一君） ほかに。

10番、小坂議員。

○10番（小坂利政君） 私も釈迦に説法ではありませんけれども、やはりつくったものに命を入れるべきだと、それについてやっぱりいろんな角度から、それぞれ知恵を集めた中で、むかわらしい特徴のあるものを発信するというのが、広く北海道にもそうでありましょうし、来る企業に対するアプローチもそうであります。やっぱり、それに気づかせるという、その条例の中にある木づかい条例の中の根本を、僕はこの環境という面で、むかわから発信していただきたいというのが本音でありますし、環境という言葉つく以上、世界に発信することにつながります。それには、いわゆる適期に管理をするという、後ろの産業にもつながるといふことも含めて、ぜひその辺については高度なひとつ判断をお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

3番、古内議員。

○3番（古内みゆき君） 264番のDX事業について4つほど伺います。

まず、事業費の中のプラットフォームの開発費となっておりますけれども、これは1,100万ぐらいですね。開発期間どれぐらいなのかというのと、どこに委託するというのは決まっていらっしゃるんでしょうか。あと、3町共用で、先ほど、何でしょう、ほかのところはやっていらっしゃるというふうには聞きましたけれども、3町合同ということは、この開発費が一緒に使うためにつくっているのかなというのがちょっと分からなかったので教えてください。あと、これがいつまでに収益事業につなげるというふうに見込んでいらっ

しゃるのか、あとは、もう一つ、売上げはどれぐらい見込んでいらっしゃるのかというのがあります。

あと、地域おこし協力隊の方がというふうにおっしゃっていましたが、サイトの構築ですとか保守ですとか、都合よく見つかるのかなというのがあるのと、3年契約ということなので、その辺のところをどのようにお考えなのか、この地域おこし協力隊はどこかの企業が受け入れるという方針で受け入れるのか、町のほうで受け入れるというふうになっているのか、決まっていなかったら教えていただければと思います。

○議長（野田省一君） 大塚DX推進室長。

○DX推進室長（大塚治樹君） まず、プラットフォームの事業費ですけれども、これは3町合わせてですので、それぞれ事業費を組んでいると思います。また、どこに委託というのはこれからですので、こちらについては今後になると思います。3町共用のプラットフォームになりますので、共用していくという形になります。いつまでにというのは、年度内にはプラットフォームの開発のほうは終えたいというふうには思っています。販売ですけれども、一応、補助金の申請に関しては、今年度100万円を見込んで、来年度1,000万を見込んでいますけれども、そういった形で進める予定をしております。それと、地域おこし協力隊は、町で雇ってDX推進室のほうにいていただいて事業を進める予定をしております。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

1番、栗原議員。

○1番（栗原健一君） 私も関連で。このDAOというもの、ちょっと調べるとイーサリアムという仮想通貨、そういったものが何か出てきたんですけれども、そういったものは取扱いというんですか、そういうのは町で考えているのかということと、あとメタバースというのが多分絡んでくると思うんですよね、仮想空間というか。そういったものも、その中でオンライン上で、オンラインプラットフォームの構築と書いているんですけれども、販売が。そういったことも今後考えていくのかなというふうに思うんですけれども、その辺のことについて分かる範囲でお答えしてください。

○議長（野田省一君） 大塚DX推進室長。

○DX推進室長（大塚治樹君） 仮想通貨については、多分、どの仮想通貨というのはありますけれども、NFTを販売する上では多分使わざるを得ないだろうなというふうには考えています。ただ、何をを使うかというのはちょっとまだ決めておりませんので、ちょっとお答えする段階ではないかなと思います。

それと、メタバースについては、こちらはまだ計画しているわけではないので、夕張の事例を見ると、夕張のほうはメタバースを使って、何か、メロンの仮想空間みたいのをつくったりとかしているようですので、こういったコンテンツなんかも、もしかしたらつくっていくという形になるかもしれません。例えば、仮想空間で博物館を見せるとか、そういったことはやることは可能だと思いますので、その辺も含めて、事業として考えていきたいというふうに考えています。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認めます。

次に、1ページから3ページまでの1、総括、2、歳入全般について質疑はありませんか。8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） 今回の関連なんですけど、総務費国庫補助金で新しい地方経済・生活環境交付金と1,000万とあるんですけども、今のDXの事業に充てているものなんですけど、この生活環境創生交付金というのは、いつまで使えるのかということですね。というのは、今、ネットでいろいろ舟橋村のこととか見ていたところなんですけれども、後ろのほうでもちょっと早いんじゃないかと、もうちょっと調査して、もうちょっと具体的な想定というかな、そういうものを築いてからやり始めるということも必要なのではないかと。

私も今、いろいろ質疑を聞いていて、よく分からないのは私だけなのかもしれませんけれども、もうちょっと例えば、この富山の舟橋村で出ていますけれども、地域おこし協力隊の方が、こんなふうに使っていますと出ていますけれども、やっぱりそういうところに、調査をするだとか、いろんなことでもうちょっと具体的にこのことでやりたいとかというものが示せるようになってからでもいいのではないかと思うので、この交付金を使えるのは、この先何年なのかなということ聞いているんですけども。やっぱり、何か、もうちょっと、何というんだろう、説明ができるようになってから提案するということが必要なんじゃないのかなと、急ぐのは、来年4月には博物館ができるということで急いでいるのか、ちょっと準備が足りないんじゃないのかなという気がするものですから、ちょっと改めてお聞かせください。

○議長（野田省一君） 大塚DX推進室長。

○DX推進室長（大塚治樹君） 補助金としては、3年間使用できるというふうに聞いております。議員おっしゃるとおり、博物館の開設に伴ってやりたいということは、この機を逃す

とできませんので、オープンしてからやるのではなくて、オープンしたときに付加価値をつけたものでいろんなことを考えていくことが博物館のオープンについてもいいのではないかと、この機を逃してはいけないかなというふうに考えております。

○議長（野田省一君） 8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） そうなのかどうかというのよく私も分かりませんが、町側としては、開設に間に合わせてということなんでしょうけれども、先ほども支出の部分で申し上げましたけれども、恐竜を生かしたまちづくりという点では、あっちでもこっちでもやっていますよね、むかわ町の。具体的には、地域商社の方も恐竜を売り出すためにはどうすればいいかというふうなことで、議会のほうにもちょっといろいろなお話がありましたけれども、そういったものと、何というんでしょう、それは、これはインターネット上の問題で、ほかのところでは、実質的な地上でのものというふうになるのかもしれないけれども、そういうものとの関わりっていっぱいありますよね。これまでもそういうことで、いろいろぐじゃぐじゃしたこともありますし、その辺の整理というのはどんなふうに考えているんですか。

○議長（野田省一君） 柘丸総合政策課長。

○総合政策課長（柘丸直士君） まず、今、博物館が一つのきっかけといったところはあるんですけれども、もう一つが、やはりタウンプロモーション戦略、今年つくりました。その中で関係人口の創出拡大をしていきますというような強化はしていきますというところは、町としても力を入れていきたいというのが一つございます。それと、執行方針の中で、むかわ町の応援団、仮称応援団をつくりますという明記もさせていただきましたけれども、この応援団の中に、このデジタル技術を使った活用ということも、例えばデジタル住民票だとかいう可能性も十分あるといったところも、ちょっと見込んでおります。

大塚室長おっしゃったように、この機を逃すとそういったところが国の補助金を使って取りかかれなかったところもあって、やっぱりタイミング的には今年度が適切ではないかというふうに考えております。

以上です。

○8番（大松紀美子君） 課題は。今、現在ある、言ったでしょう、私。

〔「事業者の絡みだ」と言う人あり〕

○議長（野田省一君） 8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） 答弁もれ、今の恐竜を生かしたまちづくりというところで取り組ん

でいるいろんな業者の方いますよね、事業所の方、事業者の方。そういうところとの関わり  
というかな、いろんな話合いをしたのかとか含めてどんなふうに考えているんですかという  
こともお聞きしているんですよ。

○議長（野田省一君） 栃丸総合政策課長。

○総合政策課長（栃丸直士君） 今、おっしゃられたように、その恐竜を使った、デジタル技  
術を使った、恐竜を、化石を生かしたまちづくりというのも今、一方で進めてはいます。当然、  
それぞれがそれぞれで実施するというのではなくて、恐竜のほうは、今、例えばARとか  
使った、デジタル技術を使ったそのPRといったところも今やってきておりますし、一方で、  
我々が今、進めようとしているのは、関係人口創出拡大のほうで進めてきています。デジタ  
ルコミュニティーみたいなもので、今、言ったように、今、進めている恐竜のまちづくりを  
使ったソフト事業をPRしていくという意味では、お互いに連携をしていくということは十  
分できると考えていますし、今後の施策の展開次第ですけれども、このNFTと今、進めて  
いる事業の連携といったところも視野に入れながら、今後事業を進めていきたいと思ってお  
ります。

○8番（大松紀美子君） もう一回。

○議長（野田省一君） 8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） 結局、この議案が通らなければそういうこともできないというふう  
に考えているのかもしれないけれども、どんなこと進めるんでも、やはり例えば、町は、こ  
んなことを考えているんだと、例えば恐竜を売り出す、交流人口、恐竜化石を生かしながら  
そういうものを取り組んでいる、いろんなこと取り組んでいますよね。そういう人たちと、  
やっぱりいろんな意見交換やら協議をしながら、そして、こういう事業を、3年間という期  
間、使っていていいですよという、そういうものを築いていく、その上で、こういう提案をして  
いくというところがやっぱりないと、何というんだらう、これまでがどうかあまり言いた  
くないですけれども、急ぐあまりにやっぱり後々、いや、こうだったとか、ああだったとか  
ということになってほしくないと思うんです、私は。

だから、もうともかく恐竜ですよ、恐竜を生かしたまちづくりにしなきゃなんてやって  
いるわけですがけれども、じゃ、そのことが町全体としていろんな関わっている人たちときち  
んと議論をした上で、町としてはこういうふうにやりたいんだと、私はこうやるかもしれない  
けれども、今、町はこのことも取り入れてやりたいんだというような、そんなことのちゃ  
んとした議論というの、もう分かってください。そういうものがないと、困るんじゃないか

と私は心配して言っているんですよ。もう、駄目だったとか、こうだったとか、あまり後で議論したくないんです。だから、うまくいってほしいから、そういう準備が大事なんじゃないんですかと言っているんですけれども、どうですか。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 御意見というものをしっかり受け賜ったところでもございます。それと、改めてでございますけれども、今、むかわ町、10年間のまちづくり計画、今回前期計画の最終年度ですと。しかし総体として最重点、いいですか、皆さんに関わることで、最重点課題として、議員、改めて確認したいと思うんですけれども、まちなかの再生、地方創生、そしてタウンプロモーション、これが今、町の最重点プロジェクトとして同時進行的に、熟度は別にしながら動いていますよね、動いているんです。今回の地方経済、ここに出ている、それと生活環境創生交付金ですか、これについては、地方創生というのをさらに加速化していくんだよというような重要な政策の一つとされているところでもございます。うちの重点課題の一つである引き出しの一つの地方創生を加速化していくための交付金の一つでもあります。

それとデジタル技術、とりわけこのデジタル技術については言わずもがなでございますけれども、この技術を活用することによっての地域資源、そして有効活用、それと、こういったところを取り組むのは、これまでもそうですけれども、まちなか再生もそうですけれども、地方創生も議員おっしゃるとおり多様な関わりのある方たちを主体的に参加を促していく、この事業もそうです。促すことによって、むかわ町としての地方創生の新たなステージ、これを進化させていくんだということで御理解を願いたいと思います。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

10番、小坂議員。

マイク入れてください。

○10番（小坂利政君） 一般会計の歳入歳出全般を通してになろうかなと思うんですが、冒頭、町長の昨日の行政報告の中で、メインバンクの苫小牧信用金庫の不祥事の報告が実はありました。歴史をたどってみると、およそ50年くらい前に、多分鶴川農協から苫小牧信用金庫に取引が移ったというの私記憶いたしております。昨日の行政報告で私どもの質問をする機会は与えられておりませんので、あえて今回改めて聞かせていただきたいと思いますが、当面は心配ないだろうと、推移を見ようというところまで私も理解できます。

じゃ、代わって我が町に、これに代わる機関、機能を持ったものはないのか、私は信用事

業でありますから、そういった面ではあってはならない今回の不祥事だったというふうに私は理解をさせていただいています。実は、私どもの企業も主な取引はそこにあります。今、注意をして推移を見守っておりますが、とりわけ町民の中でも不安をお持ちの方はいらっしゃるかなど、あえてこの場でお聞きするのもどうかなとも思ったんですが、機会は機会でありますので、こういう時期でないと忘れ去られても困るし、こういう危機管理と同時に、本元であるその組織は当然ああいう形で改善命令も受けてやった結果も見えていますが、この後来る、もう一度来る社会制裁みたいなもの必ずあると思うんですよ。そのときに、どういう現象が起きるのか、うちの町民はやっぱりそれは心配していると思うんですよ。これは指定金融でありますから、町民の財産、一括して預けて取引をしているわけにありますから。

それに対する町民の考え方も出てくるだろうというときに、議会が一つも聞かないよという結果に終わるのも嫌なんで、今日、あえて聞かせていただきますが、その辺の見解について改めて伺いさせていただきたい。

○議長（野田省一君） 佐々木総務財政課長。

○総務財政課長（佐々木義弘君） 本町の指定金融機関ということで、苫小牧信用金庫さん、基金を預けております。基金を預けているのは、苫小牧信用金庫だけではなくて、ほかにも広域農協さんですとか、鶴川農協さんですとか、北央さんですとか、全て利率を見ながらどれも預けているんですけども、そういうお金を借りるときとかもそうですけれども、苫小牧信用金庫さんの経営状況自体は非常に良好です。自己資本比率等も、そのお金を預ける際、借りる際、チェックはしております。そういった経営状況も勘案したところで、町民の財産に影響が及ぶということはないだろうという判断です。

あくまでも、今回の苫信さんのこの事件につきましては、不動産の業務に少し経営を行っていたということですので、その何といたしまして、町の業務ですとか取引には直接的には影響しないだろうと、そういった町民の不安とかというところはあるかと思えますけれども、直接的には影響はしないだろうという判断の下で今後の取引も継続すると、あくまでも経営を注視しつつ取引をしていくというところでございます。

以上です。

○議長（野田省一君） ほかに。

10番、小坂議員。

○10番（小坂利政君） それはありきたりの答弁だと私も理解をいたしておりますし、それで結構だと思うんです。ただ、近隣町含めて、やっぱり影響力が大きいと思っております。

特にお伺いしているのは、うちの取引金融機関で1回変わって苦信に移った経過は私覚えているんですよ。そのときもいろいろあったんです。ほぼほぼ50年になります。私の親の時代でありますから。そういう変遷の中で、信用事業が信用失墜したときの対応というのは、地方行政というのはやっぱり注視しなきゃならないだろうし、当然、そういう面では注釈も入れる必要があると思うんですよ。その辺の基本的な考え方もお伺いしているんであります。心配ないと思いますよ、それは貯金なくなるということないと思います。それでいいのかというところが実は裏側にあるというふうに思うものですから、不動産ばかりでないんですよ、これは3年前から実はうわさに出ていたんですよ。これは、もう明らかなんです。

そういう中での、いわゆる町民財産の信用取引の一番大事な部分が仮に崩壊したときの次の手というあるのかということ聞いているわけですよ。ないのかなと、あるのかな、だからそういう面も含めたやっぱり行政対応をするべきだという私は基本的には考えて申し上げていますので、大丈夫だといって駄目だったらどうするんだという話になるものですから、町民の不安が出たときの対応としていろんな方法まで考えていますよというくらいの答弁を持っていないと、相手に対する牽制にもならないだろうし、同じことがまた繰り返すんじゃないかというふうに思うものですから、あえてお伺いをさせていただきました。

○議長（野田省一君） 答弁を願います。

竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 昨日の行政報告で骨子的なことはお話しさせていただいております。

10番議員がおっしゃられるように、信用機関というんでしょうか、一番の大事は信用なんですよね、ですよ。そして、昨日も申し上げましたけれども、前理事長、我が町にも来られて経過の説明がありました。我が町としても、昨日申し上げましたように、あつてはならないことだよと、遺憾ですよと。しかし、これまで築いてきた信頼関係というんでしょうか、信用、それこそ一日でも早く、昨日申し上げたようにガバナンスを徹底しながら企業としてのコンプライアンスですか、これを改めて改善の視点というのをしっかり見せてほしいということで、先日、我が町にもその改善計画書というのが提出されております。今、その改善計画書というのをしっかりと見定めながら、それと改善計画書にしっかりと我が町としても注視しながら、一日も早い信頼関係というのを、信頼というのを取り戻していただきたいなと考えております。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり43ページから46ページまでの予算総則第1表歳入歳出予算補正、第2表の債務負担行為補正の全般について質疑はありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 1点だけちょっと確認的に質問させていただきます。

今回、4つの事業、4つあったかな、債務負担行為という形でやっています。ここに債務負担に行ったというその理由について、もう少し明らかにしておいたほうがいいんじゃないかというふうに思うので、説明をお願いします。

○議長（野田省一君） 三上総務財政課主幹。

○総務財政課主幹（三上 祐君） 債務負担行為補正の関係の御質問についてお答えいたします。

令和7年度の当初予算においても、債務負担行為をするということで御説明申し上げましたが、費用の平準化を図っていくために、今回、この4つの事業につきまして、北海道の備荒資金組合の譲渡事業というものを活用しながら、今年整備をして5年間で償還をしていくと、この5年間の償還していくという意味合い、目的につきましては、先ほど申し上げましたように、費用の平準化を図っていききたいという考え方で債務負担行為を設定したということでございますので、御理解いただければと思います。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、議案第47号の質疑を終わります。

次に、議案第48号 令和7年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第1号）に関する別冊説明書、事項別明細書の全般、議案書つづり47ページ全般について質疑はありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 1点だけちょっと確認的に伺っておきたいと思います。

この補正は、二宮地区の水道事業に関わることで出されているわけなんですけど、これは確認的に伺いますけれども、これは先ほどの説明でもあったように、厚真関連があるというふうに言いましたよね。これは、いわゆる厚真で今年度行っている基盤整備事業というのか、農業改良に関わるそういう補助事業との関連の中でのむかわ分に関わるものというふうになるんじゃないかというふうに思ったりもするんですけども、そこら辺を含めてちょっと説明をお願いしたいというのと、実際問題、この水道がどこにどの辺に位置するのかとい

うことも含めて、私の想像ではかなり奥かなと思ったりもしているんですけども、そういうふうな中から、その厚真の農業開発事業との関わりというのはあったのではないかと考えているんですけども、そこら辺ないのかどうかも含めて説明をお願いできればと思います。

○議長（野田省一君） 佐藤経済建設課参事。

○経済建設課参事（佐藤 琢君） お答えさせていただきます。

二宮地区のほうから、水道の設備の要望がありまして、今年度から事業を進めているところでございます。その組合の中の1件につきまして、道道千歳鶴川線の入鹿別を超えたところに1件組合員の方がいらっしゃいます。そこの方は、厚真町の水道がすぐ目の前に来ているということで、私どもむかわ町で整備するよりも厚真町から引っ張ったほうが安価になるということで、その方については厚真町から引っ張っていただきたいということで進めております。厚真町さんの水道事業の計画のほうを変えないと、むかわの一部が入るものですから、その計画を変えてもらうための計画の費用として、今回、上げている費用が必要になるということでございます。

以上です。

○議長（野田省一君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 分かりましたけれども、じゃ、それはあくまでも1戸なんだろうね、その方が、他地域にあることに関わりで変わるために、このことをやらなきゃならないというだけなんですね。その辺の地域が、私の記憶では構造改善といいますか、農地開発、農地改良事業が補助事業として行われていたと記憶あるものですから、そういうふうな関連であれば、我が町が金出す必要はないんじゃないかというふうに思ったものですから、ちょっとお伺いをしました。全くその辺は関係ないということで、改めて確認をさせてください。

○議長（野田省一君） 佐藤経済建設課参事。

○経済建設課参事（佐藤 琢君） 今回、出している費用につきましては、あくまで厚真町さんの水道事業の計画区域を変更するというので、今の農業のこととは関係ございません。

○議長（野田省一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、議案第48号の質疑を終わります。

これから議案第47号から議案第48号までの2件について討論を行います。

討論の順番は議案番号順とします。

初めに、議案第47号について原案に反対者の討論はありませか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、議案第47号の討論を終わります。

次に、議案第48号について原案に反対者の討論はありませか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、議案第48号の討論を終わります。

これから議案第47号から議案第48号までの2件を採決いたします。

採決の順番は議案番号順とします。

初めに、議案第47号を採決します。

お諮りします。

議案第47号 令和7年度むかわ町一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号を採決いたします。

お諮りします。

議案第48号 令和7年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎意見書案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第18、意見書案第4号 消費税を緊急に引き下げを求める意見書案を議題といたします。

本件について趣旨説明を求めます。

8番、大松紀美子議員。

○8番（大松紀美子君） 意見書案第4号 消費税を緊急に引き下げを求める意見書（案）です。

物価高騰が続き、国民のくらしと営業に深刻な影響を与えています。本道の消費者物価指

数（令和7年3月）は令和2年を基準とした場合に113.1となっています。

とりわけ、食料品が126.4、光熱・水道が124など、日々の生活に欠かせない費目で高騰していることは、道民の暮らしに大変深刻な影響を与えています。

消費税は、どれだけ生活に困窮していても負担する過酷な税金です。消費税は住民税や所得税と比較した場合、年収900万円以下の中間所得層を含めて、最も重い税負担となっています。

貧困と格差が拡大する中で、所得の低い人ほど負担が重い消費税を減税し、税制のゆがみを正すことは、人々の暮らしや中小企業の営業及び雇用を守るという点からも重要です。

世界では、新型コロナ危機以降、日本の消費税に当たる付加価値税を減税した国と地域は110に上っており、物価高騰から国民の暮らしと営業を守るための有効な対策として実施されています。

この間、日本国内においても報道各社の世論調査では、何らかの形で消費税の減税を求める声が多数になっています。今こそ日本も減税に向けて踏み出すことが求められています。

よって、政府は国民の暮らしを守るためにも、緊急に消費税の減税を行うことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

よろしく御審議、御決定くださいますようお願いいたします。

○議長（野田省一君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

5番、東議員。

○5番（東 千吉君） この意見書には反対をいたします。

これは個人の見解ではなくて、意見集約の後の組織判断によるものです。

以上です。

○議長（野田省一君） ほかに。

次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 組織というのは特定の政党なのかなというにも思いますけれども、そういう反対討論もあるのかなというふうに思って今、聞いていましたけれども、今度のこの意見書、そもそもは、今、国民の皆さんが物価高の中で本当にもうどうしようもない暮らしになっているということで、一般の新聞等々の中でも調査によれば、7割を超える方々が何らかの形で減税してほしい、消費税の減税を含めてやってほしいという状況になっていると、そういう事態に今、先ほど今、終わりそうな国会でありますけれども、この中を見ましても、各党で言えば全ての党の中に消費税減税を求める声が今の政権与党の中ですらあった、出されていた。しかし、この今の政権さんが最後に出したのがやっぱり減税はできないという、そういう話になっちゃって残念だなということになっているんです。

今、この消費税、日本で言えば消費税でありますけれども、世界的には付加価値税という形がこれが正式な形ですが、このコロナ以来、本当にいろんな状況が暮らしの中に来て、世界的にも付加価値税を下げ、そして、経済構造の在り方をやっぱり変えながら国をつくっていかうという流れの中になっています。やっぱり、そういう点では今、日本もそうすべきだというふうに思います。

昨日、私も一般質問の中でもお話をさせていただいたように、例えば5%に減税しただけで1人当たり12万円が軽減されるんです。これは、収入の高い人も低い人も等しく軽減されていきます。所得の低い人ほどこの効果は大きい、こういう状況になっています。いろんな議論をこの間されてきましたけれども、社会保障に使われているんだというのも、いや、それはそうではないと、これは社会保障には法人税でも所得税でもいいんだということも総理大臣から答弁されるような事態もあって、社会保障云々もこれはすっかり変わってまいりました。

何よりも財源どうするかというんでは、本当に金のある人から、今、いろんな壁の問題が出ていますけれども、一番大事なのは1億円の壁の問題です。収入が1億円超えると税収が下がるというふうに今、日本の税の仕組みです。だから、こういうのは改めて私たちと同じように1億円超えた人でも同じような税金を払ってもらえば、そういうような税の仕組みを変えればお金も出てくるわけですから、そういうものを求めていくというのが今、本当にアンケート調査で7割の人が減税を求めるという状況はそういう中に表れてきているというふうに言われています。

私はそういう立場に我が町議会としてもしっかりと応えていく、そのためにはこういう意

見書を何人かの方が、今度は賛成するよと御意見をいただきました。本当にそういうふうな中で、ぜひ取り上げていきたいという立場から賛同の意見とするものであります。

○議長（野田省一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから意見書案第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（野田省一君） 賛成少数です。

したがって、本案は否決されました。

---

#### ◎意見書案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第19、意見書案第5号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書案を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

5番、東 千吉議員。

○5番（東 千吉君） 意見書案第5号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書（案）。

むかわ町議会会議規則第14条の規定により、上記意見書案を別紙のとおり提出いたします。要望項目を朗読をもって説明に代えさせていただきたいと思っております。

1、地球温暖化や山地災害の防止など森林の多面的機能の持続的な発揮に向けて、新たに策定された「国土強靱化実施中期計画」に基づき、伐採後の着実な植林、適切な間伐、路網の整備や、防災・減災対策の推進に必要な予算を十分に確保すること。

2、森林資源の循環利用を推進するため、優良種苗の安全供給・鳥獣害・病虫害など森林被害対策、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材加工・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や木質バイオマスの熱利用の促進などによる道産木材の需要拡大、外国人材も含めた森林づくりを担う多様な人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

よろしくお願いをいたします。

○議長（野田省一君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから意見書案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎所管事務調査報告の件

○議長（野田省一君） 日程第20、所管事務調査報告の件を議題といたします。

本件については別紙配付のとおり、総務厚生常任委員長及び経済文教常任委員長、復興拠点施設等整備事業調査特別委員長から所管事務調査報告書が提出されております。

調査の経過と結果について報告を求めます。

総務厚生常任委員長、報告はありませんか。

○総務厚生常任委員長（大松紀美子君） ありません。

○議長（野田省一君） 経済文教常任委員長、報告はありませんか。

○経済文教常任委員長（東 千吉君） ありません。

○議長（野田省一君） 復興拠点施設等整備事業調査特別委員長、報告はありませんか。

○復興拠点施設等整備事業調査特別委員長（大松紀美子君） ありません。

○議長（野田省一君） これから各委員長に対する質疑を行います。

総務厚生常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、経済文教常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、復興拠点施設等整備事業調査特別委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで所管事務調査報告の件を終わります。

---

#### ◎閉会中の特定事件等調査の件

○議長（野田省一君） 日程第21、閉会中の特定事件等調査の件を議題といたします。

総務厚生常任委員会、経済文教常任委員会、議会運営委員会、議会広報委員会、復興拠点施設等整備事業調査特別委員会、議会改革等調査審査特別委員会から会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、特定事件等について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

---

#### ◎議員の派遣に関する件

○議長（野田省一君） 日程第22、議員の派遣に関する件を議題といたします。

本件については、北海道町村議会議長会が主催する各種研修会及び道内先進地議会視察研修に議員が出席予定となります。

お諮りします。

議員の派遣に関する件については、別紙のとおり派遣することにしたいと思います。

なお、日程の変更など細部の取扱いについては、議長に一任を願いたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣に関する件は、別紙のとおり派遣することに決定をいたしました。

---

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（野田省一君） これで本定例会に付された事件は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第2回むかわ町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会 午後 3時11分